

平成27年第4回定例会会議録（第5号）

平成27年12月16日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	永井正之君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	岩田弘君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	消防長	河原靖繁君
総務部参事	伊藤守君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	政策推進課長	本田明彦君
職員課長	樫山隆士君	財産活用課長	小野大介君
政策推進課参事	松川幸路君	秘書広報課長	末田信也君

自治振興課長	安達勤彦君	情報推進課長	勝田憲治君
観光課長	河村昌秀君	次長兼温泉課長	宮崎徹君
文化国際課長	田北浩司君	商工課長	挾間章君
農林水産課長	小林文明君	市民課長	濱本徹夫君
次長兼障害福祉課長	岩尾邦雄君	障害福祉課参事	大野積善君
児童家庭課長	原田勲明君	高齢者福祉課長	池田忠生君
健康づくり推進課長	甲斐慶子君	学校教育課長	篠田誠君
生涯学習課長	永野康洋君	スポーツ健康課長	溝部敏郎君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	議事総務課長	宮森久住
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
主幹	吉田悠子	主幹	佐保博士
主査	佐藤英幸	主査	波多野博
主事	穴井寛子	速記者	桐生能成

○議事日程表（第5号）

平成27年12月16日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○4 番（小野正明君） 人生初の一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、私は、議員になる前は地元の国会議員の地元秘書を務めてまいりました。一口に国会議員の秘書といっても、いわゆる東京秘書と、私と同じように地元秘書とは、仕事の内容は全くと言っていいほど違います。東京秘書は、文字どおり国会の議員会館において議員の政治活動に直接かわり、政策立案に携わったり、陳情の手伝いをしたり、他の議員事務所との調整をしたりとかが主な業務ですが、地元秘書は、常に支援者を中心に住民の方々とフェイス・ツー・フェイスのおつき合いをし、時には文句を言われ、時には励まされながら、日々次の選挙に向かっている活動をしている人です。言いかえれば、議員の政策を宣教師となって布教活動をしていると言ってもおかしくはありません。この議場の中にも秘書の経験を持つ方が何人いらっしゃると思います。秘書経験……（「誰か名前を言わなければわからぬ」と呼ぶ者あり）（笑声）2人ほどいらっしゃいます。

そして、市長も私と同じような経験をされ、政治の勉強を積まれてきたことと思います。秘書経験、議員経験そして浪人経験、すべてが肥やしとなっていることと思いますが、そこで市長、就任から 8 カ月たち、今までは前ばかりを見てきたことと思います。しかし、そろそろ後ろを振り返る余裕ができてきたのかなというふうに思いますが、ところで、お尋ねをいたします。市長が政治を目指す原点となった秘書時代の経験から学んだことも多かったのではないかと思います。そのときのこんなことが今役立っているとか、当時の思い出等がありましたら、披瀝願えませんか。よろしくお願いいたします。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

秘書としては、小野議員さんのほうが大先輩でございますので、私がとやかく言うことは、大変僭越ではございますけれども、御指名でございますので、何点か私の秘書時代のエピソードといいますか、今に役立っているようなことをちょっと披瀝といいますか、御披露させていただきますと、やはり小野議員さんが言われるように、東京の秘書と地元の秘書は、仕事の内容が、もう内容が全く違うと言ってもいいと思います。私は、幸いにも地元の秘書と東京の秘書を両方経験させていただきましたので、地元から上がったいった地元の皆さん方の要望といいますか、そういった困ったことが、どうやって上がって法律となり、また、それが地元に戻ってくるかというような、そういったことを現場で学ぶことができましたので、大変に自分の今の活動にも役に立っているのかなというふうに思いますし、また、市長はやっぱり心配り、心配りだと思います。自分ひとりでは政治活動といいますか諸活動はできませんので、やはり支援者の方や地域の皆さん方に大変に支えていただかなければいけない。これは、政治家も秘書も同じことが言えると思います。

小野議員も、大変に心配り、心配りに御苦労されたのではないかなというふうに思いますが、私の場合は、市長になりまして、この癖が消えませんが、人が気づく前に私がすべて先に気づいてしまいますので、先に体が動きます。そういうことで、そんなことをやられては、逆に困るというふうに叱られることもしばしばございまして、そのことも自分自身が今政治活動をする上では、やはりこれも自分自身では役に立っているのではないかなというふうに思います。

それから、最後に思うのは、やっぱり人の真心といいますか、人の心の温かさかなというふうに思います。やはり一緒に秘書をされていた横のつながりもそうですし、また、地

域の皆さん方が、いまだにやはり何かあると遠くから、私は、当時地元秘書をしていたときには佐伯や県南地域、あちらのほうの担当秘書をやっていたので、そういった方々が、何かあればいつでも駆けつけていただけるというような強いつながりといいますか、人の心の温かさが今でも残っているというようなところが、私が今政治活動をする上では大変に役に立っている、心に残っていることとございます。

- 4番（小野正明君） ありがとうございます。そういう人とのつながりを大事にして、別府の先頭となって引き続き市政運営をお願いしたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、私は、長年にわたり多くの方々との触れ合いを大事にし、いろんな意見を拝聴し、自分なりに判断をして実行に移すことを政治信条にしております。常に現場主義でいきたいと思います。これからも市民の代弁者として政治活動を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、通告に従って質問をしていきたいと思います。

まず、自治会と協働のまちづくりです。

先ほど申し上げましたように、現場を歩いて自治会関係者と話をする機会が多くあります。その話の中でよく耳にするのが、「行政からのお願い事が多く、負担を感じている」という声であります。いろんな区長からいろんな連絡が不定期に寄せられるために、対応に苦慮しているということとあります。特に自治会長さんは、町内で1人です。そこにいろんな部署からの依頼が違う担当者から来ると、対応したくても希望に添えないことがあるということとあります。自治会長さんたちは、皆さん真面目な方ばかりですので、「役所からの要望にはなるべく応えたい」とおっしゃるのですが、現実はかなり無理をされているみたいです。

そこで、お尋ねですが、このような現状を打破するために、役所側の窓口を一本化できないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

各自治会に対します各課の連絡事項、それからお願い事項等につきましては、年三、四回開いております自治委員さんの支部長会、それから理事会において、私ども自治振興課が取りまとめて連絡をしているところでございます。ただ、急な連絡事項が各課から発生した場合、それから特定の自治会のみが対象となっている場合等もありますので、そういう事項につきましては、その都度担当課から連絡することになりますので、それがちょっと負担感につながっているのではないかなというふうに考えております。それから、特にことしは国勢調査、5年に1度の国勢調査の年でもありましたので、調査員の推薦等を自治会にお願いする事項も出てまいりましたので、それも負担感につながったのではないかなというふうに考えております。

窓口の一本化ということとございますが、各担当課の詳細な内容については1つの課でまとめてというのは、ちょっと難しい面もございますので、今のような形でいたし方ないのかなというふうな感じもしております。ただ、各自治会さんの負担も十分理解できますので、極力先ほど申し上げました支部長会、それから理事会の中で連絡事項を集約させます。それとともに、各部署の業務をもう一回精査して、まとめられる部分はまとめていきまして、なるべく自治会の負担が減るように努力したい、このように考えております。

- 4番（小野正明君） できれば町内ごとに役所側の担当1人が窓口となれば、いい意味で人間関係もでき、「今度こういう話が担当部署からあるはずなので、対応をお願いします」と先に一言あれば、自治会の人たちも、知らない部署からいきなり話が来るよりも対応がしやすくなると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

そこで、自治会の負担感、自治会加入者の減少や高齢化も要因になっていると考えられます。行政からのお願い事があっても、なかなか対応できない。結局、自治会長を初め

とする自治会の役員が、いつも担わざるを得ないという状況だと思います。また、役員の改選期には、引き受け手がなくて困っているという自治会もあると聞きます。

現在の別府市の自治会加入率は、どうなっていますでしょうか。県内の他の自治体と比べてどうでしょうか。お答えください。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

県内の他市町村の自治会加入率、これはほとんどが80%以上となっておりますが、別府市は、ことしの4月1日現在で73%となっております。県内でも低い率となっているのが現状でございます。

○4番（小野正明君） 自治会加入率が低く、自治会組織の弱体化が進んでいるにもかかわらず、行政からのお願い事がふえる一方、協働のまちづくりを推進するためにも、今こそ自治会組織の強化が必要だと思います。そのためには、まず自治会加入率のアップが重要でございますが、市は、どのような取り組みをされているのでしょうか。お願いします。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、協働の主な相手方となります自治会の組織強化、これは行政にとっても大きな課題となっております。また、一般質問の初日に萩野議員さんの御質問にも答弁させていただきましたけれども、防災対策のためにも、その強化は必要、重要だと考えております。

自治会の加入につきましては、市報の中で加入を呼びかける特集を組んでおりますほか、市民課のほうにお願いして、転入届に来られた市民の方に対しまして、自治会加入啓発のチラシを配布するなど、加入率向上に向けて取り組んでいるところでございます。

○4番（小野正明君） 転入者の方が市役所の市民課窓口を訪れた際に配布しているチラシが、ここにあります。これだけでは、転入者の方に対して配布される多くの文書、例えばごみの収集のカレンダーとか、他の資料に埋まってしまっている状況でございます。ある自治体は、チラシを両面カラー印刷で、窓口職員が、自治会活動についてわかりやすく説明をし、自治会長の自宅地図のコピーを渡すなどして、加入率向上に努力していると聞いております。転入者にとって新たな居住地は、希望とともに不安でいっぱい。その不安を取り除くためにも、地域に詳しい自治会の存在は大きいはずで。そうした転入者に対し自治会の情報を知らせるべきだと思います。

市は、総合計画の中でも地域コミュニティ活動の推進として、自治会加入率のアップを目標に掲げておりますが、今の状況では、目標達成は困難だと思います。協働のまちづくりの推進の上で自治会は重要なパートナーです。そのパートナーの組織強化のために、市は、もっと努力をすべきです。

転入者が窓口に見えた際のチラシの工夫や自治会情報案内など、市民課とよく協議をして、また市全体で自治会加入率のアップ、自治会組織の強化に取り組んでもらいたいと思います。

さて、この協働ですが、ことしの4月に別府市議会初の政策条例である別府市協働のまちづくり推進条例が施行されました。この理念は、市民及び市が、互いの立場を理解し自主性を尊重、主体性を持ってそれぞれの役割と責任を明確にしてまちづくりを推進するというものです。この協働のまちづくりについては、今後ますます加速化する少子高齢化、税収不足等を考えると、非常に大きな取り組みだと私も考えます。しかし、協働の理念を十分に理解しておかないと、冒頭お伝えしたように自治会にとっての負担感、さらなる弱体化につながりかねません。協働のまちづくりの理念について、どのように自治会及び市民に対して周知をしているか、行っているか、お答えください。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

自治会それから一般市民の方々に対しましても、昨年度より研修会、講演会等を開きま

して、その周知に努めているところでございます。本年度も10月24日、高崎経済大学の櫻井教授を講師に講演会を実施しております。自治会役員を中心としまして約150人の市民の方々の参加をいただきました。その周知を図ることができたと考えております。次年度以降も定期的に行う予定としております。

- 4番（小野正明君） 今話がありました10月の講演会については、非常に有意義だったという、自治会長さんからそういうお話を聞きました。今後の自治会活動にも生かしていきたいということもおっしゃってありました。だが、自治会としてこういうことをやりたいと行政に伝えても、なかなか理解してもらえない、前向きな話をしているつもりだが、苦情といった形で捉えられてしまうともおっしゃってありました。自治会、一般市民はもちろんだが、行政の職員は、協働に対する理解がまだ不足しているのではないか。弱体化が進む自治会の現状を理解せずに、従来どおりのお願いに終始、そして自主性も尊重していない、協働のまちづくりを推進していく立場である以上、市民をリードしていく姿勢が求められます。さらなる努力をお願いしたいと思います。

そのほか、10月の講演会を聞いて、協働についてはある程度理解はできたが、具体的にどのように動いていいかわからないといったような話も聞きます。これも行政側がリードすべきと考えますが、例えば現在行政が実施している事業を思い切って自治会に担ってもらうというのも、1つの考え方ではないでしょうか。例えば、水道メーターの検針業務、地区公民館など市有施設の運営管理などを担っていただくというのは、考えられないでしょうか。地域に密着したサービスほど、行政の直営よりも自治会などの地域をよく知っている団体が引き受けることによって、サービスも質も向上することが期待できます。つまり、地域がより顔の見える関係となり、防災力が高まるとか、行政が行っていると気がつかない新たなサービスを付加することによって、さらなる利用促進が図られるといったことが考えられます。もちろん補助金なり委託料なり相応の経費を加えた上で、行政にとっては行革につながるし、自治会にとっては、その経費を運営費に充てることのできる。そうしたバトンタッチをしていかない限り、協働のまちづくりについてはできないし、自治会は負担を感じるばかりです。

何をやっているかわからない、加入しても何らメリットがないのではないかなど、自治会に入らない理由をよく耳にするが、そういう自治会にしてしまった一因は、行政側にあるのかもしれない。もっと自治会側の声を聞き、立場を尊重して協働のまちづくりをともに進めていただきたいというふうに思います。

以上で、協働のまちづくりについて、質問を終わります。

では、次の質問に移ります。遊休市有財産の利活用についてです。

これは、随分前から多くの議員が質問を繰り返してきております。古くて新しい課題だと認識しております。人口減少による市税収入の減少が避けられない中、今後、施設の改修費等莫大な費用がかかることは、公共施設マネジメント計画の試算の中でも明らかになっております。この莫大な費用に対処する1つとして、公共施設再編整備基金を設置し、それに土地等の売却益を充てるということで私は理解しています。平成22年度に策定された第3次別府市行政改革推進計画において、未利用財産の貸し付け及び処分の検討が、改革の項目として上がってございましたが、5年計画で進められた結果、最終的にどのくらいの実績がありましたでしょうか。お答えください。

- 財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

平成22年度から平成26年度までの5年間で、市有財産の売却等による歳入の目標額を5億3,300万円に設定してございましたが、それに対する最終的な実績額は7億442万7,000円でございます。内訳としましては、財産売り払い収入が3億3,397万4,000円、市有地貸し付け収入が3億7,045万3,000円でございます。

○4番（小野正明君） 1億7,000万ほど目標額を上回ったということではありますが、これは評価をしたいと思います。

では、現時点で別府市が所有している土地のうち、民間へ売却可能な土地はどのくらいあり、評価額はどのくらいでしょうか。お答えください。

○財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

現時点において当課で利活用可能な市有地として選定をしております土地の面積は924.09平方メートル、評価額につきましては871万8,000円となっております。

○4番（小野正明君） 現時点における面積、評価額では、基金へ積み立ててもなかなか期待できないと考えます。例えば普通財産だけでなく、行政財産も含めて、いま一度市全体の財産の把握、活用を考える時期に来ているのではないかと思います。どうでしょうか。

○財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、市有地利活用の候補地は、ここ二、三年において売却、貸し付けが進んだこともあって少なくなっております。行政財産につきましては、別府市公有財産規則上、その取得、管理、処分等の事務に関しまして、各所管部長が行うとされております。ただ、平成18年度の地方自治法施行令の一部改正により、行政財産を貸し付けることができる範囲が拡大されており、効率的な運用が課題となっております。使用目的や法令上の懸念など解決しなければならない問題がございますけれども、遊休資産の掘り起こしという意味でも、関係各課と連携を深めて市有財産を整理して、効率的な運用に努めたいと考えております。

○4番（小野正明君） 先般、ある市民の方から具体的にある市有地を指定され、この土地を有効利用するために買いたいのだが、売ってもらえるのだろうか、また売却が無理なら貸してもらえのだろうかという相談がありました。所管担当課を調べ、課長と話しましたが、課長は、その土地についてはうちの課の行政財産で、今も使用しているので、売却も貸し付けもできないとのことでした。しかし、一般市民から見ると単に空き地にしか見えない土地です。私も現地には足を運びましたが、使用しているようには見えませんでした。課長の説明によると、片隅に倉庫があり、その中に資材を保管しているために使用中であるとのことでした。民間であれば、このようなもったいないことをするはずがないと思います。使い方によっては非常に価値の上がる土地です。このような市有地はかなりあるのではないかと思います。

そこで、市長、今回この質問をするに当たり財産活用課長と何回か打ち合わせをする中で、財産活用課としては何とか基金を積み立てたいというふうに思っているが、手持ちの駒がないという状況です。各担当課が管理している行政財産のすべてが把握できず、なおかつ有効利用されているかのチェックも入れられないという状況であります。ここに縦割り行政の弊害があると思います。市有財産を一元管理し、なおかつ有効利用されているかどうかを定期的にチェックができる部署をつくる必要があるのではないかと思います。努力をすれば基金への積み立てもできるいい機会だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

確かに縦割りの弊害というものは、そういったところにもあるのかなというふうな自覚もございますし、今後は、今、縦割りの弊害というものを横でくくっていかうということで、再三にわたって申し上げておりますように、プロジェクトチームが今立ち上がっております。来年度に向かってどのような取り組みになるのかわかりませんが、当然、市有財産の一元管理ができるような形のをしっかりとこれから取り組みをしていきたい、このことは申し上げておきたいというふうに思います。

○4番（小野正明君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。インバウンド、いわゆる外国人観光客の誘客についてであります。

昨日の首藤議員の質問の冒頭でも話が出ましたが、昨日まで大分合同新聞が、5日間の連載で「インバウンドの波」というタイトルで、別府のインバウンドについての特集が載りました。タイムリーな質問だと自画自賛をしているところですが、さて、平成26年の国内旅行の延べ旅行者数は5億9,000万人で前年比5.7%減、そのうち宿泊旅行が2億9,000万人、同7.2%減、日帰り旅行が2億9,000万人で4.1%減、ともに前年比で減少し、国内旅行消費額は18.5兆円で前年比8.1%減、宿泊、日帰りともに消費額が減少する結果となっております。

一方、訪日外国人は、平成25年度に1,000万人を超え、26年は1,341万人、国別では1位が台湾の282万人、2位が韓国の275万人、3位が中国の240万人、4位が香港の92万人、5位がアメリカの89万人、次いでタイ、オーストラリア、マレーシア、シンガポール、イギリスの順となっております。消費額も2兆300億円となりました。また、ことしの1月から10月までの累計で1,632万人、対前年同期比で48.2%増の過去最高となっております。国としても、平成24年に観光立国推進基本計画を策定し、ビジット・ジャパンなどの政策を上げて取り組む中、着実にインバウンドが増加し、これまで2020年に2,000万人を目指すということにしていた数字を前倒ししようかという動きがあるようなことも聞いております。

このような状況の中、別府市では、インバウンドの入り込み状況はどのようになっていますでしょうか。お答えください。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

本市におきましても、訪日外国人観光客数は、年々勢いよく伸びております。リーマンショックや東日本大震災等の影響により15万7374名まで減った外国人観光客数が、平成26年度は33万6,332名までふえており、これから2019年ラグビーワールドカップや、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けてさらなる増加が見込まれます。

インバウンド受け入れ状況も常に変化しております。昨年、国・地域別訪日外国人観光客数が第1位となった台湾におきましては、大分空港利用促進期成会の会員として誘致活動を行った結果、10月11日から約1カ月間、大分と台中とを結ぶチャーター便がマンダリン航空により運行されました。また、大分県国際観光船誘致促進協議会では、別府国際観光港に寄港していただける大型観光船の誘致活動も随時行っております。

○4番（小野正明君） 昨年の入り込みが33万6,000人で、さらなる増加が見込まれるということですが、現在、訪日外国人が日本のどこに来ているのか、何を目的に来ているのかという現状分析をしなければならぬと思います。平成26年の統計によると、都道府県別では1位東京、2位大阪、3位京都、4位神奈川、5位千葉となっております。いわゆるゴールデンルートに当たる地域に集中していると言われております。このゴールデンルートを訪れた後には、沖縄を含めた九州や北海道に拡大すると予想はされていますが、福岡には来るが別府には来なかったでは、何にもなりません。九州へ来るなら必ず別府まで来ていただくような取り組みが、早急に必要だと思います。温泉、自然環境、食など魅力が満載である別府市への誘致の取り組みについてお尋ねをいたします。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

本年度の主な取り組みといたしましては、一般社団法人別府市観光協会とで分担・協力して訪日外国人観光客の誘致、いわゆるインバウンド施策に当たっております。また、国が進めるビジット・ジャパン事業の一環といたしまして、日本政府観光局や九州観光推進機構が主催する事業への協力や、大分県並びに公益社団法人ツーリズムおおいたとの連携等により情報発信に努めております。主体的かつ具体的な取り組みといたしましては、バ

ンコク、台北及び東京で開催されました最大級の国際旅行博覧会に出展し、訪日旅行を計画する市民や現地メディア等に直接本市をPRする一方、併設の商談会にて現地旅行会社に商品造成につながる本市の観光情報を伝えるプロモーションを行ってまいりました。

また、東九州自動車道を活用した取り組みといたしまして、台湾及び韓国の旅行会社、メディア及び多くの支持者を持つブログ専門家を招聘いたしました。そのほか、台湾には市長トップセールスや大分県のプロモーションへの帯同、またASEAN地域には商談会等を通しまして、本市への旅行商品の造成を働きかけてまいりました。

来年度の事業といたしましては、市単独での台湾プロモーションを計画しております。また、ビザ発給要件の改正や一部免除等により入り込み数が増加すると思われるインドネシアやベトナムも、引き続き次のマーケットに入ってくることも想定し、積極的なアプローチを図ってまいります。

また、別府の自然を生かした観光メニューといたしまして、昨年12月にオープンいたしました九州オルレ別府コースは、本市におけるインバウンドでは圧倒的な1位である韓国の方から大変好評であり、今後も情報発信や整備を進めてまいりたいと考えております。

○4番（小野正明君） 先日、森山議員も同じような質問をされ、クルーズ船の話が出ましたが、クルーズ船の誘致も大事なことです。船のお客は、宿泊は船内ですので、別府に寄港しても、観光とショッピングで終わってしまいます。これはこれで大事にしなければなりません。せつかくであれば別府に泊まっていただくような旅行客をふやしていく方向で誘致を進めていただきたいと思います。

では、受け入れの取り組みについてでございます。

お客様を呼びこむことは、大前提に考えなければならないところですが、来ていただいたお客様に対しどのような対応をするかは、もっと大事なことです。日本は、おもてなしの国です。外国のお客様は、おもてなしを求めて来る方がほとんどです。別府市内には、大小さまざまなキャパシティの宿泊施設があり、聞くところによると、ある施設は日本人専用、ある施設は国内外問わず、また、あるところには外国人を主にターゲットにしたというふうに考えているといったように、民間の宿泊施設経営者は、いろいろと経営努力をされているようです。別府に今後外国人客が大幅にふえても、別府市内の宿泊施設は、知恵を絞ってそれなりに対応できるものと信じております。

一方で、行政側としても受け入れ態勢の構築が必要であると思われましても、どのように取り組んでおられますでしょうか。お願いいたします。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

当市におきましては、外国人観光客案内所、市内留学生の連携もあり、多言語でのパンフレット制作や、ホームページやウェブ上の情報発信など、本市を訪れる訪日外国人観光客の受け入れに対応できるよう、サポート体制の構築に取り組んでおります。

また、在住留学生の生活環境整備といたしましては、文化国際課が取り組んでいる多様性を受け入れるという意味での多文化共生交流会、国際理解教室、語学教室、「ムスリムフレンドリーマップ」の作成などさまざまな事業との連携、応用や受け入れ準備をしています。本年度におきましては、市の主要施設に無料公衆無線LANの整備と同時に観光ホームページの全面改修を進めておりまして、外国人観光客に対する情報提供の向上にも取り組んでおります。

○4番（小野正明君） ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

いずれにしても観光課は、結果の出た数字の統計資料作成に追われるのではなく、観光協会、旅館ホテル組合等関係団体、もちろん県もそうですが、そのようなところと連携を密にして、「訪れてよし」の別府市を目指して誘客の努力を続けていただきたいと思います。お願いをして、この項の質問は終わります。

次に、ラグビーワールドカップについての質問に移ります。

2019年のワールドカップ日本大会が決まり、ことしの流行語大賞に「五郎丸ポーズ」という言葉が選ばれたほど、五郎丸選手を初めとする日本代表の大活躍で、今までマイナーなスポーツだと言われてきたラグビーが、非常に注目をされるようになりました。日本開催の国内12会場の1つに大銀ドームも決まり、大分県も本年7月に推進委員会を立ち上げ、その取り組みに入っていると聞いております。

別府市でも、キャンプ誘致に向けてのプロジェクトチームができたと聞いておりますが、まず、その構成メンバーとその目的についてお答えください。

○文化国際課長（田北浩司君） お答え申し上げます。

本年7月に、ラグビーワールドカップ2019別府キャンプの誘致プロジェクトチームが設置されました。メンバー構成は10名で、本部長がONSENツーリズム部長、文化国際課、課長を含め3名、観光課長を含め2名、教育委員会スポーツ健康課長を含め2名、ラグビー経験の職員2名の計10名で構成しております。

目的としましては、2019キャンプ誘致のための広報、それから施設、組織体制等につきまして、現状分析等クリアしなければならない課題等の設定を行っております。

○4番（小野正明君） また、本年10月に行われたワールドカップイングランド大会に、県の訪問団とともに市の職員も現地に視察に行ったと聞いておりますけれども、その成果についてもお聞かせください。

○文化国際課長（田北浩司君） お答え申し上げます。

今言いましたこのチームメンバーの1人が、大分県の訪問団とともにイングランド大会視察を行いました。その中で一部日程を離れまして、姉妹都市イングランドバース市でキャンプを行っておりましたオーストラリア代表チームのキャンプ地の受け入れ地も視察してきたところであります。

今回の訪問でわかったことは、各国代表チームがキャンプ地として、各国代表は勝つための練習環境がどれだけ整っているかを求めています。そして、それがまた提供、どれほどの提供ができるのかということも求められております。また、設備要件としてチームホテル、それから屋外練習場、体育館、ジム、プールの5つの主要要件を備え、すべてが近い範囲内であることが望ましいとされております。そして、何よりも4年後に向けて、別府市としてお客様をお迎えする機運の醸成と情報発信、そして2019年以降のあり方が重要になってくるものと考えております。

○4番（小野正明君） そうですね、これから確かにどうやって盛り上げていくかということが大事なことだと思います。

では、キャンプ誘致について、今後、別府市としての対応はどのようなものをご考えていますでしょうか。お答えください。

○文化国際課長（田北浩司君） お答え申し上げます。

ラグビーワールドカップ2019組織委員会が、来年の2016年6月ごろまでにはキャンプ地の要件を示される予定になっておりますが、これまでの現状分析と課題を、想定されるキャンプ地要件と照らし合わせながら、キャンプ地誘致を進めていきたいと考えております。具体的には、公式訪問としてキャンプ誘致も含め、来年1月に姉妹都市ニュージーランドロトルア市を訪問する予定でございます。ロトルア市のチャドウィック市長には、これまでニュージーランド代表チームへの別府キャンプ誘致の協力をいただいております。2015年のワールドカップでもチャンピオンになりました人気の高いチームだけに、他自治体よりも先手を打つ形でロトルア市を訪問し、ニュージーランドラグビー協会関係者の方々にもお会いしたいと考えております。

また、今後、ロトルア市の高校生を招聘し、ラグビー交流を検討しており、その競技も

予定しております。

キャンプ誘致の候補国については、その他の姉妹都市イングランドバース市などを含め交流がある有力国へのアプローチも必要だと考えており、今後、年度内に官民協働のキャンプ誘致に関する組織を立ち上げ、課題を共有し、2019年に向けた準備に取り組んでまいります。

- 4番（小野正明君） そうですね。別府市のラグビー協会がありますけれども、ここも組織強化をして、行政とともにキャンプ誘致に積極的に乗り出そうとしております。ぜひ官民ともに連携をとって進めていただきたいというふうに思っております。

では、キャンプを誘致する上でグラウンド整備をどう考えているか、計画があれば教えてください。

- 文化国際課長（田北浩司君） お答え申し上げます。

現状で想定される場所は、2カ所であります。野口原総合運動場、そして実相寺サッカー場を含む周辺が想定されております。また、ラグビーピッチの整備など、施設関連の整備計画につきましては、来年6月ごろまでにラグビーワールドカップ2019組織委員会から提出されますチームキャンプ地選定プロセス概要、これは、キャンプ地としての要件がありますが、発表されます。現在想定される選定基準等の情報収集や調査を行っており、選定要件の発表時期を待つことなく、早急に取り組んでいかなければならないと考えております。

- 4番（小野正明君） 日本開催まで、もう4年を切りました。悠長なことは言っていられない状況です。組織委員会から来年の6月ごろにキャンプ誘致の条件提示があると聞いていますが、それを待ってから動き出したのでは、完全に出おくれしてしまうと思います。福岡市のように、既に官民一体となって動き出している自治体も多いと聞いております。特に施設の整備については、別府市として早く特定し、整備計画に着手すべきだと思います。

体育施設の整備、維持管理等については、教育委員会の管轄になると思いますが、プロジェクトチームのメンバーとして素早い対応をしていただかないと、別府市のキャンプ誘致は夢に終わってしまう可能性があります。整備にはスポーツ振興くじ、いわゆる toto や宝くじの助成金も使えると聞いておりますので、これらもうまく活用するように考えてください。

施設の整備においては、ワールドカップ、その翌年のオリンピック・パラリンピックを見据え、またスポーツ観光誘致を継続的に行うプランを持って総合的な面から考えていく必要があると思います。

ところで、私は、去る13日の日曜日に行われました、野口原の総合運動場で行われたのでありますが、別府市ラグビーフットボール協会が主催した別府ラグビースクールフェスティバルを見学に行きました。スクールの生徒たち、また一般参加の子どもたち、その家族、指導者、役所の関係者たちが、総勢200名ほど集まり、元日本代表でラグビーワールドカップ2019組織委員会公認アンバサダーをされている田沼広之さんをゲストに迎えて、ゴールキック、ハイパントキャッチ、タックルなどの体験コーナーもあり、非常に盛り上がったイベントでした。

その中に、猪又副市長がいらっしゃいました。詳しく話はできなかったのですが、副市長御自身、学生時代にラグビーをやられていたということで、「きょうは、どうしても血が騒いで参加した」ということでした。

副市長、ラグビーに関してはどういう経験をお持ちでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

- 副市長（猪又真介君） 御紹介がありましたように、高校時代からラグビーを経験しております。特段強豪校に属したわけでもございませんし、また、私自身が名プレイヤーだっ

たわけではありませんので、大それたことは申し上げることができないのですけれども、長くラグビーとスポーツに携わった関係で、このスポーツにはいろいろ教えてもらったことがたくさんありますので、大変感謝しております。

そういった思いがある中で、これから4年先、ラグビーのワールドカップが日本で行われること、そして大分県が試合会場になっていること、また別府市がキャンプ地として誘致をしていること、こういった機会は、言ってみればラグビーに対する恩返しのお機会だと思っておりますので、できるだけ多くの機会を捉えて積極的に携わっていきたいというふうに思っております。

これからキャンプを誘致するに当たって、いろいろやるべきことはたくさんあるかと思っております。先ほど来、担当課長からもるる御答弁申し上げておりますが、例えば今、議員からも御紹介がありましたとおり、先週13日の日曜日、野口原で別府ラグビースクールのイベント、これは市役所のPTの関係者も準備の段階から、そして当日まで積極的にかかわらせていただきましたが、こういったイベントが積み重なることで、市内にラグビーの普及啓発をやっていくことも大事でございましょうし、それから大会期間中は、海外から選手関係者、あるいは関係の方々がたくさんお越しいただけるかと思っておりますので、そういった方々のおもてなしということでホテル関係者の方々、あるいは飲食店関係者の方々に理解と御協力を求めること、また来年6月以降、キャンプ誘致の基準が出ましたら、ひょっとしたらその必要経費を投じてグラウンド整備等を行うこともあるかと思っておりますので、そういった捻出方法について検討すること、これは非常に大事なことだと思っております。

ただ、課長からも御答弁申し上げたとおり、2019年のラグビーのワールドカップだけにそのことをやるわけではなく、19年のその先に一体何が残せるのか。ラグビー関係者は「レガシー」という言葉を使っておりますけれども、後世の別府市民に対してどんなレガシー、遺産を残していけるかということを考えることが特に重要だというふうに考えております。これまでも日本ラグビーワールドカップの組織委員会の方々、それからかつて日本代表で活躍された方々からも全くそのとおり、「レガシー」という言葉が一番大事だというふうにアドバイスをちょうだいしておりますので、この言葉にこだわって関係者の方々と丁寧にやりとりさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○4番（小野正明君） ありがとうございます。突然で申しわけございませんでした。

先ほど、キャンプ誘致に向けてのプロジェクトチームのメンバーをお伺いしましたけれども、その中に副市長さんのお名前がありませんでした。せっかくラグビーに対する熱い情熱をお持ちで、なおかつ国・県に太いパイプをお持ちの猪又副市長にここで頑張ってもらわない手はないと思います。市長、ぜひプロジェクトチームの先頭ということで副市長にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

これでラグビーワールドカップについての質問は、一応終わります。

次に、市営温泉・共同温泉の将来像について質問をいたします。

先日、温泉課からいただいた資料によると、一部の施設を除きほとんどの市営温泉で赤字が、全体で8,400万円ほど赤字が生じております。今後、ますます財政状況が厳しくなる中で、このような状況が続いていくわけにはいかないと思っておりますけれども、温泉課としてはどうお考えでしょうか。お答えください。

○次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

議員御指摘のように、市営温泉全体で約8,400万円の赤字が生じておりますが、赤字幅の大きな施設と黒字が出ている別府海浜砂湯や堀田温泉のような施設もございまして。施設の性質上、地元住民を対象にした施設は、住民福祉の増進という観点から、入浴料を低く抑えているため赤字になりやすい傾向にあります。入浴料100円の温泉施設は、平成

13年度に80円から値上げをして以来、実質的には十数年間変わっていない状況でございます。収支につきましては、福祉施策であります無料優待券の影響もありますが、今後、温泉施設を維持していく上でも、料金の改定や施設の活用方法の緩和などにより収支改善に一層努めていく必要があると考えております。

- 4番（小野正明君） 今話に出ました無料優待券は、高齢者福祉課との兼ね合いがあると思いますので、慎重に考えていく必要もあると思いますけれども、これも1つの赤字の原因だと考えられます。

ところで、現在、市営温泉の中には無料の温泉もあると聞いておりますけれども、この無料の温泉に関しては、今後どのように考えておりますでしょうか。

- 次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

無料の市営温泉は、明礬にあります鶴寿温泉、地蔵温泉と、鉄輪にあります熱の湯温泉の3施設でございますが、現在、地蔵温泉は、温泉湯量の低下により休業中で、鶴寿温泉と熱の湯温泉が、無料の温泉として営業しております。現状は、地元以外の入浴者が多く、また施設も老朽化しているため、今後の整備計画を定める中で方針を決めていく必要があると考えております。

- 4番（小野正明君） これに関しても、またよくよく考えていかなければいけない問題だというふうに思います。老朽化で建てかえをするにしてもかなりの費用がかかり、かといって廃止をするわけにはいかない。ぜひ存続の方向で、いい知恵を出していただきたいというふうに思います。

次に、共同温泉について伺います。

共同温泉は、市有区営、区有区営等いろんな形態がありますが、多くの議員が毎回のよう質問をし、この共同温泉の継続について心配をしているように、維持管理に非常に厳しい状況が続いていると思っております。この点をどう考えているか、また維持管理する人も高齢化、入浴者も高齢化が多くなっている中で転倒防止のための手すりなどをつけて安全を確保したいという話もよく聞きます。これについて貸し付け・補助対象になるのかどうか、お伺いをいたします。お願いします。

- 次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

共同温泉を守るため、昨年度、温泉建設等貸付金の制度を拡充するとともに、水道局においても温泉給水の使用料を減額していただいております。今後も利用状況を見ながら意見を聞き、使いやすい制度への見直しを考えていきたいと思っております。また、共同温泉についてホームページに掲載等をし、PRにつなげていきたいと考えております。

それから、施設の安全面の対策でございますが、共同温泉は、温泉を引き込む関係上、浴槽が低い位置にあり、階段等が設けられている施設が多く見受けられます。転倒防止のための安全対策であります手すりなどの設置工事につきましては、この事業の対象となっております。

- 4番（小野正明君） ぜひとも、積極的なPRをお願いしたいというふうに思います。

最後に、温泉課の業務についてお伺いをいたします。

現在の温泉課の業務は、はたから見ていると、専ら市営温泉の維持管理、泉源及び給湯施設の維持管理ばかりしているように見えます。確かに大事なことはありますけれども、共同温泉も含めた別府市全体について目を行き届かせてほしいと思います。中でも温泉資源の保護と活用について温泉課が企画をし実施することも考えていってほしいというふうに思います。例えば地下水脈の状態について温泉課で把握し、資源を守るための企画を行うことなどが考えられます。

温泉課の事務分掌の7番目に、地下水の採取の指導に関することとあります。指導するにも、きちっとしたデータに基づく根拠がなければできないと思うし、今の技術では水脈

調査探索は可能となってきました。多少費用のかかる事業かもしれませんが、将来的に温泉資源そのものの保護につながっていくことなので、今後の検討課題に上げてほしいというふうに思います。

また、観光PRを行うための温泉を利用したモニュメントなどの設置も、温泉課主導でやってもらいたいというふうに思います。

日本一の温泉都市の別府市の温泉課がどのようなことをやるのかということは、非常に価値のあることだというふうに思います。将来的に温泉課自体がどうあるべきか、お考えがあればお聞かせください。

○次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

現在、温泉課では、市営温泉及び泉源施設、給湯施設の維持管理業務を行っております。維持管理業務中心でなく、別府市全体の温泉に目を行き届かせることは重要であると考えております。温泉の保護の観点から、温泉法に基づく温泉の掘削許可等が、都道府県の事務とされているため、資源保護の分野では市で取り扱うことが限られておりますが、温泉保護の具体的な取り組みといたしまして、県の温泉資源監視基礎調査事業への協力として、市内4カ所の泉源での定期的な調査の実施、それから水資源の涵養策として、温泉施設、駐車場の透水性舗装、市道歩道部の透水性舗装、植林、棚田の保全などの事業を実施しており、今後も担当部署へ水資源涵養策の協力をお願いしてまいりたいと考えております。また、温泉を利用した観光PRについても、現在、別府駅前モニュメントなどのPR用施設があり、所管する観光課と連携して管理を行っております。

議員御指摘のとおり、観光温泉都市の別府市温泉課からPRすることに非常に価値があるのではないかと考えております。今後、温泉課のあり方については、職員体制もあわせ関係課と協議をしていきたいと考えております。

○4番（小野正明君） 先ほどの市営温泉の赤字という話の中で無料優待券が出ましたけれども、最近、ある市有区営温泉の管理をしている方から私のほうに相談がありました。その方が言うには、市が出している優待入浴券のおかげで、うちの組合員が減る傾向にある、何とかならないだろうかという相談でありました。この優待券は、年間180回使える券ですので、それを持って近くの市営温泉に行けば、もう共同温泉には入らなくてもいいから、組合から抜ける人が出てきているということでもあります。福祉施策として高齢者福祉課が扱っている優待券が、温泉課の財政を圧迫、ひいては共同温泉まで圧迫している状況です。これをどう解決するかは、高度な政治判断になると思いますので、市長、ぜひいい解決策をこれから見つけるように努力をしていただきたいというふうに思っております。

また、市営温泉の赤字を解消するために、ある施設に限っては、今の指定管理だけではなく、貸し付けをするというのは考えられないでしょうか。例えば北浜のテルマスですけれども、ここは他の市営と違い屋外健康浴ができる施設が設置されております。健康増進の施設として民間に管理運営を任せれば、それなりに活用ができるはずで、ある民間事業者が経営をしたいという話があるということも聞いております。いかがでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えします。

今、議員さんより北浜温泉テルマスなどについての御提言をいただきました。この提言につきましては、今後の検討課題として関係機関、関係課と慎重に協議してまいりたいと考えております。貴重な御提言、ありがとうございました。

○4番（小野正明君） ぜひ、よろしく願いいたします。

私、先日調べましたけれども、全国で温泉課、水道温泉課など、「温泉課」という名前がつく部署がある自治体は、少なくとも13カ所ありました。どこもやはり自然保護の観

点から、行政が源泉や給湯管理を行っている状況でございます。日本一の温泉地、別府市の温泉課ですから、源泉管理や給湯だけでなく、全国のどこの温泉課にも負けない日本一の温泉課になってもらいたいという願いをして、この質問を終わりたいと思います。

時間がなくなりましたので、最後に上げておりました高齢者福祉と健康づくりについては、次回に回させていただきたいというふうに思います。

これで、私の質問を終わります。

○1番（阿部真一君） 9月議会に続き、最終日2番目の一般質問であります。よろしくお願いいたします。

きょうは、教育行政、そして10月27日に策定されましたべっふ未来共創戦略、そして別府市の各種条例、この3つの分野に絞って執行部に対し質問していきたい、このように考えております。よろしくお願いいたします。

まずは、教育行政についてお尋ねいたします。

4月15日に別府市内の小学校5年生、中学校2年生対象に大分県学力定着状況調査、4月21日に別府市内の小学校6年生、中学校3年生対象に全国学力学習状況調査が実施されております。9月にその結果が、別府市教育委員会、そして各メディアのほうから発表されております。

まず、別府市の子どもたちの学力調査の結果について、この考察を教育委員会より答弁をお願いいたします。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

大分県調査の小5と中2は、偏差値でお答えしたいと思います。小5は、国語、算数、理科の基礎と活用の6項目全てにおいて偏差値50を超えております。中2は、偏差値50.2の国語の基礎以外の7項目、その中で国語と数学は活用に、英語は基礎と活用に偏差値50との開きがあります。

全国調査の小6と中3は、平均正答率との差でお答えいたします。小6は、6項目中5項目において全国平均正答率を基準にマイナス1からプラス3ポイントの間に位置しておりますが、算数の活用はマイナス2ポイントです。中3は、6項目中5項目において全国平均正答率を基準にマイナス1.6からプラス1ポイントの間に位置しておりますが、数学の活用がマイナス2.7ポイントです。

以上の結果から、全体的には改善の方向だと考えておりますが、活用面につきましては、依然課題が残っていると認識しております。

○1番（阿部真一君） 私も、結果を拝見いたしました。別府市の子どもたち、大変学力の定着にすごく頑張っているなという印象を受けております。

中学校2年生の調査結果で、本生徒が小学校5年時の県調査結果と比べると、各教科で改善が見られております。算数の活用は、4.6ポイントの改善がなされております。小学校5年、6年、中学校2年、3年生でも、おおむね平均正解率付近で推移しております。各教科にばらつきがないと見受けられました。教育現場での先生方の授業の創意工夫、そして、何より別府市の子どもたちの努力の結果だと思います。

この調査は知識と活用、この2つの分野に分けられ調査を実施されております。学力の知識の分野に対する改善は、我々が学生時代、学校現場で行われてきた暗記、詰め込みを主体とした学習方法である一定の成果、改善ができる私は考えております。この活用の改善についてですが、特に昨今大学入試、そして企業試験等でこの活用力、応用力を問う問題が多数出題されております。別府市の小中学校現場でも、ぜひ活用力、応用力をつける教育体制をとってほしいと切望しております。

そこで提案ですが、文部科学省は、活用力をつけるためにアクティブラーニングという指導方法を提唱していますが、これはどういうものなのかお答えください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

アクティブラーニングとは、例えば歴史の学習でみずから調べた内容を発表したり、英語で討論したりする学習など、子どもたちが議論を通して答えを探求する学習形態でございます。

文部科学省は、子どもたちに知識だけでなく、思考力や判断力、表現力、また主体的に学ぶ態度を身につけさせることを目的に、この学習形態を次期学習指導要領に盛り込み、平成 32 年度から順次すべての教科書に取り入れることを目指しております。

○1 番（阿部真一君） 活力のある子どもたちを育てるためには、幼児期から小中学校、高校、大学に至るまで、継続性、一貫性がなければならない、そのように思います。そのためにも今後、市教育委員会と県教育委員会の連携が不可欠、重要だと考えておりますが、この点について別府市教育委員会はどのように考えていますか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

大分県教育委員会では、平成 26 年度からアクティブラーニングを念頭に、高等学校における授業改善を進めております。別府市教育委員会を初めとする各市町村教育委員会でも、県教委と連携のもと、小中学校においてアクティブラーニングの 1 つの方法である問題解決的な学習を推進しているところでございます。

○1 番（阿部真一君） 今回の学力調査をテーマに知識、活用力の改善について、市教育委員会のほうから答弁をしていただきました。

今、地方創生が叫ばれている時代に、子どもたちを取り巻く環境は、大変厳しいものだと感じております。子どもの貧困、地域社会の変化、このあらゆる面を考えても非常に活用力、応用力を兼ね備えた子どもたちが、国際社会で生き抜く力を培わなければ、今後の別府の創生はあり得ない、語れない。市長も、常々この議場でおっしゃっていましたが、これは我々議員、議会も行政に携わる者として教育の使命でありますので、今回の調査結果を踏まえ、ぜひさらなる学力の前進をお願いして、この項の質問を終わります。

続きまして、小中学校の取り組みについて質問をさせていただきます。

先日、一般行政視察で京都のほうに小中一貫校の学校の説明を聞いてまいりました。いろいろメリット・デメリットあるかと思いますが、別府市における小中一貫校の取り組み、導入について、どのような形で行われているか、答弁をお願いいたします。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

別府市では、児童にとって小中学校が滑らかな接続となるよう、市内 8 中学校区ごとに小中連携教育を推進しております。小中学校間の児童生徒の交流活動や教職員の授業研究会等を通して、相互の教育について理解を深めることにより、学習指導及び生徒指導上の諸問題の解消を図ろうとする取り組みであります。

なお、小中一貫教育は、小学校 6 年間、中学校 3 年間、合わせて 9 年間の教育課程を協議して編成する必要がございますので、別府市においては、まだそのシステムに至っておりません。

○1 番（阿部真一君） 小中連携教育で小学校、中学校では、具体的にどのような授業内容、どのような取り組みをされているのか、答弁をお願いいたします。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

小中連携教育の一例として、小学生による中学校の文化祭の鑑賞、中学校の教員による小学校での授業、また小中学校教員の相互の授業参観等を行っております。これに加え今年度からはそれぞれの中学校区において学習指導と生徒指導に関して、小中学校が同じ指導事項に取り組んでおります。特に学習指導においては、中学校区内に学力向上小委員会を設置し、授業形態や指導方法等の研修を行っております。これにより小中学校間だけでなく、同じ中学校区内にあります小学校間においても連携が図られております。

- 1番(阿部真一君) 今答弁いただきましたいろいろな工夫をされているということですが、まず教員間の生徒のあり方の引き継ぎ、そういった形のところが、学校生徒の中で一番大切だと考えております。教員のほうも、小学校、中学校、中学校に上がった先生の手から離れて、余り教育の一貫性が感じられないということをよく耳にしますので、ぜひ、先ほど「机上の空論」という声が出ましたけれども、現実に沿った新しい取り組みを導入してください。

そのような取り組みですね、先ほどおっしゃった取り組み、どういった効果があると教育委員会のほうで考えておられますか。

- 学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

平成24年度から3年間、青山中学校区内の3つの小中学校で、同じ指導事項に取り組む別府市教育スタンダード研究事業を実施しました。この3校においては、清掃の方法をそろえるという指導に取り組みました。新中学校1年生では、小学校と中学校で掃除の方法が同じであるため、また小学校間でも違いがないため、清掃活動にスムーズに取り組むことができたと聞いております。清掃の方法をそろえたこと一つにしても、小中学校間で円滑な清掃ができ、子どもたちが中学校生活をスムーズにスタートすることができました。また、小中学校間の協議により、教員が互いの教育について理解を深めたことが、成果として上げられます。現在、その取り組みを市内8中学校区で進めているところでございます。

- 1番(阿部真一君) 先ほど、中学校1年生に上がったときに、やはり「中1ギャップ」という言葉が昨今よく言われていますが、やっぱり教育現場でも連携して、生徒のほうも卒業しても同じ別府市の子どもたちでありますので、ぜひそういった教育の方針、システムを新しく構築してください。

教育行政については、以上で終わります。

次に、10月27日に策定されました、べっぷ未来共創戦略についてお尋ねいたします。

長野市長が4月に就任され、6回の「感動・共創・夢」会議を経て、企画部政策推進課を中心に市民、庁内一丸となってこの総合戦略をつくり上げました。内閣府から地方創生関連予算の新型交付金、これが全国の各地方自治体に提案・提示され、その新型交付金、先駆性ある取り組みタイプⅠ、そして、既存事業を打開する取り組みタイプⅡ、この2つに別府市は見事当選されました。議案にも書かれておりましたが、およそ30%という狭き門を突破し、新型交付金を勝ち取った。これは、長野市長のこの6カ月、わずか短い間ですが、大変大きな功績だと高く評価したいと思います。

では早速、そのべっぷ未来共創戦略の政策内容について入っていききたいと思います。

まずはインターナショナルスクール、これについてお聞きしたいと思います。

まず初めに、インターナショナルスクールの質問内容を問うために教育委員会のほうに、現在、別府市に在住されている外国人の子どもたちの人数についてお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

- 学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

平成27年11月30日現在、16歳未満の子どもは、定住者、永住者等を含めまして126名登録されております。

- 1番(阿部真一君) 126名ですね。環境条件の違いはあると思いますが、同じ12万都市の大牟田市では382名で、他都市に比べ別府市は大変多い人数だと推測されますが、学校現場において、子どもさんを持つ外国人の保護者の方は、言語、文化、食事等、さまざまな違いで大変大きな不安を抱かれていると思います。

そこで、日本語指導が必要な別府に在住されている子どもたちへの支援体制は、現在どのように行っておられますか。答弁をお願いします。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

対象の子どもの言語を理解できる相談員を1回4時間、週2回、3カ月派遣しております。

○1番（阿部真一君） それでは、外国人の子どもたちに今後どのような支援、またどのような問題点があると教育委員会のほうではお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○学校教育課長（篠田 誠君） 今年度は、これまでに15名の子どもたちを支援しております。相談員は、対象の子どもにとって学校生活の不安解消や学習支援に必要であり、保護者のニーズも高いことから、関係課とも協議し、適切な支援ができるよう努力したいと考えております。

課題といたしましては、子どもによっては支援期間が十分でないこと、適切な相談員が見つかりにくいことなどが上げられます。

○1番（阿部真一君） 現状での別府市で学ぶ外国人の子どもたちを取り巻く環境、支援体制については、理解できました。

それでは、今回、総合戦略にあるインターナショナルスクール、この「開設検討」という言葉が盛り込まれております。どのような意味合いで、そしてどのような経過を経てこの総合戦略に盛り込んだのか。政策推進課のほうから答弁をお願いいたします。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

総合戦略にあるインターナショナルスクール等の開設の検討の項目につきましては、べっぷ「感動・共創・夢」会議委員の中から提案があり、諮問されたものであります。会議の委員より、外国人の方々の子育ての環境を整備すべきとの意見がもととなり、協議の結果、総合戦略に取り入れられ、答申された施策であります。

○1番（阿部真一君） 私個人も、先ほどの教育委員会の外国人の子どもたちの支援体制、今後の外国人登録者数の増加、別府市が国際観光温泉文化都市として現状と将来を考えると、ニーズに合った学校規模、就学期間等調査研究の上、このインターナショナルスクールの設置は必要であると考えますが、今後どのように進めていくのか、政策推進課のほうから答弁をお願いします。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

本市は、別府大学、別府溝部学園短期大学、そして2000年に開学したAPU、立命館アジア太平洋大学の3つの国際大学、8,000人の学生を有しており、うち約3,000人の留学生が学んでいます。このような本市の特色は、国際人材を育成するにふさわしい環境にあると思われまので、今後、インターナショナルスクールに関する調査研究を行っていきたいと考えております。

○1番（阿部真一君） このインターナショナルスクールの概要、設立が必要な背景を理解できました。今後、予算、そして施設の運営方法等課題はあると思いますが、設立に向け今後も注目していきたいと思っておりますので、このインターナショナルスクールについての質問を終わります。

次に、保護者のほうから早速問い合わせがありました。送迎保育ステーション、この政策についてお聞きしたいと思います。

今回作成した総合戦略において基本目標3、「ひとを大切にし、別府で子どもを産み、育て、生きる。」、これを目標として掲げ、基本的な方向性、具体的施策として主な取り組みが明示されていますが、女性の子育てと仕事の両立、これを補助・支援するという形での政策として理解していますが、今回、私も勉強不足で、この送迎保育ステーションについて少し勉強しました。市民の方の若いお母さんのほうも大変要望と注目している点がありまして、具体的にどのような政策なのか。まだ別府市内の市民の皆さんも知らない点があると思っておりますので、簡単に、わかりやすい言葉で説明をお願いいたします。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

送迎保育ステーション事業につきましては、送迎保育ステーションと市内の保育所をバスで結びまして、登園・降園をすることができるシステムでございます。登園時は、保護者が送迎ステーションにお子さんを預けて、送迎保育ステーションからバスで各保育所へ送ることとなります。降園時は、バスで各保育所に迎えに行き、送迎保育ステーションにおいてお子さんを預かって、保護者が迎えに来るまでステーションのほうで待機をしていただくということになっております。

既にこの事業を実施している自治体では、待機児童解消の施策の1つとして実施をしているということでございます。

○1番（阿部真一君） つまり、ある場所にステーションをつくって、そこに親御さんが子どもさんを一時的に預け、そして、そのステーションに各保育園の送迎のバスが子どもさんを預かりに行く。そして、帰りは保育園からそのステーションまで子どもさんを送迎し、そのステーションに保護者の方がお迎えに行く。これは、今待機児童、そのような問題もあります。希望の保育園ではなく、どうしても自宅から遠方の保育園に入園しないといけない、そのような保護者の方に大変有利で活用的な施策だと思います。送迎保育ステーション、そのような理解で、課長、よろしいでしょうか。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおりでございます。

○1番（阿部真一君） 別府市の現状の待機児童は、今何名でしょうか。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

実際、入所待ちの児童というのはおられます。これ、国の定義がございまして、10月時点で3名、こういうことになっております。

○1番（阿部真一君） この3名という数字ですね、多分私たちが市民の方と話すに当たって、行政の方で把握されている数字とは随分開きがある、このように私は考えております。

この待機児童の解消、その政策として、今後この送迎保育ステーション、これが別府市でも注目が集まる政策の1つとして考えております。具体的にこの政策を形にしていく。どのように取り組んでいくのか、説明をお願いいたします。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

市長から、この事業のニーズ調査を実施するように指示を受けております。今年度末までに調査及び分析のほうを完了したいと考えております。今後の事業の取り組みにつきましては、調査結果に基づいて検討していくことになろうかと思っております。

○1番（阿部真一君） 送迎保育ステーションも、今後の調査結果により進めていく、そのような理解でよろしいですね。ことし、年度末までにニーズ調査が出る、そのようなことで先ほど答弁をいただきました。

先ほどのインターナショナルスクールの教育委員会もそうです。送迎保育ステーションの児童家庭課、総合戦略の進捗経過、今後、各課の総合戦略への推進の熱意も踏まえ、今後もこの一般質問の場でたびたび検証させていただきたいと思っております。

この項の質問を終わります。

済みません、事前に打ち合わせをしていました子育ての世帯経済的負担に関しては、ちょっと次回に回させていただきたいと思っておりますので、御了承ください。済みません。

次に、別府版DMOについてお聞きします。

このDMOについてなのですけれども、私も、自分なりに勉強しました。恐らく結構わからない人、皆さんいっぱいいらっしゃると思います。これを本当に理解するのが難しい。そして、従来の観光に携わる観光協会、旅行会社、旅館組合、商工会議所、飲食業組合等々、別府でもさまざまな各種団体の観光振興団体があるかと思っております。それが、現状ではな

なかなか数値としてもうかる仕組み、お金を生み出す成果が上がらなくなっている。そのような時代背景を受け注目されているのが、このDMOだと、私はちょっと勉強して理解させていただきました。

このケーブルテレビをごらんの市民の皆さんも、たくさんいらっしやると思います。このDMO、この言葉だけで言うところとちょっと意味がわからない方もたくさんいると思いますので、できるだけわかりやすい言葉で説明と、あわせて別府版DMO設立、これは、設立とは何をやることなのか。答弁をお願いいたします。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

現在、9月の補正予算で議決をいただき、今回、国の交付金タイプⅠにも認められました産業連携・協働プラットフォーム設立等調査研究事業において、現在、DMOに関する調査研究を始めたところでございます。国におきましても、同様に日本版DMOを推進しているところであり、現在、国が考える日本版DMOの概要は3つあります。1つ目は、DMOを中心とした観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成です。2つ目は、各種データ等の継続的な収集分析、データに基づく明快なコンセプトに基づいた戦略の策定、また、それに関するKPIの設定、PDCAサイクルの確立であります。3つ目としまして、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整、仕組みづくりなどが上げられております。

○1番（阿部真一君） 今、皆さん、わかったかどうかかわからないですけれども、（笑声）丁寧な説明をありがとうございます。

このDMOというのは、本当、形がないもので、私も、野上議員とかは詳しくて、何度か足を運んで、政策推進課のほうにも足を運ばせていただいて少し勉強して、やっと理解が深まったところでもあります。（「後で教えてください」と呼ぶ者あり）はい。

このDMOを活用したアニメイベントというのが宮崎であったということで、ちょっと私と3番議員の安部一郎議員と宮崎までちょっと行きまして、市の負担金は1,000万円。民間のみやぎアートセンターというところが事業主体になって、ここはちょっとDMOを活用したやり方で、別府市が昨年やりましたタツノコプロ、これを同じ教材、材料でのイベントを行ったと。それで、収益が、400万円プラスが出た。これはDMO自体、今実態がないものなのでどういったものかわからないですけれども、一応成功例としてちょっと見に行こうということで、先日行かせていただきました。

今回、新型交付金タイプⅠで調査研究開始段階だということで、今後の可能性としてこの別府版DMO、そしてCCRC、B-biz LINK、この辺で、ちょっとみんなわからなくなってくると思うのですけれども、これは私の理解で、今の既存の組織、別府にある各種団体の既存の組織、それにとらわれない形での別府市の新しい観光振興の方向づけをする機構だと考えてよろしいですか。現時点での構想の範囲で結構です。これは市長の看板というか、そういったふうにもお見受けされますので、ぜひ市長のほうから答弁できればお願いいたします。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

議会の皆さん方からも、日ごろから横文字が多いということで大変にお叱りを受けるわけですが、国においても、国自体の表現の仕方が、もう既にそのような表現の仕方であるものですから、なかなかそれを日本語に訳せと言われること自体が、大変に苦しい作業なわけでありましてけれども、先ほど担当参事よりお話がありましたとおり、DMOについては、昨日も御答弁させていただきましたが、新たな観光の頭を決める組織、いわゆる長期的な観光の戦略が今まで不足をしていたというふうに認識をしております。この観光の戦略を決めて、それを推進していく頭をつくる、このプラットフォームをつくるということであるということで御理解をいただければいいのではないかとというふうに思い

ますし、CCRCについても、単純に言えば高齢者の方々が移住をしてくる、高齢者移住に対してのこちら側の備えということだというふうに思います。

いずれにしても、どちらの政策についても、これからの別府市の大きな政策の柱、総合戦略の中の柱でございますので、しっかりとこの取り組みをしていかなければいけないということだと思いますし、B - b i z L I N Kについては、DMOも含めたものである、B - b i z L I N Kの中身に関しては、産業連携であるとか学生との連携、いわゆる大学との連携を含めて新たな産業や雇用をつくっていく、そういうような組織であるということ御理解をいただきたいと思います。今までになかった取り組みでございますので、この新型交付金の交付を受けましたので、ただいま、その交付金を使ってしっかりと研究して、来年度から本格的な実証といいますか取り組み、形あるものにしていきたい、このように考えているところでございます。

○1番（阿部真一君）市長の力強い答弁、これは本当、絵に描いた餅にならないように、形にしっかりしていただきたい、そのように思います。

個人的にこのDMOに関して、別府市だけでなく日本でも実例がほとんどない取り組み、これですね、焦らず、ゆっくりでもいいと思います、個人的に。別府市内外の関係機関、有識者、そして政策アドバイザーの意見等を調整し、聞きながら、着実に進めていってほしい、そのように思います。

今回、この総合戦略について各課の課長さん、そして質問を通じて各課の課長さんといういろいろ聞き取りをしていく中で一番感じたのは、この総合戦略を進めていこうとする課、その課の温度差の違い。これは政策推進課が先行してつくっていったのだと思うのですが、各課の温度差の違いというのが、一市民としてがっかりしたというのが、正直な感想であります。これは別に批判するわけではありませんが、各部長さんにおかれても平成28年度予算、各課で思案されていることと思います。本当に来年度予算、しっかりとした議案説明責任が果たせるのか、非常に疑問であります。9月議会でも、総合戦略策定に対して本当にこれは間に合うのか、時間的に余裕はあるのかという質疑もありました。これは、ちょっと私の感じるところであるのですが、前政権がこの総合戦略、タイプⅠ、タイプⅡを含め本気でこの別府市の総合戦略に取り組む意思がなくて、そのまま現在も市役所の中の各課のぬるま湯につかったまま総合戦略に取り組んでいるようにしか見えませんでした、正直言って。

本部会議、庁内会議、そこで企画部長とか市長を先頭に各課の部長にいろんな意見・提案が起こされていると思います。今後、また予算化して議案が上がってくるときに、このような課の課長が知らないとか、1つの単語が上がったら、自分の課の関係する案件であれば、僕だったら聞きます、どういった政策なのだろうか。自分がつくってなくても。それが本来の普通の仕事の内容だと思うのです。

再度、この辺の職員の徹底を強く要望して、この項の質問を終わらせていただきます。

それでは、最後の質問になります。別府市における各種条例、要綱について質問をしていきたいと思っております。

この条例や要項は、我々日常の生活の中で市民が守り、社会秩序を維持し、大切な市民と行政の決まり事、約束事、そのように認識しております。反面、この条例が時代的ミスマッチ、条例が施行されてもう何年もたっているとか、それと制度不良等で本来の市民生活、地域社会に支障を来たす条例も存在するのではないかとということを念頭に、今回3つの外国人の宿泊、就労に関する条例について、公民館、町内公民館、最後に温泉に関する条例について。「条例」と呼ぶことが正しいかどうか、ちょっとわかりませんが、逆に国際観光温泉文化都市別府の場合、将来的な安全性、問題性を考えたとき、新たに設けなければならない条例が必要な場合もあると思っております。

先ほど4番議員の小野議員のほうからも、インバウンドに対しての質問がありました。これも、外国人の宿泊についてお聞きしたいと思います。この宿泊について総合戦略のほうにも数字を盛り込んでいる、目標化されていると思います。平成31年度までの5年間で、市としてもインバウンドの誘客、市長も先月ですかね、台湾のほうに行かれていました。この辺を考えると、別府市の宿泊施設が今の個数で賄えるのか。それは担当の課としてどのように考えておられますか。答弁をお願いします。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

インバウンドで、観光客数は年々ふえています。別府市旅館ホテル連合組合等に加盟しています宿泊施設の収容人数の合計が約1万5,000人でございますので、年間で550万人を超える収容人員が可能となると考えられています。昨年の宿泊者数が約241万人ございましたので、単純計算では収容人員といたしましてはかなりの余裕がございますが、週末や連休、年末年始等の繁忙期間におきましては、別府の宿泊予約がとりにくいとの声をお伺いいたしております。本市の宿泊観光客のさらなる増加のためには、国内外の宿泊のお客様に対する宿泊曜日の平準化により、毎日別府の宿にお客様がお泊りいただくことが課題と考えております。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

私も、トップセールスを言われるように台湾に行ってまいりました。特にインバウンドということに関して言えば、課長が答弁をしたとおり、基本的には賄うことができる、部屋の数から言えば賄うことができるということになるのかもしれませんが、ただ求めているものと、インバウンドの皆さん方が求めているものというものが、また部屋のつくりであったりとか、価格帯であったりとかということが、若干違ってきているのかなというような印象も受けました。例えば価格帯によって、また部屋の数ですね、200人、300人という数がどんと一気に来て泊まれるようなホテルが少ないでありますとか、もうちょっとリニューアルをしてほしいでありますとか、またバスが圧倒的に足りないというような、インバウンドを受け入れるための態勢整備が若干必要になってくるのではないかとというふうに思いますし、また、これに関しては旅館ホテル組合の皆さん方を初め観光に携わるそれぞれの立場の皆さん方と協議を続けていく必要があるのかな、このように考えているところでございます。

○1番（阿部真一君） はい、わかりました。そこで民泊、今新聞やマスコミでいろいろこの単語を耳にすることが多いと思います。12月14日に厚生労働省と観光庁が、関係者からヒアリングを聞いたというニュースが、NHKのほうでありました。これ、課長、見られましたか。

この質問をしたきっかけというのは、インバウンド、外国人のお客様、宿泊客がふえることは、大変別府にとっても有効な手段だと思っておりますし、そうでなければ悪いと私も考えております。ただ反面、この別府は学生、外国人の学生もたくさんいらっしゃいます。そして、今インターネット上でAirbnbという、宿泊をネット上で予約して自分の部屋の又貸しをしている、それでその利益を出している。特に学生さんの間で結構はやっているということを耳にします。こういったインバウンドを獲得して別府市も宿泊者、外国人の観光客をふやしていく、政策として進めていく。その反面、こういった外国人の宿泊に関して危機感を持ってやっていってほしいなという気持ちがあります。それは、安全対策やホテル業者との兼ね合いとか、さまざまな問題が声になって聞こえてきます。国でも、問題が起きた場合、どのような措置をとるかも、はっきりまだ決まっておりません。

今後、本市別府市でも民泊など、こういった宿泊客と住民とのトラブルがあったときに、ぜひ危機管理の面に関しても制度の新たな方向性というか、取り組みをしていってほしいなと考えております。

対策としてこの宿泊、外国人の方の宿泊、どのような方向で安全性を確保していくのか、取り組みをしていくのか、観光課のほうから意見があればお聞きしたいと思います。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

先ほどの民泊の件なのですけれども、状況については、正確には把握できていないのが現状であります。今後、旅館ホテル組合等に登録している宿泊者以外、宿泊の現状把握や情報の収集のできる範囲に限りはあると思いますが、取り組んでまいりたいと考えております。

インバウンドのトラブル対策につきましてですけれども、民泊問題も含めていろいろ対応ができるような体制づくりが構築できるように今後進めてまいりたいと考えております。

○1番（阿部真一君） 一応制度、条例とか突っ込んだところまでやらなくても、別府市としてもそういった民間同士のトラブルがあったときに、住民のほうから声が行くのは、恐らく市役所のほうだと思いますので、ぜひ対応策がないそういった民間と民間の間には入れないという行政の表向きな回答はなしにして検討していただきたい、そのように思います。

次に、外国人の就労について質問したいと思います。

別府市の市内の中小企業、零細企業が、短期間に外国人や留学生を雇った場合、その身元確認等の不安があると、経営者のほうからたびたび耳にすることがあります。そういった場合、外国人が多い本市としては、相談窓口、これはどのような対策をとっているのか、答弁をお願いいたします。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

外国人の就労に関しましては、入国の際に与えられた在留資格の範囲内で定められた在留期間に限って就労等が認められております。在留資格の範囲内の活動か、また在留期間が過ぎていないかを確認する必要があります。これらの在留資格や在留期間は、入国の際に交付された在留カード等で確認することができるようになっております。

留学生のアルバイトにつきましては、資格外活動許可を受けなければアルバイトを行うことはできません。市内の大学におきましては、バイトをする留学生に対しまして、入国管理局の発行する資格外活動許可証を提示していただくようになっております。そして、大学のほうで不明な点がありましたら、そういった窓口を設けております。

ハローワークでも外国人の就労に関して職業相談や職業紹介も行っておりますので、今後、ハローワークと連携しながら進めていきたいと思っております。

○1番（阿部真一君） ぜひ外国人の方がたくさんいる本市でありますので、そういった安全面、危険性も本市のほうもちゃんと理解した上で窓口の対応等できるようにしていただく。よろしく願いいたします。

それでは、2項目目の地区公民館、町内公民館に関する条例について質問させていただきます。

中央公民館や地区公民館など、市民にとって身近な施設であり、多くの市民や団体が利用されております。その市民にとってこの条例、例えば電気代とか使用料、この条例が、今の時代に反している。沿っていないという形で耳にすることがたびたびあります。今回、条例が中央公民館のほうで変わったことによって、電気代と使用料のほうが変わっていたようにあるのですが、その辺をどのように使用料とか、市民の声を聞いて変えていっているのか、それとも課のほうで勝手に変えていっているのか、その方法をお聞かせください。

○生涯学習課長（永野康洋君） お答えいたします。

公民館につきましては、その設置目的、それから使用の制限などにつきましては、社会教育法の中で規定されているところでございます。したがって、基本的にそれにのっ

とり条例を制定しております。

使用料の決定、これにつきましては、他市の類似施設の状況、それからランニングコスト、こういったものを考慮しているところでございます。

条例の改正に当たりましては、公民館運営審議会、こういった場で必要な部分につきましては審議していただくとともに、利用者説明会、そういった場を捉えまして、金額だけではなく利用、そういったものの内容に関しまして広く市民の意見を聞くように努めてまいったところでございます。

○1番(阿部真一君) では、今回の公民館の条例の改正で使用料の改定が上がっていました。どのような点を考慮したのか、答弁をお願いいたします。

○生涯学習課長(永野康洋君) お答えいたします。

今回リニューアルを機会に、より現実に合った使用料の検討を行ってまいりました。最も大きな改正点につきましては、会議室、研修室など、こういった使用料を今までの区分貸しから時間貸しに変えた点でございます。例えば会議室などにつきましては、これまで午前・午後・夜間といった区分で、使用時間にかかわらず1回幾らというような使用料の設定を行ってまいりました。こうしますと、1時間使用の場合でも5時間使用の場合でも料金が同額という、こういった問題が生じているところでございましたので、これを解消するために1時間ごとの時間貸し、これに改正したいというふうに考えております。

その他附属設備、それから冷暖房、こういったものにつきましても、現状に合わせた改正を検討してきたところでございます。

○1番(阿部真一君) はい、わかりました。これは市民の声が一番近いのは我々とか、議員とか、そして市役所の現場で働く皆さんのほうだと思いますので、たまには課を飛び出して、そういった条例がやっぱり今の時代に即していない、そういった感じるものがあれば、どんどん課のほうでも変更、改正のほうを要望、よろしくをお願いいたします。

そうしたら、最後の質問に移ります。

今回、たくさんの議員から質問に上がっている温泉、区有区営、市有区営温泉に関する条例について質問をさせていただきます。

区有区営、市有区営温泉の中には運営が厳しくなっている温泉がある、このように聞きますが、その要因は何か、そして課の方でどのようなことを把握されているのか、答弁をお願いいたします。

○次長兼温泉課長(宮崎 徹君) お答えいたします。

運営の厳しい市有区営、区有区営の多くは、組合員の高齢化、生活様式の変化により利用者数の減少が、主な要因だと考えられます。

昨年度、施設改修の貸し付け等の制度を充実させましたが、現在閉鎖中であつたり返済に苦慮するため、貸し付けや融資制度を利用することができないという声も聞いております。運営ができなくなった場合、市有区営温泉の使用貸借契約では、原則組合の費用をもって貸し付け、原状に回復し、別府市に返還するということになっております。

○1番(阿部真一君) 先日、森議員のほうからもありました。鉄輪の筋湯温泉、この温泉が11月で営業を休止している。根強いファンも多く、地元以外からも存続を望む声が上がっています。この筋湯温泉組合が、今までどのような形で管理運営されてきたか、また現在、どのような状態にあるのか、答弁をお願いします。

○次長兼温泉課長(宮崎 徹君) お答えいたします。

筋湯温泉組合につきましては、平成21年8月に現在の組合長に変更となり、組合員数9名で管理運営を行っていたと聞いております。それから、10月中旬に市のほうへ返還したいとの相談があり、その後協議を重ねてきましたが、現在休止をしております。

また、この地域は、重要文化的景観に選定されており、休止や外観の変更などにも文化

庁への届け出が必要となるため、既に休止の手続を終えたところでございます。

- 1番(阿部真一君) 同じような悩みを抱えている市有区営温泉も、大変多くあると思います。ここで特例を認める、そうすると他に波及をするという行政的な心配は、確かにわかるのですが、すべて同じように助成をする必要はないと私も個人的には考えておりますが、この鉄輪の筋湯温泉だけは特例を認めてもよい施設、このように考えているのですが、市として、何か守る手立ては考えられていますか。

- 次長兼温泉課長(宮崎 徹君) お答えいたします。

市へ返還される場合、原状回復ということになりますと、届け出とはいえ、かなり厳しい手続になると聞いております。しばらくは、施設をそのまま市で保有することになると思います。休止について市への問い合わせも何件かいただいており、市としても、自治会長や地元団体へも相談に行っております。その後、組合長のほうから再開、存続を探っていることとの報告がありましたので、まずは今、地元主体で動きが出てきておりますので、その方向性を見守りながら、今後市でできることを考えてまいりたいと思います。

- 1番(阿部真一君) 今回の議会でも多くの議員が別府の温泉を憂い、質疑されてきました。根本的な問題として、やはり地域社会の空洞化、高齢化、そういった人的被害のほうが大変多いと私は考えております。そして、この鉄輪地区には7カ所の市営、あわせて区営温泉があると聞いています。今回の筋湯の中止をきっかけとして、ピンチをチャンスに変えて、運営が厳しい別府市内の区営温泉のモデルケースとして、ぜひ筋湯の復活に市長が全面的に出て、新しいこの市有区営温泉の枠組みに取り組んでいただきたい、このように強く思いますが、市長の今後の別府市の共同温泉に関する考え、答弁をお願いします。

- 市長(長野恭紘君) お答えいたします。

市有区営、区有区営という、さまざまな運営形態があると思いますが、いずれにしても、この温泉文化そのものが、別府の文化そのものだという思いでございます。

この筋湯につきましても、先ほど答弁をさせていただきましたように、まずは地元の主体的な取り組みを期待しておりますが、いずれにしても、今まで地域でできていたことが地域でできなくなるということが、今後想定をされますので、主体的な地域の活動にどれだけ行政が入っていくか、お手伝いをしながら主体性を重んじていくかということ、バランスをとりながら、しかし、これはしっかりと取り組んでいかなければいけないことであるというふうに考えているところでございます。

- 1番(阿部真一君) ぜひ市長、強い姿勢で取り組んでいていただきたい、そのように思います。

以上で、私の質問を終わります。

- 議長(堀本博行君) 休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

- 副議長(野上泰生君) 再開します。

- 10番(加藤信康君) 議長、済みません、きょう4項目ほど上げさせていただきましたけれども、鉄輪筋湯の件は、既に一般質問等で議論がされました。内容はもうほとんど同じですので、これは割愛させていただきたいと思います。

まずマイナンバー制度と、それから国際交流、そして、今回から少し動き始めておりますけれども、べっふ共創……、ごめんなさい、べっふ未来共創戦略。ごめんなさいね、もうなかなか、いろんな文字が長くて覚えられないのが申しわけないのですが、少し厳しい質問もすると思いますけれども、簡潔に議事進行に御協力をしながら進めていきたいと思います。

まず、マイナンバー制度における市の役割についてです。

マイナンバーのデータ自体を行政が扱うことについて、これについては別に仕方がないことなのですけれども、市民そして市内の事業者等々が、いろんな、この制度ができたおかげで相談事、それから疑問等があるのだらうというふうに思います。そういう意味で少しお聞きしますけれども、今回マイナンバー制度、これについては、個人の責任で管理をするものである。そして企業、これは中小、大企業かかわらず、担当者も含めてですけれども、従業員のマイナンバーを死守しなさいと。その情報を外に簡単に漏らしてはいけませんよ。簡単にではないですね、一切漏らしてはいけませんよということが言われておりますし、過去、2000年でしたか、2001年でしたか、個人情報保護法ができたときとは、少し罰則もついて、かなり次元の違う罰則ですね、厳しい罰則がついている。4年以下の懲役、200万円以下の罰金とか、かなり厳しい罰則もついております。

先般、広報については、議員全員協議会の中でもお話がありましたので、これは省きますけれども、行政の窓口はどこかということなのです。最近、おれおれ詐欺だとか、特にマイナンバー制度ができて、これを悪用した詐欺というのが多発をしている。劇場型とか個人情報の収集型、それから便乗型、世の中には悪知恵のある人もおるもので、決してこういう大人になってほしくないなというふうに思うのですけれども、本当、非生産的な悪いことだなと思っていますけれども、しかし、こういうことが起こっていますから、個人にしても、中小の個人情報を扱わなければならない事業者にとっても、いろんな不安があるのだらうというふうに思います。先ほど言いましたように罰則が、データが流出したときに罰則が設けられている。

商工会議所とかも独自の研修等々をやられているというふうに聞きます。給料を扱う担当職員、あわせてその経営者。特に別府は中小企業が多いですから、かなり人数も含めて気になる方が多いのではないですかと思うのです。

どこに聞いたらいいかというと、国はコールセンター、何かこういう詐欺関連は、「マイナンバーの電話があったら詐欺と思え」、こういうふうなタイトルも出ていますけれども、警察ですね。そうは言っても、一番市民に寄り添う行政、市役所が何の窓口もないというのは、いかななものかというふうに思うのですけれども、行政が必要ですから、この制度をつくったと思うのですが、市民にとってはやむを得ないものなのですけれども、そういう疑問・相談、これは別府市のどこで受け付けているのか、どういう対応をするのかというのをちょっとお聞かせください。

○政策推進課長（本田明彦君） お答えします。

通知カード、それから個人番号カードに対する問い合わせは市民課で、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせについては、政策推進課のほうで対応いたしております。

○10番（加藤信康君） データ自体を扱う事業所が、今いろいろあるということで、コールセンターにたとえ言っても、あっちで聞いてください、こっちで聞いてくださいというようなことを言われたというふうなお話もあります。企業とか中小、商業者にとっては、大体多分県が窓口になるのだらうと思うのですけれども、やっぱりどこに連絡をしたらいいかという、しっかり窓口を開いていただきたい。政策推進がやっているということですので、現状やっているからという部分もあるでしょうけれども、これから実際に事が起こっていく中でしっかりと窓口が必要ではないかなと思うので、ぜひそういう場を明らかにさせていただきたいなというふうに思います。

次にセキュリティー、行政内部のセキュリティーについてですけれども、情報推進課ですね、かなりしっかりとセキュリティーをしているという信頼のもとに心配はしておりませんが、中小企業の経営者、そして先ほど言いました従業員のマイナンバーデータを扱う担当者、給与担当者とか、そういう方がおりますが、役所の中でも実はありますよね。職員課が、正規職員の扱いはするとしても、各担当課にも給与担当者がおって、実は

その各課で非常勤なり、雇用の関係の仕事をしている方々がおる。こういう人たちですね。事業者は、先ほど言いましたが、厳しい罰則があるのですけれども、こういう方々もその罰則対象になるのか。すなわち市役所の中の下位部署のそういう担当者もそれほどやっぱりしっかりと気をつけなければならないのか。これはやっぱりはっきりさせておいたほうがいいと思うので、そういう扱いになるのかをお聞きしたいと思います。

○情報推進課長（勝田憲治君） お答えいたします。

市の職員の、例えば各課の庶務担当者においてもマイナンバーを取り扱う事務があるかと思います。例えば委員会の委員への報酬の支払いとか講師謝礼金の支払い、そういった際に作成する給与支払報告書ですね、このマイナンバーを記載するというふうなことがあるかと思います。

また、これに伴って市の職員の罰則規定ですね。当然マイナンバー法上においても個人情報情報を漏えいした場合、また盗用した場合につきましては、懲役または罰金の刑が科せられることになっております。これは、当然市の職員を含めた行政機関の職員や民間の事業者、従業員等にも規定されます。市の職員につきましても、これとは別に別府市職員の懲戒処分に関する指針というのがございます。この中でコンピューターやネットワークを不適正に使用して個人情報情報を漏えいした場合につきましては、処分の対象となるということでもあります。当然、このマイナンバー法の規定によって懲役刑等に起訴された場合におきましては、この指針において懲戒処分の対象になる、こういうふうと考えております。

○10番（加藤信康君） マイナンバーにかかわる事件ではなかったのですけれども、きょうの新聞にあったですよ、どこかの選挙管理委員会におった職員が、市民のデータを漏らしたということで懲戒免職になっておりましたけれども、こういう機会だからこそやっぱり職員の倫理、情報の取り扱いについて、やっぱりその都度その都度見直していただきたい。ややもすると、よく、時々新聞に出ますよね、新聞に。USBを落としたとか、それで謝罪とか。ぜひこういう機会を利用して取り扱いの整理をしたらいかがかと思っておりますけれども、お考えがあれば。

○情報推進課長（勝田憲治君） USB等、CD-ROM、MO等ございますが、これらの外部記憶媒体に個人情報データの書き込みにつきましては、ことし6月、マイナンバー制度の施行に伴いまして、各課の個人情報を扱います基幹系システムのパソコン、これからUSB等へのデータの書き込みにつきましては、もうこれはサーバー上の設定で書き込みができないようにしております。ただし、他の行政機関、これにデータを送信する必要がある場合、業務上必要があると認める場合につきましては、申請により許可をするところでございます。

ただし、この書き込みができるパソコンにつきましては、各課1台として、使用するUSBにつきましては、シールを張って登録管理しております。これら以外のUSB等をパソコンに差し込んでも、データ以外書き込みができないというような設定をしております。

なお、別府市のセキュリティーポリシー、これにおきまして、このUSB等の外部記憶媒体を役所の外、庁外に持ち出すことは禁止しておるところでございます。

○10番（加藤信康君） ぜひお願いします。やっぱり職員の数が減って業務が多忙になる中で、ずっと役所の中、夜も電気がついてます。それで済めばいいのですけれども、やはりちょっと家に帰って整理しようかということは当然あります。例えば、そういうネットワークからのデータを収集しなくても、自分で作り上げたものを家に帰って作業するということは、多分やられているのだらうと思うのですよ。しかし、それもこういう時期にやはりしっかりと、いけないことはいけないというような指導、研修等もお願いをいただけたらなと思います。

ぜひ職員の皆さんも、こういう時期だからこそ情報の扱い、もう本当、今回の厳しい罰

則まであるマイナンバー制度でありますので、こういう機会に気をつけていただきたいというふうに思います。

では、次に国際交流についてです。

これを上げたのは、まず、長野市長が今回就任をされて、ぜひ国際交流についての思いをお聞きしたいという意味で上げさせていただきました。私は、日中友好協会に所属しております。烟台市と姉妹都市締結、ことし30周年ということで、来年春に訪中団を送るというふうに聞いております。市長が交代して最初の訪中団ということなのですけれども、烟台市も6月に市長がかわったそうです、張永霞さん。今後の交流のあり方を話すいい機会だというふうに思いますし、ぜひ烟台市との交流、これからどういう思いで進めていきたいかというお話を聞きたい。

あわせて、姉妹都市とか国際交流都市とか、法律があるわけではなくて、紳士協定ですね。別府市が6市と協定を結んでいます。そういう交流都市との今後の交流についても、あわせてお伺いしたいと思います。後で結構ですけれどもね。いい節目ですので、ぜひお願いします。

文化国際課としての考え方を、先にお聞きしたいのですけれども。

○文化国際課長（田北浩司君） お答えいたします。

烟台につきましては、来年1月18日から21日までの3泊4日の行程で、約10年ぶりの公式訪問を計画しております。2004年、平成16年10月ですが、友好都市提携20周年に交わした覚書に、桜の植樹をするという約束事をしておりましたが、今回は時期が適していないということで、烟台市側の話もあり、これにかわるものとして別府市の伝統工芸である竹細工を持参する予定にしております。

今後の烟台市を含めた他の交流都市との国際交流のあり方につきましては、交流の分野を特化した国際交流都市であるべきではないかなと考えております。例えば人口700万近い中国の烟台市につきましては、もろもろの事情で交流が10年間滞っていましたが、別府のことをよく知らない市民の方が多いと聞いております。別府の知名度を上げ、誘客に結びつくような交流都市とのあり方などもあるのではないかと考えております。

○10番（加藤信康君） 市長の考えは後でまとめて聞きますけれども、国際交流を自治体だけで行うというのは、やっぱり限度があるなというような気がします。ただ、今、特化した交流ということで、いい例が、先ほどもお話がありましたね、済州市ですね、オルレ。これだけでもかなりの交流ができるかなと思うのですけれども、やはり何かの目的がなければ縁が遠くなってしまう。例えば別府市は観光地ですから、特に今インバウンドの関係で一方的にこちらが求めるだけでも、気持ちが合わないとなかなかですね。こちらにお客来てください、くださいだけでは、何か嫌らしいですね。それではやっぱり国際交流というふうにはならないというふうに思います。お互いにそういう関係者が、今後のあり方を認識して話し合う。何をもって交流していくかという場が、なかなかなかったのではないかなというふうに思いますし、行政が窓口ですから、しっかりそこら辺を見出していきたい。文化あり、スポーツあり、先ほどのそういう観光のあり方とか、場合によっては行政情報だとか、特に今、中国は環境の問題とか環境に対する施策だとか、そんなものもある程度こちらの情報をしっかり相手に伝えていき、逆に向こうの情報も、こういうまちですよというのをやっぱりいただいていくという、そこら辺から始めていいのではないかなというふうに思います。

大分は武漢と、これは、大分は大きい企業が多いので、経済交流というのが経済界を中心にできているような……、らしいです。しかし、別府は経済といっても中小ばかりで、特に観光していただきたい、これが主なものですから、なかなかお互いの気持ちがうまくいかない。しかし、特に近くのアジア近辺ではやっぱり近いというのもあって、同時にま

た、政治の世界でなかなかうまくいかない部分を、行政として民間の部分で長い目で見たつき合いをしていただきたいなというふうに思います。

市長が、「別府は世界の迎賓館」、これは公約なのか、(発言する者あり) あ、「領事館」。ごめんなさい、「迎賓館」、僕は間違えました、字を読み切らぬで、済みません。人・物・文化の交流をさらに進める。これは国際交流という意味合いだと思うのですが、言うとおりに、100カ国以上の留学生が別府におる。市民が国際化をしていくとか交流をする資源としてもものすごいものがあるなというふうに思っておりますし、インバウンドで言うと、別府の魅力を発信する1つの、失礼な言い方で媒体としても大いに活躍していただけるかなというふうに思います。

国際交流というのと別府市の国際化とかいうのは、少し意味合いが違いますけれども、少しはそういう経済面での効果を期待しながらも国際交流を進めていくという意味では、非常に留学生の力が欲しいところなのですね。市長が言われる「別府は世界の領事館」、この意味も含めて市長の思いをお聞きしたいのですけれども。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

議員が御指摘のように、来てくれ、来てくればかりでは、やはりお互いに交流を深めてからでないと、なかなかわかり合えない、では、お客さんを送ってやろうというような気持ちにならないというのは、まさにその御指摘のとおりだと私も思っているところでございまして、積極的に国際交流を行っていききたい。特に姉妹都市に関しては、少し疎遠になっているところも見受けられますので、そのあたり、どうするかということも踏まえて今後積極的に国際交流をやっていききたいというふうに思っているところでございます。

また、これだけの多文化共生地域、特に別府市の行政規模においては、ほかに例はないのではないかとこのほどの多文化共生都市だというふうに思っております。人・物・文化、さまざまな交流を踏まえまして、しっかりとこれからも、ありとあらゆるその交流をしていければいいなというふうに思っております。

「別府は世界の領事館」というのは、私は、これは常々使っているフレーズでございまして、これだけの学生さんを初め世界各国の方々が、別府に現在いただけているということだけでも、それぞれの国から何と申しますか、名誉領事と申しますか、名誉領事さんがここにいて、こちらから、日本から、別府から帰って、それぞれの国にまた帰るときには、別府の名誉領事というか、観光大使としてそれぞれに別府を発信していただけると言う意味においては、非常にこの今の別府の状況というのはすばらしいものがあるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○10番(加藤信康君) いずれにせよ国際交流、交流を進めるためにもこの別府市民の国際化というのですかね、ぜひ必要でありますし、そこからさらにまた奥深い交流ができるというふうに思います。ぜひそういう交流の場を、文化国際課はしっかり取り組んでいただいておりますけれども、お願いをしたいなと思います。

ちょっとこの前、APUの開学目的というところにインターネットで行き着いたら、学部の目的というのを読みますと、本当、すばらしい人材をつくっている。こういう人たちがこの別府で大量に育成されているというのは、すごいことだと思います。僕は、そういう方々も、例えばこの行政の中に引っ張りこんで、何人か雇ってでも国際交流合わせて、インバウンドも含めたところで力を発揮していただけないかな。人材はいっぱいありますよ、これを読んだだけでも。開学目的を読んだだけで多分おるだろうと。ぜひ検討、検討というのですか、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

それでは次に、次にといっても、これが最後の項目になるのですが、少し時間をかけてべっふ未来共創戦略、先ほど済みません、言い間違えたのですが、

今回は、推進体制と期間ということで上げさせていただきました。今回、総合戦略を

10月末までに仕上げる、国に提出するという部分もあったのでしようけれども、短期間で多くの職員の方々、また市民の方々が努力をしていただいた。敬意を表したいと思いますが、市長の提案理由の中にも、この戦略が、机上の空論に終わることのないよう、しっかりとかじ取りをするのが市長の使命。そして、職員に対しては加速する市役所、できない理由を探すのではなく、できる方法を考える、こういうふうに求めています。さらには、実施に当たっては重要業績成績指標KPIですね、それからPDCAサイクルにて検証、見直しも行っていく。市長の並々ならぬ決意が書かれているな、言われていると思いますが、ぜひ頑張ってください。

ただ、すべてはこれからで、具体的な分がまだまだ見えてきていません。検討中ということばかりで、今議会でも細かく、追及ではないですよ、議論をする状況にまだないなというふうに思うのですけれども、そうは言っても、少し気になるところがございますので、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども、5年計画と言いながらも実質4年3カ月ですけれども、実際にこの戦略を進める、これに携わる人の体制というのが大事だと思いますが、今回、このべっふ未来共創戦略の推進体制と期間、これについて質問するわけですけれども、10月27日に人口ビジョンではなくて、総合戦略のほう、これ、いただきました。この最初の部分に「まちをまもり、まちをつくる。べっふ未来共創戦略の策定について」「1、総合戦略策定に当たって」という中で、これを読んでみますけれども、「本市には、従来のまちづくりが、人・仕事の移転・創出につながらなかった主な原因の1つとして、行政や特定の団体のみでつくった計画を住民や関係者らに当てはめる対症療法が繰り返しされてきたのではないかという問題意識があった」から始まっています。それで、住民、民間事業者らの関係者とか行政が、みずからまちづくりの当事者であるということを改めて認識して、別府で暮らす私たちが、このまちのあすを本気で議論する場として、べっふ「感動・共創・夢」会議をつくる、これから始めたというふうにしております。

この総合戦略ができました。既にできて会議、この会議としては役割を終えたのかどうかわかりませんが、これからこれにかかわった委員の皆様方は、しっかりこの推進の役割を果たしていただけるものと思います。

そういう中で、この会議の中で議論されたとは思いますが、この間、市長が「ベクトルをそろえる」という話をよくします。ゼロから新しいものをつくっていく。先ほどDMOの話がありましたけれども、ゼロからつくっていくというのはつくりやすいです、というふうに思うのですけれども、今既にある仕組みですね、先ほど言いました各団体ですね。特定の団体のみでつくった計画という話がありました。特定の団体は、既にもう動いている団体がありますけれども、行政が、行政の市役所の中は、市長がリーダーシップをとって職員を動かしていけばいいのですが、それでは、この特定の団体は、しっかりとこのべっふ未来共創戦略を理解して、またこれに沿って動いていただけるのかというところに少し疑問なり、どういう思いでおられるのかというところが気になります。

ここに参加された委員の方々、各団体の代表ということですので、今言ったように、その各団体の代表だから、この各団体も含めて同じ気持ちでこの共創戦略に向かっていていただけるという、そういう判断をしていいのかどうか。そこら辺についてお伺いをしたいのですけれども。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

総合戦略策定に当たりましては、その附属機関としてべっふ「感動・共創・夢」会議を設置いたしました。この会議は、地方創生総合戦略に関して産官学労言プラス住民から成る広範な知見を活用することとした国の指針に基づいて構成されました。その構成は、商工会議所の代表、市内3大学の代表、市内の主な金融機関の代表、労働団体やマスコミからの代表、さらには福祉関係からの代表、また住民代表の中からも弁護士、社会福祉法

人や流通店舗経営に携わっている方々、経済専門の学識者など、広範な人材かつ各界において実際に最前線で御活躍されている方々で組織いたしました。したがって、今回の人口減少対策、地方創生総合戦略策定に必要な各界各団体の代表者でありますと認識しておりますし、各界各団体への共有・共通認識も進んでいると考えております。

- 10番（加藤信康君）各団体を信用して、そういうふうに各団体が認識しているという判断ですけれども、少しまだ違和感がありますが、そうなりますと、もう既に市長の言うベクトルがなかなか、だんだんそれもそろっていつているのですよというふうに聞こえるのですけれども、そうは言っても、これまで別府のまちづくりにいろんな影響力を出してきた団体、代表、商工会議所だとか観光協会だとか、そういうところの全体をやはり市長が思うところに持っていくというのは、かなりまだ時間がかかるのではないかな。これは僕の思いですよ。いや、実はそうなっていますと言われても、まだ僕は、いや、そこまではまだなっていないでしょうという気持ちが、正直な気持ちです。

したがって、そうは言っても、やっぱり引き続きこの戦略についてじっくりと理解を得ていく作業というのを続けていく必要があるのではないかなというふうに思います。まだ様子を見ていますよ、はっきり言って、と僕は思うのです。僕だったらそういうふう感じます。

あと、具体的な取り組みの中で少し聞きますけれども、そういう不安のある施策等もあるというふうに感じています。

今回、これをいただいて、じっくり、ぼろぼろになるまで読んだのですが、これまで行政が継続ということで続けてきた施策というのが、やっぱり中心にありながらも、実は市長が選挙前から、この間、市長を目指してきた期間、そして選挙中にも発言をしてきた公約とっていいのかわかりませんが、そういう部分に分かれている。仕組みづくりですね、プラットフォームとかiBリーグだとか、そういう1つの仕組みづくり、ソフト事業的な仕組みづくりもありますし、かなり具体的な施策、ハード、物をつくるのか、ハード的な部分も含まれている。これ、この計画を進めるに当たっては、市長は当然知恵を出していくのでしょけれども、政策推進課がまとめていく。二度聞きになるかもしれない、先般そういうお話があったかもしれませんが、まとめは政策推進課、具体的項目は各担当課が進める、これでよろしいですかね。

- 政策推進課長（本田明彦君）お答えします。

全体の取りまとめは、政策推進課のほうで行っておりますが、個別、具体の項目については、それぞれの担当課が対応することとなります。今後は、必要に応じて機構改革等を行う中で全体の進行管理を行ってまいりたいと考えています。

また、現在、調査研究中のBizLINKも、将来的には総合戦略を推進していく上で重要な役割を担っていくものと考えております。

- 10番（加藤信康君）先般の全員協議会の中で、市長は、機構改革も含めて、視野に入れて検討しているというふうに聞きました。具体的、個別の課題を各担当者がやるというのは、わからぬことはないのですけれども、今、プラットフォームにしても補正予算で上げて、多分来年の3月ぐらいまでにある程度固めていかなければならない。ある程度固まって、同時に具体的施策の中で実行可能なものはもう既に手をつけていく。そして4月になって、今度は機構改革も加えて、そして、果たしてすんなりいくのかなと、簡単な不安なのですよね。スピードアップをしていくということで、非常にそれはいいことなのですが、政策推進課がまとめるという部分で、これはかなりやっぱり寝ずに頑張らぬとだめだなというぐらいの仕事量があるというふうに、僕の能力がないのかもわかりませんが、それだけ能力がある方々であっても、かなりの業務量、要は調整が必要だと思うのですよ、ただ机の上での事務ではなくてね。相手がいろいろおるなという気がしま

す。進めていく上での混乱のもとにならないように。機構改革も簡単に言っている。市長がかわるたびに機構改革をするのですよ。でも、過去、それでうまくいったという感覚が、僕にはないのです。

今回は、ひとつこの総合戦略を進めていく土台になる、多分政策推進課中心のこととなるでしょうし、場合によっては外部の方々も入ってくるのかもしれませんが、ちょっと早目にそういう部分がわかればやらせていただきたいなと思います。

さて、それでこの総合戦略を進めるに当たって今回は、次は職員の件ですけれども、P D C Aサイクル。先ほどDMO、難しい、非常に説明が難しい。P D C A、そのまま言うと非常に一つ一つに意味があるみたいですが、これは名前、このP D C Aという名前だけが先走っても、なかなか職員は理解せぬなという気がするのですよ。実際に実行するに当たって職員一人一人が、このP D C Aとは何なのかをやっぱり理解をしていかないといけないなというふうに思います。いろんなものを見ますと、民間で特に使われている、個人の仕事の進め方として使われているというらしいです。ただ、このP D C Aを個人がやりながらも、実際、このハウツー本とかいろいろ出ているのですよ、P D C Aをやるだけのために本が出ている。この途中にやはり上司と執行する部下との関係とか、指示をいかに出すとか、そういう点、ところも入ってくる。そうすると、このP D C Aとは何たるかを職員がしっかり理解しておらなければならぬと思いますけれども、理解しているという認識でよろしいのですかね。

○企画部長（工藤将之君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、今までの別府市、別府市しか私は知りませんが、別府市、別府市役所の行政運営の中では、P D C AとかK P Iの概念というか、考え方という手法は、なかなかなじみがなかったと思うのですけれども、今回のこの地方創生は、かなりスピードアップを求められておまして、先ほど阿部議員のときの質問に出ましたタイプⅠ、タイプⅡにしても、かなり締め切りも早くて、8月20日とか8月末とか、本当に内閣府を通じて締め切りが極めて早く訪れて、そういう中で今までと違った部分、本当にまさに加速する市役所でなければ、なかなかその内閣府のメニュー自体もこなせないという状況が今であります。

それともう1つは、まち・ひと・しごと創生法の中でも、かなりその解説の中でも、今まで自治体の中にはP D C AとかK P Iの考えはなじみがなかったので、明確なK P Iを設定してP D C Aで回すという、私は民間企業の経験は余りありませんけれども、そういう民間企業で、当然に行われているような手法を自治体の中にも導入して、地方政府の業績を明確に数字で評価して成果指標を出せという、極めて重い命題が我々に課せられておまして、そういう中で市役所は今、政策推進課が中心になっていますけれども、今後、後期の計画を立てますけれども、その中で職員と一緒にその意識を共有しながら頑張っていきたいと考えております。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

P D C A、K P Iというのは、英語というか、横文字が出てきますが、要は今の段階でも職員の皆さんは、政策を実行していく上でそれぞれP D C Aを回していただいております。しかしながら、改めてP D C Aとは何かということ認識をいただいて、具体的に政策ごとのP D C Aの回し方とか、庁内全体としてのP D C Aの回し方とか、K P Iの数値目標のあり方とか、そういったことを改めて今回この総合戦略を作成した上で、そしてそれを推進していく上で、改めて職員の皆さんと考えていくという作業だと思っておりますので、それぞれ今皆さんがやっております。ただ、そのやり方がちょっとまづい部分があったり、どうしてもうまくいかない部分があるので、それをどうしていったらいいかということ、今後専門の講師の方や、私も含めてしっかりみんなでその取り組

みをやっていくということだというふうに思っております。

- 10番（加藤信康君） 普通にできるようになるまで大分かかるかなという気がしますけれども、まずは管理職、上司がしっかりと仕組みをやっぱり理解していただきたいと思えます。政策推進課とか、そういう中心だけでなく各担当課において、そして各担当課とそういう政策推進中心の課との連携も含めてかかわってくるだろうと思えますので、職員の皆さんは非常に大変でしょうけれども、単にPDCAという言葉で終わらないような取り組みをお願いします。

それで、期間の件ですけれども、この戦略はまだ4年3カ月、残りですね。先般、全員協議会でもできるところから、すぐできるところからもう始めていきますということにしています。各課との協議をもうこの計画段階からやってきたという発言もありますけれども、これらのスケジュール、ロードマップをその都度表に出していただけるのか。その辺についてお聞きしたいのですけれども。

- 政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

総合戦略に掲げられました施策につきましては、基本すべて着手することになります。協議検討した中で緊急性や難易度等により優先順位づけをして、できるものから進めていくことが基本と考えております。その施策の緊急性や難易度等を判断する上において、当然スケジュール間、ロードマップというものが必要になってきます。施策のスケジュール、ロードマップを説明するタイミングにつきましてですけれども、内容とあわせて施策には財源、裏づけを切り離すことはできません。現段階で考えられるタイミングといたしましては、現在編成中の平成28年度予算からが表にできるタイミングではないかと考えております。そのほかにつきましても、基本、内容と財源の調整次第により説明できるタイミングが設定されてくると考えております。

- 10番（加藤信康君） 先般、エアコンの件で議案質疑の場で少し発言させていただきました。議会も議会としての役割があります。いきなりぼんと、財源から何から含めてぼんとある日突然ということのないようお願いをしたいなと思えます。いつでも出せる段階で議会に出していただき、何回でも呼ばれば僕は参加をしたいなというふうに思えますので、お願いします。

さて、全員協議会の中でもこのべっふ未来共創戦略、その計画段階から各担当課との協議を進めてきましたということで、ある程度職員の理解も進んでいると思うのですけれども、市長は、よくスキルアップとか、先ほど言いました、できない理由を探すのではなく、いかにしてできるか。しかし、この言葉が余りにも進み過ぎると、過去、私、いろんな市長を見てきました。職員というのは、やっぱり忠実に仕事をしようとする努力します。ただ、そのときに理解をしないまま、もう市長が言っておるからと。姿も見てきました。こういう姿があってはならないなというふうに思えます。無理に進めるとすれば、そういう実際の戦略の状況を理解しないまま、特に市長とその思いを共有できないままその戦略を進めてしまうのではないかなという思いがあるのですけれども、御見解があれば。

- 市長（長野恭紘君） お答えいたします。

議員御指摘のように、現段階においてすべての職員の皆さんにこれが本当に隔々まで行き渡って、染み渡っているかと言われたら、決してまだそういう状況ではないのかもしれないというふうに思いますが、今、少なくとも向かうべき方向性のベクトルは合ったわけでございますから、これからは進めていく手法やそれぞれの部や課、それから外のいわゆるNPOを初めまちづくり団体の皆さん方とのやり方のベクトルを合わせ、その方向性に向かっていかに実現をしていけるかというようなことをやっていかなければいけないというふうに思っております。まずは言われるように管理職としっかりと意思の統一を図って、来年からが具体的ないわゆる総合戦略を実施するための予算やいわゆる人員配置

も含めて行われていくことになりますから、具体的にはやりながら形を整えていくというような状況にならざるを得ない部分があるかと思いますが、しかし、これはしっかりとやっていくということですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

- 10番（加藤信康君） やっていく中で共有化を図れるということ。職員、だんだん増えてきますから、そこら辺は理解できます。ただ、市長のいいところもあると思うのですよ。若さもあり、職員が市長よりも年配の方々もおりますから、しっかりと意見を聞くという、そういう姿勢も僕はあると思っています。ただ、余りにも強い市長になると、顔色ばかりうかがうようになってしまう。過去に経験がありますので、そういうことのないように。やはりスピードアップするにしても、職員の「ちょっと待てよ」という意見をしっかりと耳にした上で、そういうことを理解した上でぜひ進めていただきたいというふうに思います。

さて、これから先はちょっと市長に聞くのです、具体的施策ということであります。

この総合戦略、先ほど言いました市長公約として並べてきたものが、どっぴりとふんだんに盛り込まれているというふうに思いました。公約というのとべっぴ未来共創戦略、総合戦略のどういう認識をしたらいいのかなというふうに、まだちょっと行き着いていないのですけれども、公約でもあり、別府市全体の戦略でもあり。戦略であれば、先般、事務方も発言していますけれども、見直しもしながら、PDCAサイクルの中で方向調整をしていくということにもなりますし、大幅な変更もひょっとしたらあるかもしれない。こういう考えでいいのですかね。市長、どうですかね。

- 市長（長野恭紘君） お答えします。

このべっぴ未来共創戦略につきましては、これは委員の皆さん方にも御理解をいただいておりますが、あくまでも委員の皆さん方にすばらしい提案をいただいて、まずは答申を私がいただきました。この答申をいただいた内容と、私が選挙を戦って公約として掲げた内容を合わせて、最終的には決定すべき場所において正式に決定をして、このべっぴ未来共創戦略というものができ上がりました。一部でちょっとわかりにくい部分があったのかと思いますが、あくまでも答申を受けて、最終的にはこの市内のまち・ひと・しごとの会議の中で総合戦略を私の公約を入れて決めた、これがべっぴ未来共創戦略でございますので、その点を改めて御理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

また、過去から現在にかけては、やらなければいけないこと、過去できていなくて、これだけはこれからやらなければいけないこと、これはたくさんあると思います。それをPDCAやKPIを使ってしっかりとやっていくということにおいては、大幅に変わることがある内容も出てくるのが想定をされるというふうに思います。

- 10番（加藤信康君） やっとわかりましたというのか、この会議の議事録等みたいなものを、各委員の発言も含めて読んでみたのですけれども、さすがに出ていないものがぽっと出てきた。そういう意味では、その答申を受けて、それに市長の思いを加えさせていただいたということで、それは理解できました。そうなりますと、少し市民の方々も、「こんなことまでできるわけではないではないか」とか、「今さらか」とか、いろんな声が、市長のところにも聞こえてくるのではないかなというふうに思います。

それで、まだ具体的に今からの検討事項ですから、これがどうだ、あれがどうだと言うつもりはありませんが、ただ市長の思いというのがあるだろうと思うのですよ。それで、特に真新しい部分、ちょっと4点ほどだけ丁寧に聞かせていただきたいなと思うのですけれども、まず、赤銅御殿の再建ですかね、赤銅御殿の復活、それと東洋のブルーラグーン——これは仮称——の開発、それから別府市役所のNY支店——ニューヨークと申しますけれども——の開設、それと、私も昔、40年ほど前、一遍聞いたことがあります。公道レース等開催推進。サイクリング等いろんなスポーツイベントという中に含まれているのだと

思うのですけれども、赤銅御殿にしてもいろいろ異論がもう既に起こっています。別府は、旧麻生別荘、中山別荘、それにこの赤銅御殿。何で赤銅御殿なのか。三大別荘の遺産、既にもう、本当、残念ながら別府市にはなくなってしまっているのですけれども、なぜ赤銅御殿なのかとか。例えば東洋のブルーラグーン。アイスランドのブルーラグーンを調べてみましたけれども、これは規模からしてちょっと大丈夫かい。世界一を目指すのならこれ以上になりますけれども、東洋一ならちょっと何とかなるかもしれないけれども、そういう不安。

同時に、果たしてこれに行政が例えば建設にかかわるということがいいのか、どうなのか。これは、市長もかかわったゆめタウンの件も含めて、「かかわった」という言い方は悪いですね、民業圧迫にならないのかとか、いろんな声が出てきている。「かかわった」と、失礼だね、訂正しますけれども。

それからニューヨーク支店。これはわかりません、私。

公道レース。僕もレース好きですから、できたらいいなと思いますけれども、さすがにどこの道を閉めるのだろう、市民にどれだけ影響があるだろう。

真新しく出た言葉が、実は市長の選挙期間中からずっとあるのですけれども、この戦略の中にあえて出てきた。そういう意味では少し説明が要るかな、そういう思いがありますので、市長、考えをお聞きしたいと思います。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

今、議員から個別のことについての御質問が出ましたので、個別にお答えをさせていただければというふうに思います。

まず、赤銅御殿の再建についてということでございますが、赤銅御殿については、私は、赤銅御殿自体をつくるというよりも、古きよき時代の象徴が赤銅御殿、別荘文化の象徴が赤銅御殿であって、伊藤伝右衛門邸が飯塚にあります、これも今でも非常に訪れる方が多い。「花子とアン」という非常にタイムリーなNHKの朝の連ドラがあったというようなことも踏まえて、やはりあれでなぜ別府市の皆さん方は、あのすばらしい赤銅御殿を壊してしまったのかというふうに思われる方がたくさんいらっしゃると思います。私は、この赤銅御殿自体を再建というよりも、確かに再建はしたいのですけれども、別府市民のかつて、いわゆる世界中から「東洋のナポリ」というふうに言われて羨望のまなざしで見られていたあの当時の別府市民のいわゆる誇りであったりプライドを再建する作業の具体的なものとして、1つ上げさせていただいたというところでございます。ですので、赤銅御殿だけがことさらに強調されるわけでありますが、それは復活できればいいなという思いはありますが、ただ、つくったわ、赤字を垂れ流すというようなものであってはならないというふうに思います。つくる、再建をするということであれば、それなりの機能をちゃんと持たせて、しっかりと維持管理費はそこで賄えるというようなものを、しっかりとつくっていかなければいけないのではないかなというふうに改めて思っておりますし、赤銅御殿だけではなくて、具体的に中山別荘などの建材は、今でも残っておりますので、ここ、これを具体的に移築して、先ほど申し上げた何かしら収益を生むようなものとして活用するというようなことも検討できるのではないかなというふうに思っています。

それから、ブルーラグーンについてであります。これは、今回は金融機関の皆さん方も包括連携協定を結びました。行政がすべてに手を出して、運営からすべてをやって赤字を垂れ流していくというようなことは、これは絶対あってはいけないというふうに思っていますし、資金調達の方法や、ありとあらゆる方法を民間の皆さん方と連携をすることで、資金調達の方法も包括連携をもって金融機関の皆さん方も協調を図って協働事業としてやっていくというような方法もいろいろとあろうかと思っておりますので、これについてはまた研究を続けていきたいというふうに思っております。

それから、ニューヨーク支店ではありますが、これは、別府市が単独でニューヨークに支店を持つという意味ではなくて、ニューヨークで活躍をされている日本人の方が、ぜひ別府をPRしたいということでございますので、こういった間借りをする、年中、1年を通してになるのか、またその期間中になるのかわかりませんが、「別府ウィーク」「別府マンス」というようなものを開催していただくということで、いわゆる情報の発信基地であるニューヨークから別府を発信していくというような意味において、非常にPRとしては有効なのではないかということで考えさせていただいております。

それから、公道レースにつきましては、先般、「スライド・ザ・シティ」で公道を封鎖してあれだけの規模のものができました。1ついいきっかけができたのではないかな、公道は使えるということでございますので、レースといっても、さまざまなレースがあります。大型のフォーミュラカーを使ったり、市販車を使ったり、バイクを使ったり、もしくはトライアスロンのレースで使用するというようなことも可能性があると思いますので、そういったさまざまな可能性を考えながら、公道を有意義に、「有意義に」と言ったらちょっとおかしいかもしれませんが、ぜひこれは観光というような面においても、PRという面においても大変有効であると思いますので、議員の皆様方にも御理解をいただいて、しっかりと推進をしていきたい、このように考えているところでございます。

- 10番（加藤信康君） 幾らかすっきりしました。やはり文字だけで出てくると、また本当、そのとおりにしか、やっぱりぱっと見たらそれしか思いません。そういうところまで含めた考えであるということで理解をいたしました。

あと、いろいろお話ししたいところがあったのですがけれども、時間もありませんし、竹工芸のイノベーションは、私はものすごく興味深いところがありますので、いずれまたお聞きをします。

ちょっとまとめに入りますけれども、市長が言うように、ベクトルを同じにする。これからもその作業はぜひ必要だというふうに思います。選挙が終わってまだ半年で、やはりいろんな各団体というところも、僕は、気持ちの上ではまだ市長がどういう方向に行くのかなという、優しく見守っている、様子を見ている——悪く言えば——と思うのですよ。そういう意味では具体的施策になったときにいろんな意見、下手すると、「何かそれは。反対」という声も可能性としてはあります。そういう中でやはりベクトルを合わせる。昔から別府の市民、みんな同じ方向を向くというのはなかなか難しい。私が別府に来たときからそういう感じを持っていますから、これからもぜひ団体、個人含めて同じ方向に向く、そういう努力を続けていっていただきたいと思います。

それと、この未来戦略を進めるに当たって、市の職員がやはり中心になるだろうと思います。先ほど言いました、過去、いろんな市長がいる中で、職員はしっかり仕事はしてくれませんが、やはり同じ気持ちになってやっていただく。その中にやはり市長の優しさも入れていかないと、ただ、あれやれ、これやれ、あれこれやれであれば、職員は面従腹背になってしまう。経験がありますから、ぜひそのことは頭に入れておいていただきたい。

それと、やはり非常に難しい言葉がいっぱい出てきます、このべっふ未来共創戦略。やっぱり市民にもわかりやすい言葉で説明できるようにしてもらいたい。何かを、先ほど言いました、これをつくるとか言うとかわかりやすいのですけれども、今回、プラットフォームにしても、iBリーグにしても、このソフトですね、仕組みをつくり上げて、結果というのは、もう結果でしか評価ができないという施策なのですね。だからこそなかなかそのわかりにくさがある。できるだけ市民にわかりやすい方法で、同時に計画なりができれば、議会にもできるだけ早く説明していただきたいし、途中経過も示していただきたいと思います。

それと、財政の問題もしかりです。中長期の財政計画も含めて、先般、エアコンの問題

も出ました。やるとなったら、どだい、どのくらいお金がかかるかぐらいは計算した上でやはりやるというふうに出てくるのですね。それを、ではどういう財源を持ってくるか、どこから持ってくるか、どういうふうに振り分けるか、散らすか、こういうふうになってきますから、ぜひこの財政計画も含めて、あわせてしっかりと示していただくことをお願いし、すこし嫌事もありましたけれども、私の質問を終わりたいと思います。

○2番（竹内善浩君） 質問いたします。その前に、議長にお願いがあります。効率よく、またわかりやすく質問内容を確認するために、議事進行の番号を、1の(3)を3の第2問の前に、2の(1)、(4)、最初に2は(1)、(4)の御質問をさせていただき、(2)、(3)と続けていきたいと思います。また、便宜上、説明がわかりやすくなるように道具をつくってききましたので、これの使用を許可願いたいと思います。

○副議長（野上泰生君） はい、どうぞ。

○2番（竹内善浩君） それでは最初に、市長が7日の日、議会、第4回の議会のときにおっしゃった中でエアコン、ちょっと引用させていただきます。若干引用が違うかもしれませんが、抜き出すと、「そこで」というところで始まりますが、「平成28年度からすべての小中学校に順次エアコンを設置するため、平成28年度当初予算計上に向けて、エアコン設置に関する技術的な問題などについて検討を進めました」と書いてあります。

質問の中で、あるいは新聞等で幼稚園というところも入るのかもしれませんが、6月議会、9月議会でエアコン設置ということで質問をさせていただきました。そのときにも言いましたが、あくまで冷房装置ではありません。湿気を取ったり風を送ったり、空調を整えるという意味の機械ですので、そのところはあわせて考えていただきたいし、そのことについてとてもうれしく思いましたので、最初に一言述べさせていただきました。

また、午前中の質問に対して市長が、温泉文化は、そのものが別府らしい、これももともとだと思います。実はきょうの質問の中にその部分も少し触れていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと道具を組み立てさせていただきます。

正面から見て真ん中が、よく使われる「自助」、自分で頑張ってくださいという。その枠のところに「互助」、その枠に「共助」、そして一番外枠に「公助」。そういうものでそれぞれの市民の方が守られ、支えられているということになります。

ここで引用は不適切かもしれませんが、私の大好きなさだまさしさんの歌の中に「主人公」という歌があります。その中の一節では、「人生の中では誰しもが主人公だから」という。今回、その主人公である市民について御質問させていただきながら、介護保険と総合事業について、一つ一つ御相談いただいた内容に基づいて質問させていただきたいと思います。

それでは、大きく今回は3つ、高齢者の生活が、総合事業に移行することでうまくっていくのか。また、今問題の介護離職、介護する職員、それからまた家族の方を介護するために仕事を離れる介護離職、別府市は大丈夫なのか。3点目には、財源の問題もあるのですが、社会福祉は多様な要求のもとで多様な対応をすべきだと思います。そのためには創意工夫が鍵だと思います。創意工夫としてしっかりと考えられているのか。これからの2025年、40年、この別府の将来を踏まえた上で御質問させていただきたいと思います。

介護の仕事をしてきましたが、私はもともと理学療法士で、平成の最初のころから医療ソーシャルワーカー協会の会員となり、ソーシャルワークの方たちと一緒に相談し、解決できることは解決してまいりました。ソーシャルワーカーの中の1つの基本として人権というものがあります。人権とは、選べることです。そして、どういう選択肢があるかを明確に見せていく、気づいてもらうという仕事が、ソーシャルワーカーの仕事の1つであり、また、それが人権につながっていくと考えています。

今回、介護保険の要支援者1、2という、介護保険の予備軍と言われるような元気な方

たちが、実際は困っております。この高齢者といったときに、おわかりになる方はおわかりになると思います。認知症のサポーターのものです。認知症サポーターの研修を受けると、これがいただけます。私の場合は、前の職場で寸劇をさせていただき、参加ということ、それから、そういう方を対象に、家族の方も対象に運動指導をさせていただきました。短い間でしたが、4つたまりました。これはためるものではありませんが、ただ今回、高齢者といった場合に想像が付きにくい方は、認知症になられている軽度の方を想像してください。もし詳しい方であれば、障がい者や難病、そのほかの方を想像していただくと、お話がわかるかと思えます。

国や県は、自立のために1週間のヘルパーさんの回数を減らす、あるいは食事やお風呂のサービスは、もう自立のためだからと家族と一緒に風呂に——銭湯ですね——お風呂に行ってください、あるいは、そういう努力を御自分で家ですっかりしてくださいと、俗に言う介護保険外しのようなお話を実際に受けている方がいらっしゃいます。そういう方からの御相談がありました。1日だったデイサービス利用が、実際には3時間、御飯もお風呂もない、そういう状況の提案をされている方が、数多くいらっしゃる、そう聞いております。また、私も御相談を受けております。

そこでお伺いしたいのが、要支援者1、2の方の選べるサービス、しっかりと今移行事項の、総合事業への移行の時期にちゃんと選べることができているのでしょうか。また、当初の予定では、総合事業に今年度は50%ほど、半分ほど移行しようとの計画ですが、その状況をお教えてください。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

要支援認定者が御利用できる総合事業の訪問型サービスと通所型サービスには、今までと同じ現行ショートサービスと多様化したサービスがございます。要支援の更新時期に合わせて、本人の身体状況やそれぞれの環境に応じた自立支援型サービスとして一番適しているサービスはどれなのか、地域包括支援センター職員を初めとした関係者と、本人及び御家族とお話し合いの上、サービスを選択していただいております。平成27年9月末現在の総合事業の訪問サービスの利用者は348名、通所型サービス利用者は349名となっております。このうち現行ショートサービスを除く多様なサービス利用者は、訪問型162名の46.6%、通所型72名の20.6%となっております。

また、総合事業開始により要支援認定者の認定有効期間は、1年から2年に延長されておりますが、総合事業対象者については6カ月に1回、要支援認定者は3カ月に1回程度のモニタリングを行い、状況の変化に対応できるように取り組んでおります。

○2番（竹内善浩君） 今の御回答ですと、50%最初目標にしておりました。訪問型は348名、通所型は349名、そのうち訪問型が46.6%、通所型が72名の20%。これは、計画どおりの範疇と考えてよろしいのでしょうか。それとも、これから計画を少し変更する予定があるということなのでしょうか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えします。

当初50%ということで、先ほど答弁したように46%、20%になっております。ただし、これは1つのヘルパーさんの訪問と通所サービスということで一体として取り扱っております。そういう意味で、一方20%でありますけれども、一体として考えたときには50%に近いという数字になっておりますし、この総合事業につきましては、本市においてもそこを目指しながら進めておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○2番（竹内善浩君） 総合事業に移行するということで先ほどの御答弁の中、認定有効期間が1年から2年に延びたとあります。そして、総合事業対象者は6カ月に1回ごとのチェックを、要支援認定者は3カ月に1回ごとのチェックを。普通に聞くと小まめにチェックをしているというふうにも聞こえるのですが、そうですね、悪く聞けば、小まめにチェッ

クしながら総合事業に移行させよう、させよう、そういうふうにもとれる期間だと思いません。

実際現場では、総合事業に移行すると戻れないということを懸念し、ケアマネジャーたちが慎重に、そして、その総合事業に移行すると、その御利用者さんが実際に機能低下するのではないかという懸念があれば、みなしという形でまだ継続を考えている、そういうケアマネジャー、また包括支援センターがあると聞いております。

この2年間に延びたということで、実際の介護保険から総合事業への移行計画の中で、何か変化は出てくるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

1年から2年間ということで、延長されたということでございますけれども、短期間で従前の要支援者のモニタリングということを考えております。また、これは2年間延びたわけですが、その都度その都度のモニタリングを行いながら、要支援者により適切な総合事業というところで、いろんなサービスを選択できますので、その中でまた市と、もしくは御家族、本人様とお話をしながら今後の支援を考えていきたいと思っております。

○2番（竹内善浩君） 実際にこの移行時期が必要ではなくて、しっかりとしたお年寄りたちの、先ほど言いました人生の主人公であり、この時代をつくっていただいた皆さんのこれからの問題です。現場の話も、状況もよく理解し、その上での総合事業の進行というのが必要になると思いますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

議員の言われるように、本当に要支援者に沿った形で進めていきたいと思っております。

○2番（竹内善浩君） そんな中、今度は、舞台は共同浴場になります。別府の場合は、先ほど言いましたように、共同浴場に入る習慣の方がいらっしゃいます。それはお風呂としてということもあれば、実際に地元の方との交流のため、あるいはほかの今までの思い出を確かめるため、認知症の方には特にそういう意味が必要だと思っておりますが、現在進められている総合事業の移行の中、自立ということをうたっています。先ほどお見せしました「自助」「共助」「互助」「公助」ですが、実際はこのように立体になっているのでしょうか。国や県や別府市が、そして地域の人たちがその人を支える。ただし、お風呂のことは特例として認めるけれども、ということで実際は進めるそうですが、あるケアマネさんからお聞きしたところによると、地域包括支援センターにその旨を打診しても、それは特例にならないので自宅のお風呂で済ましてください、あるいは家族が共同浴場へお連れしてくださいという指示のもと、なかなかヘルパーさんが共同浴場での洗体、体を洗うような、そういうふうな援助ができないという声をしっかりと聞いております。それは、このような状況になっているのではないのでしょうか。制度がその人を上から支えているのではなくて、その人が悲鳴を上げているような、そういうふうな形に私には聞こえてきます。

実際、いろいろ難しいハードルはあると思うのですが、銭湯に着衣を着たまのヘルパーさん、そういう方が一緒に地元の方のお風呂の場面にいていいのかという問題はあるかと思っております。しかし、地域がどう考えるかであって、制度が考えることではないと思っております。その点について御答弁をいただきたいと思っております。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

銭湯を公共的に利用されます銭湯の管理者、また、その銭湯を利用される方々の了解を得られれば、ボランティアさんの支援を受けての入浴は可能であると思われまます。そのような住民主体の訪問型サービスを今後目指していくわけですが、なるべく早くそういう働きをしながら伝えていきたいと思っております。

○2番（竹内善浩君） 先般、この議会でも共同浴場の問題として、質問がよく上げられています。けさほどの質問でしたか、手すりをつけたら、自治体のほうが、自治委員の方が

ら、地域の方が手すりをつけるような、そういう予算はつくのか、いろいろな御質問があったと思います。後でも少し問題にしたいと思いますが、実際に解決するためには、御本人であり、制度であり、そこに住む地域の方であり、それぞれがそれぞれでこの問題を考えていてはいけないように思います。それぞれが、1つのもとに考えが進めば、答えもおのずと工夫ができるのではないかと考えております。

お答えにくい質問かもしれませんが、先ほどの続きですが、早々に訪問型サービスの整備ということではありますが、実際には別府市としてそれを考える場合、高齢者福祉課を含めどのような課が関係してくるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

主に高齢者福祉課で対応させていただいておりますけれども、そのほかの課でどのような対応がということでもありますけれども、高齢者の健康を考えますと、その健康を担当する課、健康づくり推進課とか、市民を対象とすれば自治会さんを含めた自治振興課さんとかということになるろうかと思っておりますけれども、具体的な取り組みにつきましては、高齢者福祉課が中心となって取り組んでいくべきだと思っております。

○2番（竹内善浩君） 実際、これはお風呂のことだけではなく、別府市で生活する上で、国や県のほうは、自立ということを表にして、生活の中身まで余り問うていないように感じております。前回の9月の議会でも言いましたが、自力で頑張ることではなくて、助け合って自立していく。その視点から考えた場合に、先ほど言いました現場のケアマネジャーが、このまま総合事業に移行してしまうと、予定されているサロンであったり、予定されているボランティアであったり、予定されている地域の活動であったり、うまくつなげないのではないかと、そういう声を聞いています。そこを解決するためにも、総合事業にしっかりと考えて向き合って移行に向けていただきたいと思います。

また、個人的にはこの制度自体無理があると感じております。もし別府市でも総合事業の移行に無理がある、あるいは別府市らしい形がほかにあると考えるところがあれば、どうか県や国にしっかりと声を上げて、その姿勢を示してください。要望いたします。

また、これらを踏まえて——重複しますが——総合事業への移行について、ほかの点でも御答弁があればお願いいたします。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

総合事業について、どのように考えているかということでございます。総合事業は、住民主体のサービスを生み出すための基盤整備として取り組まれております。支援の必要な高齢者がふえる一方で、それを支える働く世代が急激に減少することを考えますと、総合事業の取り組みは、介護保険制度維持のために必要なことであろうかと思っております。

参考までに、制度導入時に日本がモデルといたしました先進国ドイツでは、日本と高齢化の進展の状況は異なりますけれども、おおむね要介護3以上を対象にして取り組まれていると聞いております。

また、全国的な現状としまして、総合事業の移行に向けての全国自治体の取り組みの状況です。予定されていたよりも早く取り組まれているということが現状であります。具体的に申し上げますと、平成27年度中の移行予定につきましては、当初114自治体でありましたが、本年10月現在の調査では、77%増の202自治体が総合事業へ移行するとの報告が来ております。

また、総合事業移行における事業所の取り扱いですが、みなし規定を適用して、既存の事業所が一定期間現状での事業展開ができるように配慮に努めているところであります。

この総合事業につきましては、平成29年度末までに完全移行ということが、国の中で定められておりますので、別府市においても、ここに向けて総合事業の移行をしたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） ありがとうございます。その中で、当初114自治体が本年度中の予定が202自治体に、77%ふえた。全体の、日本の1,700自治体の中で考えた場合の202というのは、これは大きな数字でしょうか、小さな数字でしょうか。そこを考えると、まだ今年度中に駆け込みでも入りたくない自治体が、あるいは準備ができていない自治体が多いという、そうは考えられないでしょうか。この別府市が、先駆けて手を挙げて進んだことの、その誠意と勇気にはとても共感するものがあります。しかし、この29年度、その先のまた3年後、介護保険、医療保険の全面改定も見据えながら、この別府市が本当にその道に向かって進んでいるのでしょうか。早期取り組みで国・県の財源支援の特例というのは、確かに大きなことだと思います。しかし、先ほど言いましたように、その人を守る社会保障であってほしいと考えます。決してその人のために時間やお金を強いるものであってはいけなさと考えております。この総合事業への移行、移行そのものが悪いというよりは、慎重に移行しなければならないと思います。ただ、繰り返しますが、この国全体の施策としても、総合事業への移行は、要支援者1、2の切り捨てと言われるぐらいに痛烈なものだと感じております。この別府でもよく中身を吟味し、前へ進んでいただきたいと思っております。

9月の議会質問でも、地域包括支援センターが中心になると言いました。それぞれの居宅のケアマネジャーの方も、一つ一つの案件を慎重に慎重に検討して、別府市民のために頑張っています。この別府市も、その地域包括支援センターの職員や居宅のケアマネジャーの方、また現場に実際に訪問に出ている訪問看護師や訪問介護士の励みとなるような、支えとなるような助けをこれからも続けていただきたいと思っております。

その中、高齢者が望んだとおりに老人ホームに入れないという御相談を受けております。今、特別養護老人ホームには、要介護度3、4、5の介護が必要な方が優先的に入られるということです。逆に要介護者1、2のような方、規定から外れてしまっています。養護老人ホームや有料老人ホームなど器はできていますが、実際に年金で生活をされている方、また保護を受けていらっしゃる方、それぞれも一市民であります。

数的にですが、まずそういう方が入れる施設、あるいはその施設の空き部屋、空き室の数をお教えください。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

空き室の状況につきましては、待機者の状況との整合がとれない場合もあります。参考値として取り扱いをお願いしたいと思っております。整合がとれない理由といたしまして、利用者が複数の施設に申し込まれているケース、また緊急ではないのですが、将来を見越して申し込まれているケース、また入退院をされる利用者の退院時の部屋の確保などがあり、これらを踏まえてお答えをいたします。

介護保険法により位置づけられている施設は、介護老人福祉施設と介護老人保健施設と介護療養型施設の3種類となっております。それぞれの定員につきましては、586名、440名、264名の合計1,290名となっております。10月末現在の空き室の状況ですけれども、それぞれ26室、28室、46室の計100室と報告を受けております。

○2番（竹内善浩君） 平成29年度までの増床の計画としては、以前49床、そのうち20床が多床部屋、相部屋ということで数を確保するというふうに計画を立てていると聞いております。今、空き室は100室ということでしたが、実際には、今病院に入院していて、まだそこに席がある方、お部屋がある方、そういう方の数も入っているかと思っております。また、御高齢の方がすべて自宅を離れて老人ホームを希望している、あるいはするということはありません。しかし、この数で本当に足りるのでしょうか。最初に言いましたように、人権的見地からいけば、選択できることが必要です。病気であっても入院せずに在宅で生活ができれば、在宅でも家族の関係で老人ホームを希望すれば、個室があっ

ても相部屋を望まれる方も、それぞれがしっかりと選べるということが、人権を守る、その方を守るということになると思います。

実際に数をふやすということ、それから質を変えるということがあると思うのですが、そこを、数あるいは質について御回答をいただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によりますと、県内ほとんどの市町村が、2020年ごろをピークに高齢者人口が減少すると推計されております。今、数をふやすということでもありますけれども、そのため将来を見据えて地域包括ケアの構築を重視し、県内の市町村が大きな施設整備を行うことは、今のところ考えていないようでございます。

その中で別府市においては、最も多い49床という特別養護老人ホームの増床計画を第6期計画に盛り込んでおります。7期の事業計画もこれから準備しなければいけないのですけれども、近隣の状況も含め総合的かつ慎重に検討したいと考えております。

また、多床室とユニット型個室につきましては、室内の整備環境に大きな差があります。それに応じた介護報酬となっておりますので、ここを補う財政的な助成は、今のところ国・県においても考えていない状況でございます。別府市においても、今のところ困難な状況であるというふうに思っております。

○2番（竹内善浩君） この49床、周りの市町村に先駆けてということになります。今回総合事業では、いろいろな訪問型デイサービス等が地域密着型に変わる。その中で別府市民が利用できるサービスになるわけですが、別府市民以外が受けられないサービスということも出てくると認識しております。この実際のベッド数もそうです。別府市にお住まいの高齢者の方に、これからの介護保険総合事業での高齢者の老後生活ということで、何か調査等をされたことはあるのでしょうか。御回答願います。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

総合事業を開始するに当たり、57の訪問型サービス事業所と50の通所介護サービス事業所を対象にアンケートの調査をいたしております。その調査結果では、どのような程度の要介護度の利用者の方を支援しているのか、また、それに対しどのような資格を持った従業員が何人いるのか、専従なのか兼業、兼務なのか、また営業日や営業時間、休日についてはどういうふうになっているのか。それぞれ介護職員の用途環境について調査しております。また、その他の介護保険事業所や施設の数が増減についても、毎年度確認をしております。まだまだ十分とは言えない部分もありますけれども、市内には要介護、要支援者を支えるためにどの程度の介護力があるのか、必要に応じて引き続き把握に努めたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） 実際、先ほども言いましたが、先ほどお聞きした調査も、足を使って職員が事業所を回ったと聞いております。別府市の職員の方は、とても親切で丁寧で熱意があると感じております。ただ、方向性を間違えてしまうと、その労力がしっかりと生かされないと感じております。最初に言いましたお風呂の件、別府市らしい介護保険総合事業はどうか、よく考えていただきたいと思います。

老人ホームも高額な有料老人ホームが多過ぎては、老人ホームに入りたいという方が選べない状況です。49という数をつくったことは、確かな誠意ですが、本当に別府市民のためになっているのか。事業所の調査もそうですが、今はやりのビッグデータという形で、何かの形で工夫をしながら高齢者の、それから高齢者になっていくこれからの方の動向というものをしっかりとチェックして、そしてその成果についてプランを立て実行していくという流れを期待したいと思います。

この件について、先ほども実は高齢者福祉課だけの問題でないと感じております。私も理学療法士ですが、先ほど言いましたように、病院には地域連携室というところに医療ソー

シャルワーカー等の専門職員がいます。専門職は専門職にアドバイスができます。実際、玄関にある市民相談室、民事のことであっても、市民の方の声をまず最初に聞き、解決に向けての手立ての方向性を示す、そういうふうなところがあればいいなどは思うのですが、実際、地域連携という視点において、地域連携室の設置等について御回答いただければと思います。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

地域連携ということでございますので、在宅医療と介護の連携というところで少しお話をしたいと思います。

別府市医師会が中心になって現在取り組んでおります介護保険法の改正による、自治体とともに医療、介護の連携ということでお話がされているところでございます。別府市については、平成28年度から別府市を主体として医療、介護の連携を進めていくという考えを持っておりますので、次年度に向けて予算を計画しており、その方向に向けて現在進めているところでございます。

また、医療と介護の部分につきましては、市内の医療機関等々も随時お話し合いの機会を持ちながら進めております状況でありますので、今後、この連携については、高齢者福祉課としても十分考えていきたいと思っております。

○2番（竹内善浩君） 話は介護保険ということですが、少し広げて地域連携ということでまたお伺いしたいと思います。先ほどのように介護保険総合事業においても他課がかなりかかわり合い、当初言いました高齢者が認知症の方、障がい者の方、難病の方と広がると、そこにかかわる職員の専門家、担当課はかなりの数になります。実際別府にはそのような縦割りではなく、横につながる専門家の相談窓口のような事業所や、あるいは市民の方も、そして行政も、市の職員の方も相談ができるような専門家の集団、そういうものがあると、先ほどの温泉の共同浴場の問題、それから実際の施設の数、内容の問題、それぞれの問題が解決に近づくのではないかと考えております。

そこで、別府市における地域連携機能、機構ということで御回答願います。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

貴重な御提言、ありがとうございます。議員さんも御存じのとおり、行政は非常に間口の広い業務、これを多くの部署で役割分担いたしまして、いわゆる縦割りという形で行っておりますけれども、議員御提言の地域連携、これはいわゆる横割りの話になってくるのではないかなと理解しております。確かに専門的な知識を持たない事務職員が、あらゆる相談事にすべて対応することは不可能ですので、関係機関の紹介などで対応しておりますけれども、なかなかすべて完結できない場合も考えられます。

そこで、市役所の中に専門的な見地からアドバイスできる人材がいれば、非常にスムーズな対応ができるのではないかなという主旨だと思います。しかしながら、地域連携は専門的知識を持つ有資格者のみならず、自治委員さんや民生委員さん、それからPTAや老人クラブなど、連携先といたしましては、かなり間口の広い話となってまいりますので、これまで行ってきたことの何が不備であるのか、どう補っていくのが、具体的な事例をさまざまな場面、想定しつつ導入することのメリット、それからデメリット、これをよく精査する必要があると感じております。まずは行政機関における地域連携、機能、機構についての調査研究をさせていただきたい、このように考えております。

○2番（竹内善浩君） 縦割り、横割り、よくわかります。それから、いつも言われるのですが、詳細に研究を重ねて検討していく。それも確かに必要かと思えます。ただ、プロジェクトのような形だと、1つのことについて考えていくということになりますが、総合的に考えるには、プロジェクトではないそういう横割りの機構が必要だと考えております。実は先ほどの介護保険、それから総合事業の移行のところでもそういう必要性を感じたのは、今、

介護力が低下しているということを伺っております。

高齢者福祉課にお伺いしたいと思うのですが、介護力についてどのように把握をされているでしょうか。先ほど、調査もしているということですが、もう一度御回答願います。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

先ほど、アンケート調査等をしておりますということで御回答させていただいております。そういう調査の中で結果を踏まえながら、今後の介護力について考えていきたいと思っております。

○2番（竹内善浩君） ありがとうございます。戻りますが、地域連携機能というのは、そういう介護力であれば、労働者の条項であったり、あるいは事業所の経営までには入れないにしても、信頼関係のもとでの総合事業を成り立たせるための条件、そういうものをはじき出すような、示唆できるような、そういうふうな機構を考慮しておりますといえますか、機能があればと感じております。その点については、地域連携機構を十分に研究するということですが、その点も踏まえて研究していただけるのでしょうか。御回答願います。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

どこから取りかかればいいのか、ちょっと難しい面も自治振興課サイドではありますけれども、福祉保健部関係の方々と一緒に顔を突き合わせて調査研究をさせていただきたい、このように考えております。

○2番（竹内善浩君） 介護力の中には、介護職員のこともありますが、実際に家族のために職場をやめなければいけない状況に追われるということもあります。決してこれは介護だけの問題ではありませんが、特にその部分がないと総合事業のほうがうまく成立しないと考えておりますので、ぜひとも早々の研究結果を御報告いただければと思います。

介護力に少し関係しますが、次の事項に入りたいと思っております。

労働者へのメンタルケアとして、それでは市の職員に対してどのように職員管理をされているのか、御回答願います。

○職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

市の職員に対するメンタルケアの状況でございますけれども、まず、厚生労働省が平成18年に事業上における労働者の心の健康づくりのための指針、これを策定しております。別府市においても、別府市職員メンタルヘルス対策実施要綱を定め、職員のメンタルヘルスの不調の予防及び早期発見並びに休職者の円滑な職場復帰、職場復帰後のメンタルヘルス上の再発防止に努めております。

具体的には、平成23年度に健康相談室を設置いたしまして、保健師並びに精神保健福祉士を各1名配置し、休職復職支援事業を行っております。さらに、平成25年度には職員の援助プログラム、EAPと申しますけれども、これを導入いたしました。これは、職員とその家族を対象にしたカウンセリングサービスのことでございまして、近年増加している職員のメンタルヘルス不調、これを未然に防止するために専門機関に委託をしているものでございます。職員や家族が相談をしやすいように、職場にその内容を知られることなく、匿名でも相談できることが特徴でもあります。相談者の了解もいただきましたときには、健康相談室とも連携をして行っているというふうな状況でございます。

○2番（竹内善浩君） 実際に市の職員の方にも、御家族の介護という方がいらっしゃるかと聞いております。市の職員自体も離職、介護離職になってしまっただけでは、市自体が成り立ちません。また、相談室のほうは他市よりも早く始めたということをお聞きしております。このまま規模としてはまだまだしっかりとしたもの、人数もふえて職員のケアに回れるほうがよろしいのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○職員課長（檜山隆士君） 現状につきましては、今2名の職員で、非正規の職員と正規の職員で対応しておりますけれども、今後、先ほど申し上げましたEAPとも十分連携をし

ながら、また人事当局の職員とも連携をしながら、さらに充実を図ってまいりたいと考えておりますけれども、現在、人力的には当面は現状の人員で推移をしていくものかと思っております。

- 2番（竹内善浩君） これからも市の職員の方、しっかりとケアをしていただきたいと思っております。

それでは、同じ職員ですが、今度は教職員、先生のほうにいきたいと思っております。

教職員の方のメンタルヘルスケアとして、どのようにされているのでしょうか。特に心のコンシェルジュというのがあると聞きましたが、端的に御回答願います。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

心のコンシェルジュは、学校職員の心の問題を初期段階で発見し、総合的に受けとめ、その解決を図るために9名の教員OBを教育事務所等に配置しております。学校を巡回し相談を受けたり、来室、電話等での相談にも対応しております。

- 2番（竹内善浩君） 実際に教員の方で心を病んで長期休暇、そのために正規雇用、非正規雇用、それぞれの方が現場で一生懸命に子どもたちのために、もう少し余裕があればもっと子どもたちのためにできることもと考えていらっしゃる場所もあるかと思っております。この実際のメンタルヘルス対策として、これで十分でしょうか。それとも、何か足りないことがあるでしょうか。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

そのほかには公立学校共済組合が行っております事業として、心と体のさまざまな相談に24時間体制で対応している教職員健康相談24や、臨床心理士等が面談・カウンセリングを行う面談によるメンタルヘルス相談なども行っております。それでも3年連続減少はしておりますけれども、まだ多数の教職員が休職の状況であるのも事実でありますので、今後ますますの対策が必要になってくると考えております。

- 2番（竹内善浩君） 学校の先生方もやはり介護をされている方、いらっしゃいます。その方からも御相談を受けますが、どの現場も確かに厳しいです。先ほど言いましたように、それぞれの縦割りでないところで総括的に見られるような立場で、そういう機構があればそれぞれの職員の方、それからその御家族の方を守ることができると考えております。ぜひとも、ますますのケアのほうをよろしく願いたいと要望いたします。

ここで、次の質問に行く前に、もしよろしければ総括で、今までの地域連携ということで保健・福祉・医療の連携について中心に何か御回答、御答弁いただければ、お願いいたします。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君） これまで、全般の件についてお答えをさせていただきます。

竹内議員からは、先般の議会でもいろんな御提言をいただいております。ぜひとも調査研究といいますか、参考にさせていただいて、これからの政策に反映させていただきたいと思っておりますし、先般は、私も11月末ですけれども、某ホテルのほうで異業種の方々、いろんな業種の方々が集まって介護・医療・保健ということで、当然行政の職員も参加しましたし、そういった意見交換の場を、別府市については早くから進めております。そういった中で参加して、いろんな各業種での悩み、それから問題点、業種間の連携等についても話をしたところであります。こういった会議を年間数回持たれているし、それはすべて担当者レベルの方が結構参加されているようにありまして、私もいろんな意見を聞くことができました。そういったことも参考にしながら、行政として取り組める部分については政策に反映していきたいと思っております。

- 2番（竹内善浩君） ぜひとも、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

格差・差別のない……、あ、失礼いたしました。その前に障害福祉課の、親亡き後の問題ということで御回答いただきたいと思います。

- 障害福祉課参事（大野積善君） 親亡き後等の問題解決策検討委員会の委員として、構成メンバー12人、そして学識経験者、社会福祉法人別府市社会福祉協議会に属する者、自治委員及び民生委員、障害福祉サービス事業、または障害児通所支援事業を行う者及びそれらの関係者、障がいのある人並びに保護者及び関係者等の12人が、委員を構成しております。

昨年6月に第1回目の会議が開催されました。来年の6月まで全13回の会議を予定しておりますが、本年8月の第8回会議以降、訓練の場、生活支援の場、生活支援の充実、居住の場、社会参加等の場、生計費、地域福祉の推進の6つのテーマに絞り、2つの部会に分けて、回数をふやして具体的な解決策について検討段階に入っているところでございます。

この親亡き後等の問題、いわゆる最も身近な人が亡くなった後の障がいのある人の生活支援は、全国共通の問題と捉えており、問題解決に最も必要なことは、地域での福祉サービスの充実と障がいのある人への地域の人たちの理解と信頼と考えております。今後は、部会で検討した解決策をまとめて報告書案の作成を行う予定であります。

- 2番（竹内善浩君） この議会の場で親亡き後の問題で、そのときはまだ委員会が動いていない。今回、委員会が動いたのだけれども、その結果について報告をということですが、ぜひとも中間報告でも構いません、また公示するのに支障があれば、何らかの形でできる部分だけでも構いません、どのように進んでいるのか、実際にそれぞれのお父さん、お母さん、実際の現場の方がとても気にされていますので、そういう形で別府のほうも形を出すようにお願いしたいと思います。報告までの間に、ぜひともお願いいたします。

この項の質問は、これで終わりたいと思います。

次に予定しております格差・差別のないまちですが、時間の関係上、端的にお尋ねいたしますので、御回答願いたいと思います。

税個人番号制カードにつきまして、個人カードという免許証のようなカードがあります。あの中には顔写真と性別が出ます。人権保護的にはそれを隠すようなシールであったりケースであったり、そういうものの対応が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

- 市民課長（濱本徹夫君） お答えいたします。

平成28年1月より、個人カード交付が始まり、マイナンバーが、関係行政機関で利用が始まります。個人カードに関する人権配慮についてですが、少ない情報の中ですが、総務省では、カードが収納できる専用ケースを配布する方法で進んでおります。この専用ケースは、プライバシーの配慮のみならず、個人番号が不必要な場面でコピーされないような形で役立つということで期待されております。しかしながら、現時点では詳細な情報がありません。個人の人権的配慮をする方法を関係機関、関係各課と協議しながら、個人カード発行に関して人権保護に努めてまいりたいと思っております。

- 2番（竹内善浩君） カードのデザイン等、できる範囲の別府市らしい人権を擁護したような形で今後検討していただきたいと思っておりますし、また、この個人カード自体が、いろいろな税処理以外の情報が入ると聞いております。まだ不確かなところもあるのですが、この個人カード自体のあり方もとても問題に感じております。別府市らしい対処・対応をお願いしたいと思います。

人権に続きまして、実際市民課の窓口等で人権・プライバシーは守られる形になっているのでしょうか。御回答願います。

- 市民課長（濱本徹夫君） お答えいたします。

本年10月より、新たにマイナンバーの受付窓口を開設いたしました。限られたスペー

スの中ではございますが、パーティションを設置し、プライバシーが確保できるようにしております。今後、より一層人権が守られるようにレイアウトを考え行ってまいりたいと思います。

○2番（竹内善浩君） もし御回答が可能であれば、市民課、市民課以外の窓口はどのようなになっているのか、御回答をいただきたいのですが。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君） 福祉保健部について、回答させていただきます。

まず、マイナンバー関係であれば、今、カウンターでの要は隣の方の番号が見えないようにとか、つい立てですね、こういった処理を今準備しております。

それから、一般的なマイナンバー、直接ではありませんけれども、相談業務、特に福祉関係は多いものですから、パーティションで仕切った相談室、それから、また個室、完全な個室になった相談室を設けております。ただし、聞くところによりますと、相談中にやはり職員が誤って中に入ったりするというケースを聞きましたので、その部分については、外にきちんと「相談中」とか名札をつけるようにとか、再度その改善を今実施しました。それから、部屋が足りないときは、今、物理的にも部屋の数が決まっておりますので、場合によっては私の福祉保健部長室、こちらのほうも相談用で貸し付けたりしていますので、プライバシーには十分配慮するように考えております。

○2番（竹内善浩君） 最初に人権の話からしましたが、選択できること、また、その選択肢を提示・明示できること、それがソーシャルワーカーといいますか、社会保障の中の基本の1つであると考えます。

今回はLGBT、性的なマイノリティー、少数派のことについてもお伺いする予定でございましたが、次回のほうに回させていただきたいと思います。

また、地域連携の件でコミュニティ・スクールの件についてお伺いする予定でございましたが、審議の関係上質問を省かせていただきました。

実際に介護保険から総合事業という流れではありますが、何度も言いますが、老人ホームに入りたいけれども入れない、お風呂のサービスを利用したいけれどもできない。実際に家族の介護で介護ができない。また耳にしたところによると、介護福祉士の養成校では、卒業する前の調査で、卒業後に介護職につきたい人が半分になっていると聞いています。本当に総合事業で、あるいは介護保険で、この別府市は、介護する人を確保できるのでしょうか。私はとても不安で、できないと感じています。私も市民の一人です。どうかこれで安全だ、安心だと言える別府市をつくっていただき、どうか私たちを安心させるような好事をお見せいただきたいと要望して、終わりたいと思います。

○副議長（野上泰生君） 休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（堀本博行君） 再開をいたします。

○9番（穴井宏二君） では、質問の順番どおり、通告の順番どおりやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初にNPOの地域貢献について、最初に社会的課題の受け皿としてどう捉えるかということでございますけれども、この質問を出したきっかけというのが、皆さんも多くの方が、NPOの方に知り合いがいらっしゃると思うのですが、私の知り合いのNPO法人の方から相談がございまして、その中で、その方は心身障がいがある方も施設の中で一生懸命雇って、また働いていただいている、そういうふうなすばらしい方でございますけれども、そういうふうな社会貢献を一生懸命されております。また、今の状態から仕事をさらに広げてお役に立ちたい、そういうふうな思いがございまして、従業員の方等の生活

を守っていききたい、そういうふうな思いが非常に強く感じる方でございますので、そういうふうな思いを受けての質問でございますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

NPO法人につきましては、別府市にも数多くあると思ひますけれども、まずその団体の数など実態につきまして、現在どうなっているのか、そこら辺の状況を説明してもらいたいと思ひます。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

別府市内のNPOは、平成27年12月1日現在55団体存在しております。このNPOの設立認証は平成13年度より始まりまして、14年度には7団体、そして15年度には14団体といったように徐々にふえておりましたけれども、平成23年度に54団体存在したところから、この新規設立だけではなく、解散のほうも目立ち始めまして、存在する団体数としては、現在横ばい状態というふうになっております。

○9番（穴井宏二君） はい、わかりました。現在はちょっと横ばい状況ということでございます。これは全国的に見ますと、昨年の2014年度で5万件を超えたという、NPO法人さんが5万件を超えたそうでございますので、これは何とコンビニの数とほとんど同じような数になってきたというふうにデータのようになっていまして、やはりこの高齢化社会を迎えるに当たりまして、現在もそうですけれども、ニーズが非常に多様化しているのではないかなと思ひているところでございます。定年後の、退職された方の高齢者の活動の場としても非常に重要な役割を持っている、このように思ひているところでございますけれども、そこで、NPO法人さんの使命また役割、そして主な活動内容、どういふふうなのがあるのか、これを紹介してもらいたいと思ひます。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

まずNPOの使命、役割についてでございますが、1つに、新たな公共サービスを直接供給する、それから自己実現や社会貢献の場を提供する、それから自主的に地域課題の解決に取り組むといったようなことが上げられると考えております。

次に、その活動内容でございますけれども、別府市は観光立市でございます。それから、一方で医療や福祉関係機関も多いという特性を反映いたしまして、まちづくり関係の団体、そのほか保健、医療、福祉関係のNPOが目立っております。そのほか文化、芸術、スポーツ、そういった関係や環境保全、こういった関係の団体も存在しております。

○9番（穴井宏二君） さまざまな団体が、業種がございます。NPO法人の数は、数字的に見ますと、ここ15年で13倍になったと言われております。2000年が3,800——全国的にですね——ことしが5万余、こういうふうと言われておまして、非常にやっぱり、さっきも申しましたけれども、NPO法人さんの役割、非常に重要だと思ひております。特に別府におきましては、まちづくり、保健、医療、福祉のNPO法人さんが、数えたところ29カ所ほどあるのではないかなと思ひておまして、非常に重要な役割を担っていると思ひているところでございます。

そこで、よくといいますか、時々聞くのですけれども、やはりまとまったというか、定期的な収入というか、経営基盤を支える収入というのがなかなか厳しいものがあると聞きます。

そこで、NPOの活動を続けていくためのキーポイントとなるのは、一体何だと思ひられますか。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

順調に活動していたNPOにおきましても、やはり高齢化などの理由で解散した団体もございまして、後継者を見据えました人材確保が、まず何よりも大事ではないかなと考えております。

それから、次に必要となってくるのが、パートナーだと考えております。地域課題が

どんどん複雑になってくるにつれ、NPO単独ではなかなか解決できない問題、これも多くなってまいります。ほかのNPOや行政機関などと協力・連携して問題に取り組む、このことが重要になってくるのではないかと考えます。

そのほか、先ほど議員さんがおっしゃってございました資金、それから情報、活動の場、設備、これらが十分に供給できてこそ継続的な活動ができるのではないかと、このように考えているところでございます。

○9番(穴井宏二君) 全くそのとおりではないかなと思っているところでございます。このやはり資金が非常に大事だなと思っております。この資金調達、これについて、NPOさんによってもいろいろ違うと思えますけれども、どのように資金の調達を行って運営しているのか、そこら辺わかれば答弁をお願いしたいと思います。

○自治振興課長(安達勤彦君) お答えいたします。

NPOの主な収入源といたしましては、会員さんから預かる会費、それから事業に賛同する方々からいただく寄附金、そのほか直接の事業収入、助成金、補助金、借入金、それから銀行金利等が上げられると思えます。これらのうちの特に助成金は、民間の基金や財団などが事業の遂行の手助けとして資金を提供するものでございまして、これが大きな資金源となっております。これらの資金には、それぞれ利用する上での特徴がございますので、多くのNPOでは、活動や事業の目的、そして、これらの資金の特性を照らし合わせながら複数の資金を組み合わせることにによりまして、事業や団体の運営を行っている、そういうふうにお聞きしております。

○9番(穴井宏二君) はい、わかりました。寄附金、会費、助成金、補助金、民間の基金とかおっしゃってございましたけれども、答弁をいただきましたけれども、それが大体大きな割合を占めているというふうに思っております。しかしながら、なかなか厳しい状況がありまして、今、課長答弁にありましたとおり、資金、活動の場、設備、こういうのが十分供給できてこそ、やはり安心して障がい者の方の雇用、また仕事を賄っていただけるのではないかなと思っております。また、行政ができる範囲でしっかりとバックアップをやっていくのがいいのではないかな、行くべきではないかなと思っているところでございます。ありがとうございます。

そこで、次に(2)の項目で社会福祉施設等施設整備費について、国、県の方向性と市の現在の方向性の整合性について質問をしたいと思えますけれども、まず最初に障害福祉課、いいですか。この項目につきましても、主にNPO法人という意味で質問をしたいと思えます。

現在、社会福祉施設等整備費補助という項目があると思えますけれども、その主旨、そして目的、内容ですね、これをちょっと説明していただけますでしょうか。

○次長兼障害福祉課長(岩尾邦雄君) お答えをいたします。

社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを交付の目的としており、社会福祉法第58条にて社会福祉法人への補助金の支出について規定がされております。具体的な施設整備の補助金は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱によって行われます。その中で国の負担分、県の負担分が明示をされております。本市につきましては、別府市社会福祉法人の助成の手続に関する条例に基づき、別府市社会福祉法人施設整備費補助金交付要綱を定めており、補助金の支出について定めています。各補助金の交付要綱における補助金の割合は、補助対象経費の4分の3が国・県補助となっており、国・県の補助金の6分の1が市となります。これを補助対象となる事業費に当てはめると、補助対象経費のうち8分の6が国・県、8分の1が市、残りの8分の1が事業者の負担となります。

○9番(穴井宏二君) はい、わかりました。要するにこの整備費補助におきましては、8

分の1が事業者の負担となるということですね。例えば1,200万円補助対象経費があったとすれば、市の負担は150万、事業者の負担は150万、そういうふうに考えてよろしいですかね。はい、ありがとうございます。

今、課長がおっしゃっていただいた社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、これは昨年平成26年に改正で、第12次の改正ということで最新はなっているようでございますけれども、別府市におきましては、若干福祉施設等の「等」が抜けて交付要綱をつくっている、そういうことでございます。これはまたちょっと後で質問をさせてもらいたいと思うのですが、この別府市の社会福祉施設整備補助金に対する対象者ですね、それから整備の区分、これはどうなっていますでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

対象者につきましては、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱では、「障害者総合支援法第79条第2項に基づく事業を実施する法人」となっております。しかし、本市の要綱では、「社会福祉法人」となっております。

施設整備の対象となる整備の区分は、創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整備、応急仮設施設整備、避難施設整備の8区分が補助対象事業となっております。

○9番（穴井宏二君） それから社会福祉施設整備費補助の事例ですね、支出事例、それから整備内容、金額等、ちょっと教えてもらってよろしいでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

最近の3年についてでございますが、過去3年間についてでございますが、3法人に対する支出がございます。いずれも整備区分は創設でございます。平成24年度は、2法人に対して補助金交付決定をいたしております。1つは、整備内容は共同生活援助で、国及び県の補助金が合計で1,900万円、市の補助金が316万6,000円となっており、もう1つは、整備内容は就労継続支援B型で、国・県の補助金が4,722万9,000円で、市が787万1,000円となっております。残りの1件は平成25年度で、整備内容は共同生活援助で、国・県の補助金が1,694万円で、市が282万3,000円の事例がございました。

○9番（穴井宏二君） はい、わかりました。整備内容は創設ということで、新しくされたということですね。

それで、次の相談件数につきましては、大体お聞きしました。

課長とちょっとやりとりした中で、意見書を作成したのが実質相談件数でありますけれども、意見書をつくらないで電話でやりとりとか問い合わせとかがあったと思うのですが、そういうのは、データはとっていたのでしょうか、とっていないのでしょうか。ちょっとそれだけ答えてもらってよろしいでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） 電話等の相談につきましては、記録をいたしておりません。

○9番（穴井宏二君） はい。そういうのもしっかりデータとして、どこからどういうふうな相談があったのかというのを残しておく。これは基本みたいですね、あれだと思いますので、しっかりデータとして残していただきたいなと思っているところでございます。

それで、国の通知におきまして、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱の中では、施設の設置者につきましては、「社会福祉法人等」となっております。別府市はなっていないのですが、これ、国を受けて社会福祉法人等への拡大についてどう思っているのか、見解をお聞きしたいと思うのですね。というのが、国・県の交付要綱の中では、NPO法人のほかに一般社団法人とか医療法人とか、いろいろ入っておりますので、そういうふうにしかりと広げてやっていったらどうかと思うのですね。そこから辺の社会福祉法人等への範囲の拡大をやっていくべきではないかなと思うのですが、答

弁をお願いしたいと思います。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

県下各市の施設整備の状況でございますが、補助金支出に関しまして「社会福祉法人等」としているところは、3市でございます。その他10市は「社会福祉法人」のみとなっております。また、その3市の中でも社会福祉法人以外の法人への補助金支出実績があったのは1市でございました。

今後、施設整備に対しまして、社会福祉法人以外の範囲の拡大につきましては、別府市社会福祉法人施設整備費補助金交付要綱の中で、その補助対象が障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等及びその他市長が必要と認める施設となっておりますので、障害福祉課のみでは対応が困難でございます。しかしながら、社会福祉施設整備につきましては、生活保護法、社会福祉法、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、児童福祉法等に基づき整備される施設でございますので、市の施策等に合致した施設整備もあると思われまますので、同要綱を運用する関係各課と協議の上検討いたしたいと考えております。

○9番（穴井宏二君） わかりました。しっかり検討をお願いしたいなと思います。

ちょっと済みません、課長、さかのぼって確認の意味で質問します。国の障害者総合支援法第79条第2項ですね、これにはNPO法人は入っているのか入っていないか。

それから、別府市は、要綱の中で社会福祉法人等の「等」の字を外した理由、それがわかれば教えてください。わからなければ結構です。この2つをお願いします。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障害者総合支援法第79条第2項に基づく事業を実施する法人の中には、NPOは含まれております。

それから、社会福祉法人に対する助成に関する条例に「等」が抜けているという御指摘でございますが、この条例ができたのは、昭和49年だったと思いますが、国・県のほうも、NPO法人に対しての補助については、最近、平成23年度予算から認められたというふうに聞いておりますので、関係各都市の状況を見ながら、先ほど答弁をいたしましたように、各課と協議をしながら検討していきたいと思っております。

○9番（穴井宏二君） はい、ありがとうございます。今、課長とやりとりさせていただきました。一応これでこの項は終わりたいと思うのですが、ちょっと急で申しわけありませんが、福祉保健部長、何か今のことにつきましてコメントがございましたら、簡単で結構ですから、お願いしたいと思います。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君） 今、NPO法人に対して助成も含めたらどうかという御意見をいただきましたけれども、これは社会情勢、こういったものの変化に応じて、課長が答弁しましたように、他市の状況、こういったものも勘案しつつ、また市の財政状況、こういったものもすべて勘案した上で、また検討を、福祉保健部関係の施設でありますので、検討させていただきたいと思っております。

○9番（穴井宏二君） では、よろしく申し上げます。

では、次の項に入ります。がん治療につきまして、質問をさせていただきたいと思っております。

がん治療、さまざまございますけれども、今回は重粒子線がん治療について質問をしたいと思っております。

余り聞きなれない言葉でして、私も数カ月前まではこの重粒子線がん治療につきまして、存じ上げませんでした。ある方の本を読みながら、この重粒子線がん治療のセンターが、佐賀県の鳥栖市にあるということで、通称サガハイマットというらしいのですけれども、いろいろ読んでいましたら、すごいがあるなと思ひまして、先日、ちょっと行かせていただいたのですけれども、その重粒子線がん治療、これについて質問したいと思ひます。

がんの死亡原因とか、そういうのはもうる言われておりますので、きょうは申し上げませんが、まず、がん患者の推移ですね、それからもう1つ、重粒子線治療、この2つについて答弁をお願いしたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

がん患者さんの推移でございますが、1年間で新たにがんと診断された人、「罹患数」と言いますけれども、国立がん研究センターの資料によりますと、全国の罹患数は、男女とも1985年以降増加をしており、2010年のがん罹患数は1985年の約2.5倍となっております。人口の高齢化の影響を除いた年齢調整率で見ましても、罹患率は男女とも増加傾向にございます。

また、重粒子線治療につきましてですけれども、がんの治療法には、手術によります外科療法や抗がん剤によります化学療法、放射線療法等がございます。重粒子線治療は、放射線療法の1つで、がん病巣に狙いを絞って照射する最先端の放射線治療法と言われております。

○9番（穴井宏二君） 重粒子線がん治療センター・サガハイマツト、非常に言いやすい名前ですけれども、これは先進医療になっておりまして、この鳥栖にあるサガハイマツトは、全国で4番目の重粒子線治療センターと言われております。

そこでお聞きしたところ、ここは入院施設がないというような施設で、外来のみの治療に特化した全国初の施設ということではございました。その部長さんが対応していただいたのですけれども、本当にいろいろお話を聞く中で、がんの治療法というのは日進月歩だと思った次第でございます。通常の放射線治療でございましたら、皮膚の上のほうから照射しまして、皮膚の一番上が一番放射線が強い、だんだん中に入るに従って弱くなる。しかし、弱くなったところにがんの腫瘍が、患部があるということで、何回もしないとなかなか効果があらわれれないと言われております。しかし、この重粒子線治療というのは、皮膚から何センチ下に患部があるのか、腫瘍があるのか、またどのような大きさの形をしているのか。例えば、そうですね、九州の形をした腫瘍があれば、そのような模型というか、あれをつくって、照射するときにこれを使って、本当に悪いところだけを重粒子で照射する、そういうふうにお聞きしまして、非常にびっくりしたというか、感動したというか、そういうふうな治療法をお聞きして、本当にすごいなと思ひまして、このセンターは、もともとは前立腺がんを最初は対象にやっていたということで、お聞きしましたところ、この重粒子線治療で前立腺がんの治療をした5年生存率は何と95%という非常に高い生存率でございます。ほかのがんは、ちょっと下がるみたいなのですけれども、なかなかすばらしいなと思ひました。

それで、これの対象になる、治療の対象になるがんがありまして、すべてがすべて対象にならなくて、前立腺、肺がん、肝臓がん、膵臓がん、もっとあったと思うのですけれども、ちょっと資料がですね……。骨に関するがん、それも対象になるようございまして、照射する時間も非常に短い。通常の放射線なんかは10回、20回やらないといけない場合でも、数回で終わるといいますね。もう一瞬で終わってしまうという、そういうふうなお話を聞かせてもらいました。

それで、これは先進医療ですから、保険が使える範囲が決まっているということでありまして。保険が使える範囲と使えない範囲で金額がどのくらい、この重粒子線がん治療の金額はどのくらいかかるのか。ちょっと課長、これ、答弁をお願いしてもらっていいですか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

重粒子線の治療は、先進医療と認められております。治療費は、約300万円程度と聞いております。また、この治療に伴いまして、検査等が行われる分については、保険が併用して使われるようになっておりますので、保険適用された分の3割分が自己負担になると

考えられます。

- 9番（穴井宏二君）　そこで、今回私が申し上げたいのが、佐賀県におきましては、がん先進医療受診環境づくり事業ということで、がん先進医療の治療費の助成とか、また治療費を金融機関から借りた場合の利子の補給ですね、これを鳥栖市が行っているということで確認をさせていただきました。

それで、別府市におきましても、そういうふうな、まだ市で取り組んでいるところは、この佐賀の1市だけのような気がいたします。県で取り組んでいるのは、佐賀県と福岡県が取り組んでおります。今すぐ別府でもといっても、なかなか難しいかもしれないのですが、そういうふうながんで困っている人を助けるという視点からも、そういう方面に取り組んでいってはどうかな、そういうふうな環境整備にしっかり取り組んだらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君）　お答えさせていただきます。

まず先進医療といいますと、今、議員の提言がありました重粒子線のがん治療、これだけではなくて、ほかにもいろんな方面で先進医療と言われている部分があります。これにつきましては、治療法としても既に確立をしており、今後保険適用になるかどうか、こういったことが今審議されているような治療法であります。これについては、かなり年月がかかりますし、多分重粒子線のがん治療についても、年月がまだまだかかるのではないかと考えております。

また、民間では、皆さんも御存じかもしれませんが、通常、生命保険の中に、こういったことで日進月歩の医学の治療、治療方法の確立により、先進医療法という附帯条件がついた保険もあります。こういった保険を使われた場合については、そういったものも負担を軽減する、あるいは解消できるような仕組みになっております。

今後、市、県を含めてこういった取り組みがどうかということですが、私もまだ調べ始めたばかりなのでありますが、鹿児島県のほうにも陽子線のがん治療があります。鹿児島県もそういった取り組みを若干やっているように捉えております。こういったことで全国のがんセンター、こういった場所を誘致しているところ、またはその周辺について特に進んでいるような状況ではないか。今後につきましては、先進医療全般ですね、がん治療も含めてですが、大分県内の状況がどうなっているのか、医療情報、そういった収集、それから医学会の医師の先生方にも聞いて、当然治療が必要であれば、診断を受けて意見書なり推薦状を書かないといけなくなると思いますが、その辺の状況もちょっと伺いながら、もう少し調査をさせていただきたいと思っております。

- 9番（穴井宏二君）　そこで、福岡県それから佐賀県が、重粒子線がん治療の先進医療の、金融機関から借りた場合の利子補給をされているということでございました。福岡市は、それをホームページで、福岡県の状況をホームページで紹介しているということをやっております、やはりこれは、部長にも大変お骨折りをいただくと思うのですけれども、これを県のほうにしっかり申し上げていただきたいな、要望を強くしてもらいたいと思うのです。こうなると、やっぱり市長の役割というか、お力をお借りしないといけないと思うのですけれども、この重粒子線がん治療、それから県への要望につきまして、長野市長、何かコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

- 市長（長野恭紘君）　お答えいたします。

先ほど部長が答弁させていただいたところでございますが、今後、重粒子線治療ということで、私も、きょう、初めて議員の御指摘で勉強させていただいたところでございます。今後についても、別府市内でも調査研究を続けて、関係各機関、県や国とも相談をさせていただきながら、別府市としても進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○9番(穴井宏二君) ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

では、このがん治療につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、高齢者、障がい者の方を中心市街地へということで、ちょっと「へ」が抜けましたけれども、「タウンモビリティ」についてということでございます。

これは、福岡県の久留米市が、全国で最初に始めたものでございまして、私も夏それから先月、現地、また久留米市役所のほうに出向いてちょっと勉強させていただきました。

そこで、この「タウンモビリティ」というのは、簡単に申し上げますと、高齢者の方や、また障がい者の方が、ふだん、なかなか外に出ることができない方々を対象として買い物とか散歩とか、ボランティアの方が連れていく、そういうふうなことでございます。また、そのときには車椅子、電動カーとか、若いお母さんにはベビーカーとかお貸しして動いてもらう、そういうふうな事業で、1回500円ということでございます。そういうことをしなくても、そういうふうなステーションに行ってお茶を飲んで話をして帰る、それだけでもいいという、そういうふうな余りないサービスでございました。

そこで、まず高齢者福祉課のほうに簡単にお伺いしたいと思いますけれども、高齢化率、それから単身世帯の状況、それから高齢者の外出支援サービスにどう取り組まれているのか、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

まず、本市の高齢化率でございますけれども、各年の9月末の数値となります。平成25年31.49%、平成26年30.76%、平成27年31.49%となっております。高齢者は、ふえ続けております。

次に、単身世帯でございますけれども、各年の4月1日の数値でございます。平成25年7,597人、平成26年7,354人、平成27年7,577人となり、数値からは必ずしも増加傾向にあるとは言えておりません。

また、外出支援サービスについてでございますが、介護保険制度のサービスの1つとして訪問介護事業所の指定を受けた介護タクシーがございます。利用は、要介護1以上の介護認定を受けている方に限定されておりますが、乗降の介助としてのサービスになります。

○9番(穴井宏二君) ありがとうございます。さまざまなサービスがございます。介護保険サービスの一環としてされているということで、このサービスを受ける方も非常に助かっているのではないかなと思っているところでございます。それに足りないところをタウンモビリティがやっているということになるかと思うのです。あ、足りないというか、ないところですね。

そこで、次は障害福祉課さんにもお聞きしようと思ったのですが、ちょっと時間の関係上、商工課のほうにお聞きをしたいと思います。いらっしゃいますかね。いらっしゃいますね。

先ほども述べましたけれども、このタウンモビリティですね。「タウン」というのは「まち」、「モビリティ」は「移動性」ということですね。まちに移動してもらうということでございました。私が夏にこのステーションに行ったときも、久留米大学の学生さんとか近隣の学生さん、そして最近は国際化が進んでおりまして、タイの女子学生がいらっしゃっておいまして。皆さん、本当に、非常に一生懸命、明るくされておりまして、来られた高齢者の方も非常に喜んでおりまして、500円払うのだけれども、こういうサービスがあると非常に助かるなということで言っておられました。

現在、データをもらったのですが、今年の約1カ月の平均利用人数は30名から50名、延べ人数では、平成25年が1,085名、平成26年は1,044名、同じ人が何回か利用しているかもしれないのですが、そういう意味で結構ニーズはあるなと思えました。そういうふうな意味でおしゃべりだけでもいいし、迎えに来てもらって美容室に行っ

たりとか、こちらでは大きなデパートに買い物に行ったりとか、そういうふうな事業をされておられて、非常に喜んでいただいているところでございますけれども、別府市においても、こういうふうなタウンモビリティという別府市版の、別府市は非常に車椅子の方とか障がい者の方が多いでございますので、別府市版の知恵を絞って何かこういうふうなタウンモビリティをやることはできないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障害福祉課における障がい者の外出支援といたしましては、法定サービスによる外出支援及び地域生活支援事業に基づく移動支援事業がございますが、久留米市が実施していますタウンモビリティ事業のような、ボランティアが関与する送迎サービスは、今のところ実施をいたしておりません。

○9番（穴井宏二君） 商工課のほうにお尋ねしたいと思いますが、答弁をお願いします。

○商工課長（挾間 章君） 障がい者を対象に、今、観光庁のユニバーサルツーリズム促進事業に基づくバリアフリー観光センターを、NPO法人がソルパセオ銀座内、中心市街地の銀座街の中に開設しまして、市外や県外の観光客に対応はしておりますが、観光客の案内のほか、バリアフリーのトイレの場所の御案内とか、バリアフリーに関することに情報提供を行っておりますが、タウンモビリティのような、町なかのほうで御案内をして、そういった車椅子等、そういった電動スクーター等をお貸しするような部分には、今はなっておりません。

ただ、バリアフリーということになりますので、関係課と協議はもちろんのことでありますが、商店街の協力もこれは必要になるかと思っております。

また、タウンモビリティを実施している久留米市のほうでお聞きしますと、必要性のアンケートをとったり、その社会実験をして、そしてまた、それから本格実施という、準備期間が3年ほどかかったというようにお聞きしております。課題やそういった経過も踏まえて、高齢者や障がい者が中心市街地に気軽に楽しく買い物できるように、調査等を含めまして関係課と十分協議していく必要があるかと考えております。

○9番（穴井宏二君） そこで、久留米市役所に行きまして、これにきた高齢者や障がい者の方の声を、代表的な声を、いい声ばかりですけれども、聞かせてもらいました。そのステーションに毎回来るのが楽しみである、迎えに来てくれることで外に出るきっかけになった、また、ひとり暮らしなので、おしゃべりするのが楽しいということです。また、車を持たない方ですね、徒歩しか外出の手段がないため、送迎があるので買い物ができて助かる。もう1つ、若い大学生のボランティアの方と話ができて、またまちのにぎわいを見ることができて楽しい、こういうふうなちょっと代表的な声ですけれども、こういうふうな声がありました。ぜひしっかり熟慮、検討して練って、お願いしたいと思っております。

では、次に有害鳥獣防護柵の制度と自衛対策支援ということで質問をしたいと思っております。これは、今回の議会でも質問がございまして、ダブったところは省いていきたいと思っております。

この質問のきっかけになったのは、明礬方面にお住まいの方から相談がございまして、ひとり住まいのだけれども、夜、イノシシや鹿が、今家の裏に出て、とても寝られない、怖い。朝起きたら、家の周りを掘り返しているというような状況があつて怖いというお話がありました。御相談がございまして、小林課長にもお骨折りいただきまして、対応していただきまして、本当にありがとうございました。

そこで、この有害鳥獣の出没動向も大体お聞きしましたので、結構です。

それで、この有害鳥獣の侵入防止のための金網などの交付金事業の実施状況、また個人への対策ですね、それから補助金の交付要綱では、別府市の交付要綱では「農林業を営む者」とございます。私も、ちょっと大分市に行ってお聞きしましたら、大分市も非常にこ

れが多いということですね。毎日のように電話がかかると言っていました。大分市では、「農林作物を生産する者、またはイノシシにより人身に対する被害を受けるおそれがあると認められる者」ということで、若干違うのですね。こういうところをちょっと変えて、被害が市街地に及んでいることから、補助対象者の見直しを図って見たらどうかと思うのですけれども、ぜひお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（小林文明君） お答えいたします。

集落を金網等で囲む交付金事業は、平成23年度から約50キロを設置しましたが、個人への補助につきましては、従来の電気柵に加え、本年度よりメッシュ柵やネット柵に対しても補助を行っております。

また、補助対象者ですが、県の補助対象事業での交付要綱では、「農林業を営む者」となっておりますが、別府市の現状を見ますと、農業を主にしている人のみならず、小規模で自家消費の農産物を栽培している人も有害鳥獣の被害に遭っており、市単独の補助事業につきましては、延長、設置延長の採択条件はありますが、補助対象者の見直しを検討したいと考えております。

○9番（穴井宏二君） ありがとうございます。そこで、るる質問の中にも、ほかの議員さんの質問の中にもございましたけれども、狩猟者の減少そしてまた高齢化が進んでおります。大分市におきましては、初心者狩猟講習会の受講料、これは別府もやっておりますが、それから狩猟免許試験の申請手数料を補助しているようでございます。また、わなの購入にも補助を出して、皆さんがしやすいようにやっているということでございますけれども、別府市ではどんな支援を行っているのか。行っていなければ、やってもらいたいと思っております。

それからもう1つ。パソコンやスマートフォンを使った、ICTを使っての捕獲、パソコンでワンクリックすれば、わながバンとおおりる、そういうふうなこともあるようでございますけれども、そういうふうなところもしっかり検討をお願いしたいと思っております。この2つ、お願いしたいと思っております。答弁をお願いします。

○農林水産課長（小林文明君） お答えいたします。

別府市では、別府市鳥獣害対策協議会におきまして、わな・銃の初心者狩猟講習会の受講料に対して全額を補助しております。また、試験の申請手数料ですが、まだ補助は行っておりませんが、対策協議会におきまして協議したいと考えております。

また、わなの購入ですが、一般の方には、今補助は行っておりませんが、有害鳥獣捕獲事業を委託しております猟友会に対しまして、今まで協議会等よりイノシシ用の箱わな40基、アナグマ等の小動物用箱わなを32基購入し、貸し付けを行っております。今後の購入につきましても、協議会におきまして協議いたしたいと思っております。

また、ICTの捕獲システムですが、スマートフォンやパソコンを使っての新たな捕獲システムであります。現在のところ、ICTを活用した捕獲システムの導入やセンサー等の購入に対する助成の計画はありませんが、大分県が、ただいま県下8市町で鹿の捕獲の実証実験を行っているところであり、大分県と協議し、設置に向けて要望をしていきたいと思っております。

○9番（穴井宏二君） ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。前向きな答弁を、本当にありがとうございます。

では、次の項目ですね、老朽空き家等除却事業と補助制度について行きたいと思っております。

これは、課長と打ち合わせをさせていただきまして、また今回質問もございまして、ダブっているところはすべて削除させていただきます。

それで軒数、老朽空き家の軒数とか監視状態の軒数、特定空き家の軒数、もうこれらはわかりましたので、結構でございます。

また、ニュースにもございましたけれども、先般のニュース報道でございました千代町の空き家の状況は、5軒が特定空き家ということでございました。

そこで、今回一番申し上げたいのが、老朽空き家等除却事業の補助制度、これについて1つお聞きしたいと思いますけれども、別府市の考え方、老朽空き家の除去制度、これをすれば非常に撤去もスムーズというか、比較的早く済むのではないかなと思っておりますけれども、これを質問するきっかけになったのが、大分市にはこの制度がある、別府市にはなかなか。「あるのではないですか」「あると思いますよ」と返事したら、私の勉強不足で実はありませんで、これはちょっとやらないといけないなということで、今回質問に上げさせてもらいました。

そういうことで北九州市等には、非常に柔軟に条件を定めて、崩壊している家とか、またツタが家を覆っている、家全体を覆っているのを対象にしてやっております。

そこで建設部長にちょっと答弁をお願いしたいと思うのですが、このような空き家の除却に使える補助制度、これをぜひとも別府市でも取り組みをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

別府市には、現在、空き家建築物の除却等に対する助成制度はございませんが、今後は、国の空き家再生等整備事業による除却事業タイプを活用いたしまして、まず対象地域を定め、条件として特定空き家に準ずる建築物について市の要綱等の整備を行い、補助制度に取り組む予定でございます。その際には、他都市の制度等を見ながら柔軟に活用できるように進めたいと考えております。

○9番（穴井宏二君） ぜひ前向きに、よろしく願います。ありがとうございます。

では、続きまして協力雇用主制度、これにつきましては、済みません、また次回の質問ということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

では最後に、子育て支援・産前産後ヘルパーにつきまして、質問をしたいと思っております。答弁する方いらっしゃいますかね。はい。

これも、私の知り合いの方から、子どもを産んだ、なかなか子どもの面倒を見るのが大変だということで、上の子どもさんがいらっしゃったりとか、そういうふうな状況の中で非常に大変なので、何かそれを助けるような制度はないかなということでおっしゃってありました。私も当然あるものと思っておりましたけれども、（発言する者あり）ありがとうございます。この赤ちゃんを産む前、産んでからのヘルパーさんですね。私も近くで……、大分県ではどうもないようですよね、これ。大分県内ではないようです。飯塚市はやっております、ちょっと行ったのですけれども、飯塚市では産前産後ヘルパーということで、ホームページでもばあんと出てきます。非常にわかりやすい表示でございます。

それで、簡単にこれを、どのような制度か、また支援の内容を答弁してもらいたいと思っております。

それから、もう1つ。私が9月議会で、妊娠から切れ目のない支援、フィンランドのネウボラを取り上げて質問させてもらいました。市長も前向きな答弁をいただきました。そういうふうな提言をさせてもらいましたけれども、それを踏まえて産前産後ヘルパー派遣制度について答弁をお願いしたいと思います。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

まず、どのような制度かということでございますが、産前産後のヘルパーを派遣する制度でございますが、出産前後の心身の負担により、家事や育児が困難な家庭においてお手伝いをしてくれる方がいない家庭などにヘルパーを派遣して、家事や育児の支援を行う制度でございます。実施をしている自治体では、利用回数及び利用期間について一定の制限を設けております。また、制度を導入している自治体の支援内容でございますが、食事の

準備や後かたづけ、洗濯、掃除、買い物などの家事支援や授乳支援、おむつ交換、沐浴介助などの育児支援を実施している自治体が多いようであります。

また、最後の質問でございますが、現在、私ども、本年3月に作成しました子ども・子育ての支援事業計画がございますが、その中で利用支援事業の一環として、妊娠から子育てまで切れ目のない支援、先ほど議員が御指摘をされましたネウボラのようなシステムに当たると思いますが、このような制度を構築する必要があると考えております。この産前産後のヘルパー派遣事業につきましても、現在、少子化対策のプロジェクトチームの中で子育ての包括支援対策における施策の1つとして検討しているところでございます。

○9番（穴井宏二君） ありがとうございます。ぜひともしっかり研究をしていただいて、子どもを産む前のお母さん、また産んでからのお母さん、また御家族、しっかり助けていただきたいなと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○24番（河野数則君） 本年最後の質問になります。今回は18名と、大変多くの議員さんが質問されて、随分お疲れだと思います。最後になりましたが、1時間おつき合いをよろしく願いいたします。

質問に入る前に一言お礼を申し上げたいと思います。

実は亀川の件でありますけれども、亀川の旧国道、亀川駅前を北進しますと、右に曲がると公設市場、真っすぐに行きますと、側道があります。その側道のいわゆる生活道路、通称生活道路と言いますが、これができたのが昭和58年になりまして、もう30年来いろいろな事柄が起こっております。2年前の市民との対話集会の席でも、ぜひ改良をお願いしたい。私も議員にさせていただいて、何度となくこの問題を取り上げてきました。寺岡教育長さんにもお願いしましたが、なかなか解決できなかった。それはなぜかといいますと、これは、道路は拡幅、国道10号が拡幅になったときに家が全部移った。その生活のためにつくった側道です。その当時は車の数が少なくて、何も支障がなかったのですけれども、この20年来、車がだんだんふえてきて、朝のラッシュ時には、国道のほうに出なくて側道を利用した通り抜けの車が大変ふえてきた。幅員が5メートルしかありませんので、大型の車、少し大きいのが入りますと、離合できません。離合する場所が3カ所あるのですけれども、なかなか待って離合しようとする方はいないのですね。では、どうするかというと、各家庭に入る歩道に切り込みがあります。その切り込みに片一方車を乗り上げて歩道を走って、また次のでおけるとい状態が続いていました。なかなか解決できずに、地元の方と私も国交省に何度となく陳情に上がり、警察にもいろいろな苦情を申し入れしたのですが、なかなか解決できなかった。

しかし、先般、大変うれしいニュースが入ってきました。国交省の役人の方が、現地を視察しましょうということになりまして、地元の自治委員を初め役員の方々が、私もちゃんと連絡をとって現地を案内して、1時間にわたって現地を見ていただきました。そのときにも、やはり車が側道に乗り上げて、これは通学路にもなっていますから、大変危険な状況を見ていただきました。そして、なるべく早い時期に改良しましょうというお答えをいただいた。これは、1つは建設部の部長さん初め、それから道路河川課の課長さん、職員の方々に大変な御尽力をいただきました。地元も大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

そういうことで、お礼を申し上げて、質問に入ります。（発言する者あり）いや、別に怖くはありません、現実にあったことを質問するわけですから。

まず、通告をいたしております、長野市長さんが就任をされて7カ月が過ぎたわけですが、市民の評価、これはいろんな評価が出ていると思います。1つは、いい評価はたくさんあります。若さで前にどんどん進む、新しい明るい別府をつくっていただける。この評価は、市民から大きな期待が寄せられています。

ただ私は、今回、市長にいま少しお尋ねしたいことは、後援会活動についてということまでこれを取り上げておりますけれども、市長、後援会活動も多種多様な後援活動があるわけですが、先般、感動まちづくり構想推進協議会主催の「長野恭紘感動まちづくりセミナー」というのがありました。このことについて少しだけお尋ねしたい。

これ、いろんな、これは是か非か。これは、私が市長とここでやりとりしても、なかなか結論は出ないと思います。是か非かというのは、各個人が考えるのではなくて、いろんな世間一般の常識、このことを中心にやっぱり考える必要があるのかな。ということは、これは市民の皆さんがどういう判断をするかというのが、このことにつながるのではないかなと思っています。

そういうことで、私が不審に思ったことだけ二、三点申し上げます。

ここに資料を少し持ってきました。これは市長が出されたのか、誰が出されたのかわかりませんが、「長野恭紘感動まちづくりセミナー」というのがあります。これは、私は言うことはない。ただ、この中に、いつやるのか、どういうものがあるのか。これは何も記述もない、日付もない、何もないものが、第1回、第2回、第3回、第4回。1枚のこのセミナーの申込書で、1万円ずつですから4万円つづりです。この4万円つづりが、業者に出された。もう一遍に全部言います。これも私の考えでは、普通、今まで私も三十数年議員をさせていただいていますから、いろんな代議士、いろんな方々のこういうセミナー及び講演会、いろいろ出たことがありますけれども、各1万円が1回だけで終わりという講演会がほとんどだった、セミナーもほとんどでした。今回市長が出されたのは、4万円が先ですね。ですから、これを2枚も3枚も買った方がおられる。ところが、これを3枚買うと12万円です。

それともう1点は、何を、どういうセミナーをするのかわからないのに、先取りということが1件。それから、このセミナーのこれを出された業者が、私が調べた結果、建設業界、管工事組合それから電気工事組合、緑化協会、それから指定管理組合、指定管理者、それからごみの収集をなされている業者がおりますね、組合。そこら辺の別府市の利害関係がある業者ばかりに出された。普通、こういうものをするときは、広く市民の、一般の市民の方に市長のいろんな思いを、いろんな事柄を聞いていただくために、私のセミナーに参加しませんかというのが、私は普通ではないかなと思うのですが、その点はいかがですか。

○秘書広報課長（末田信也君） お答えをいたします。

議員が言われておりますパーティーは、政治資金規正法第8条の2の規定に基づく政治資金パーティーであり、「感動まちづくりセミナー」という名称で4回開催されるものがあります。このセミナーにつきましては、政治資金規正法第12条の規定により開催した、セミナーごとに収支報告書を作成、そして報告するという手順を踏みますので、適正な処理がされたものと認識をしております。

○24番（河野数則君） いや、それは課長、あなたが答弁、それは想定範囲内、私に言わせると。ですから、僕が先に言ったように、この事柄についてここで議論ではなくて、普通、通常の常識の範囲内と言ったでしょう、常識の範囲でしたら、1回1回やるのが当然の普通の常識なのです。先にお金だけ4万円、8万円、12万円、集める人が常識ではないではないですか。これを私は聞きたい。これを問うても、市長は答弁せぬよ。当たり前ですよ、これは政治資金規正法の中で言われることは違反ではありません。ですから、私は、これがいいか悪いかの判断ではなくて、あなた方が答弁することによって市民の皆さんがどう判断するかだけです。

ここに今、議員が24人います。口で、では腹の中で、中は見ませんけれども、この24人の議員が、こんなことどんどんやりなさい、先に金取ってセミナーをやっているんですよ

て、一人もおらぬと思いますよ。そのこと、その都度その都度やるのが常識の範囲ですよ。職員の皆さんもそうだと思いますよ。私は、そのことを問うているだけですよ。

それと、ではもう1点、課長、その答弁として聞きましょう。この感動まちづくり構想推進協議会、この代表者はどなたですか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

今の代表者に関しては、一般の方が代表になっていただいているということでございます。

また、先ほどの3つだったと思いますが、大きな見解の違いがありますので、まずはちょっと御答弁をさせていただければというふうに思いますが、「業者」という言葉が盛んに出てきますけれども、当然業界の方も買っています。しかしながら、私、これ、陰に隠れてやっているわけではありませんので、当然一般の皆さん方に、全員にとこのわけには、これ、ポスティングをしているようなことではございませんので、一般の方々には、従来支えていただいている皆様方にもお願いをして、一般の方、また業界の方もいらっしゃると思います。そういった方々に広くお願いをして行っているということでございます。今、特別に始めたことではなくて、過去においても毎年行っていることでございます。

また、4枚つづりというふうにおっしゃいましたけれども、年に4回やりますということで、お支払いの方法については、その都度で結構ですが、こちらの都合ではなくて、お支払いをしていただく方の都合として、1回で払って、もうその都度払うのはなかなか面倒なので、まとめて払いますという方はそうしていただいておりますし、1回1回の収支報告書によってこれは報告をする義務がありますが、その他の、例えばまとめていただいた方に関しては、その都度のセミナーごとの預り金という形として報告をさせていただいているところでございます。違法でも何でもないという認識でございまして、当然これは、政治資金収支報告書に記載がされ、政治資金規正法という法律がありますので、それにのっとりしっかりと適法にやらせていただいているということでございます。

○24番（河野数則・君） それは市長、あなたはそう言いますが、私がいろんな方にお会いして聞いたことは、全然話が違います。この4枚は、全部みんな、皆さんは現金でお払いしています。1万円以上はほとんどいません。というのは、それは業者、それはあなた、一般市民、一般市民は、私は、ほとんど亀川の一般市民に聞いても何も来ていません。ほとんど業者ではないですか。それは言いわけです。ですから、私がここでいい、悪いの議論をするのではなくて、今、このテレビを、たくさん見ている方がおります。そのことが、やっぱり市民が判断をすること。

それから、年に4回と言いますが、これはまた、この終わった後、またやられるのですか。

○市長（長野恭紘君） この年4回でございしますが、年度ごとに4回ということで決められておりますので、直近で申し上げれば、12月19日に中山恭子先生をお迎えしてセミナーを開催させていただく。また、あと残りは年度ごとにそれぞれ年4回と決められておりますので、順次開催をさせていただくということでございます。

○24番（河野数則・君） これは市長、ここでいろいろな話を私とあなたがさしでも、話は尽きません。このことを余り言いたくありませんけれども、もう1点お伺いします。

まだ市長、今、あなた、この政治セミナーをやらせていますけれども、自民党籍をお持ちですか。別府の自民党第18支部をお持ちですか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

市の一般事務ではございませんので、これ以上の答弁は差し控えたいと思います。

○24番（河野数則・君） 私の知っている範囲ではお持ちだろうと思います。ただ1点、

これはもう最後にします。この政治セミナーも余り好ましくないと、私は考えます。

それから、もう1点。今、党籍がありませんか、ないですか。ありますか、どうですか。それとも18支部はお持ちですか。これ、市長、あなたが市長になられて一番提唱されているのは、「別府市はひとつ、市民はひとつ、心はひとつ」。私も長く議員をさせていただいていますから、歴代の市長さんを見てみますと、私がつき合いした中で脇屋市長さん、中村市長さん、井上市長さん、浜田市長さん、4名、あなたを含めて5名ですけれども、4名の市長さんは、脇屋さんも中村さんも井上さんも自民党でした。市長になられて全部党籍を離れました。浜田さんも、社民党の党籍を持たれておりましたけれども、県会にいたからね、市長になり党籍を離れました。

私は、やっぱり首長になる場合は、今私が言ったように、あなたが「別府はひとつ、市民はひとつ」という心があるならば、やっぱり党籍を離れて市民党になることが、一番市民の皆さんにお応えする原理かなというふうに思います。

この項については、もう終わります。

それから、ワンコインバスについて、少しだけお話をさせてください。

どうも腑に落ちない。委員会でもいろんな論議をしましたが、行政は引こうとしません。これは試験的にやる、やるということ。これ、ワンコインバスの項を引くといろんなものが出てきます。コミュニティーバス、それからムーブバスね、それからいろんなあれが出てくる、100円バスね。いろんなのが出てくるのですけれども、これを全部調査してみますと、このワンコインバスの原点は、これは、山中の実証実験をやったことが、どこの都市もないのです。ただワンコインバス、これは大体「ワンコインバス」ではなかったのですね。これは、通常「100円バス」と言います。ただ100円のワンコイン、1枚で乗れるから通称「ワンコインバス」というように、通称がなっただけで、旅客組合、例えば亀の井バスにしますと、これは「ワンコインバス」なんか登録はありません、「100円バス」。ですから、料金も100円設定で、この100円で設定すると、本当に説明が不親切。下に、身体障がい者の方半額、子ども半額と書いておる。身体障がい者でも、市長、1級、2級、3級、4級、等級が全部あるのです、いいですか。4級の方は半額になりません。ただ身体障がい者は半額、こんな明記よろしくない。ただ取ってつけたようなものだと思うのです。料金設定すれば、ちゃんと半額になります。そこら辺ももう全く説明がなっていない。

それから、この今言ったワンコインバスね、100円バスは、何が原点かといいますと、交通緩和をする、それからいろんな大気汚染、これを防ぐために郊外に店がどんどんできる、いろんな買い物難民ができる。そういう利便性を図るためにできたのが、このワンコインバスです。このワンコインバスの原点は、例えば駅、別府では別府です、別府駅。別府駅を核に、普通は大体1キロから1.5キロの範囲内で循環するバスのことをワンコインバス、通常日本全国全部言います。別府市一円を全部回るようなワンコインバスなんかありません。

その証拠に、大分で今やっている事業がありますね。この大分でやっている事業は、大分でやっているバスがあるのですよ。これは市長、あなた御存じでしょう、大分駅前から上野を通過して、美術館を通過して、また大分駅に帰ってくる。このわずかな市内だけの距離ですね。福岡の西鉄がやっているバスは、福岡市内の博多駅を起点にやっています。久留米は久留米駅を起点にやっています。それから、北九州は小倉の駅を起点にやっています。そういう狭い範囲の中でやるのが普通、通常のワンコインバスで、あなた方がやろうとするバスは、これはワンコインバスではないのですよ。これは、コミュニティーバスなのです。ですから、100円バスとコミュニティーバス、もともと違うのです。成り立ちが違う、やり方も違う。

ですから、今度東山でやるバスについては、恐らく私は、福祉バスか何かの名称、です

から、今あなた方が3カ月三百何十万つけて、予算つけてやっていますけれども、恐らくこれ、実証実験やってもうまくいかないと思いますよ。なぜかという、ワンコインで市内に来られない。鳥居から運んでくるだけです。鳥居から530円かかる。誰も乗らぬと思いますよ。東山の方は、うちの山本が、会派長が言ったように、東山から市内に来たいのです、ワンコインで来たい。しかしワンコインバス、それはできません。不可能なのです。ですから、そういう何かこじつけみたいなワンコインバス。

ただ市長、あなたの政治公約の中にも、住宅地の中から、全く今度あなたたちがやろうとしたことが、相反するものが出ています。これ、言いましょうか。言わぬほうがいいかな。この中に、市長、あなたの前に出したものがあるのですけれども、これはもう入っているのですけれども、もうこれは言いません。なぜ言わないかという、委員会で私も議員の一員として予算を認めさせていただいた。そういう中でぜひこのワンコインバスの事業が成功するように頑張ってくださいよということを申し添えました。

ですから、工藤部長、委員会で私が申し上げたように、ぜひこのワンコインバスは福祉に丸投げしないように、あなた方の手でちゃんと正式のワンコインバスとして仕上げてください。そのことだけ要望して、このワンコインバスを終わります。(発言する者あり) 答弁は要らぬ。答弁しても、できぬだろう。

○議長(堀本博行君) 答弁要りますか。

○24番(河野数則君) 答弁は要りません。答弁、本田課長に、答弁は要りませんと言っておる。なぜならば、委員会で予算を私は認めましたから、私の思いを述べて、このワンコインバスを福祉に丸投げしないようにとお願いしておるだけです。

続いて、体育施設の管理運営について伺います。スポーツ健康課の課長、見えているかな。はい、よろしく。

まず、本市における公の施設について文化施設、体育施設、学校等がいろいろありますが、体育施設が幾つあるのか。そして、その管理運営状況についてはどうなっていますか。御答弁ください。

○スポーツ健康課長(溝部敏郎君) お答えいたします。

本市の体育施設は、25施設あります。その内訳は、指定管理者委託が、実相寺多目的グラウンドなどの15施設、直営が、パークゴルフ場などの7施設、その他でクレール射撃などの3施設であります。

○24番(河野数則君) これらの体育施設を含むこの施設の管理については、従来体育施設を含む、公共団体または公共団体と委託をされてきましたが、平成15年、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成する必要があるため、条例で定めるところにより法人、その他団体であって、当該普通地方公共団体等が指定するものに当該公の施設の管理等を行わせることができるという法改正がされました。指定管理制度が創設され、指定管理者としての公の施設の管理を行うことができるようになったわけですが、そこで、体育施設の指定管理委託の状況についてお尋ねします。

各施設の指定管理及び市の負担額は、どのようになっていますか。

○スポーツ健康課長(溝部敏郎君) お答えいたします。

平成26年度の体育施設の合計の指定管理料は、1億9,066万3,000円です。市の体育施設に要する負担額は、7,509万3,000円です。

○24番(河野数則君) 私は、昭和58年に議員にさせていただきました。60年に北海道に視察に行った折に、このパークゴルフがあるのを見せていただいた。おもしろい競技があるな。そのころは、大分県、別府はゲートボールが全盛だった。その時代です。こんなおもしろい競技があるな。高齢者がいっぱいですよ、北海道は。そのときは本当に簡易な施設で、しかし、その中に大きな広い広い広っぱの中に小高い山があるのですね。山に木

をいっぱい植えている。その中にコースがある。フラットとか、その中も通っていったり、池を回ったり、いろんな工夫してつくったのが、公園でつくる、ゴルフね、このパークゴルフ。これは、ボール1個とスティック1本あればできる競技。おもしろいな。私もそこで昼食した。早く食べて私も1コースだけ回らせていただいた、その高齢者と。「毎日来るのですか」「毎日来るのだ」。おもしろいということで、それを私は持ち帰って、当時の脇屋市長さんにお話をしました。そのころは、パークゴルフは全く別府では根づいていませんでしたから、それから井上市長さんになった。

そのときに、私は、ある宮崎さんという人に出会いました。その宮崎さんが、このパークゴルフに熱心な方で、私と意気投合して、井上市長さんにいろんな資料をそろえて、北海道に行き、熊本に行き、そのパークゴルフのいろんな資料を集めて、これは別府市のために必ずいいものになりますよとお願いしました。井上市長さんも、これはいいな、場所を探してこいということで、天間のアフリカンサファリの前の、今ゴルフの練習場があります、あの天間草原にしようかな、それから扇山ゴルフ場の10番の上にしたらどうなのかな、いろんな場所選定をしながら、浜田市長さんにかわられた。そしてまた浜田市長さんにも、協会の方々と一緒に資料をそろえて何度となく陳情に上がりました。そしていろんな、浜田さんも、これはお金がかかるから無理かなという話があったのですが、このパークゴルフは、将来スポーツ観光、いいよ、それから3世代交流、町内の融和、いろんなコミュニケーションができますよというものも全部つくり上げて、少し予算がかかりましたけれども、やっと日の目を見ました。それを今から私が皆さん方に説明、余り時間ありませんから、早口で言います。

このパークゴルフについては、1983年、昭和58年に北海道の十勝支庁の幕別町というところで考案され、現在、国内で120万から150万人ぐらいの愛好者があるとされています。

そこで、私も健康面でこの効果について調べてみましたが、札幌国際大学の佐久間教授、この方がパークゴルフと健康ということで研究をされています。効果がたくさん出ている。健康医療の効果について、財政の圧迫軽減が大幅に期待できる。パークゴルフ場を建設し、高額医療市町村の指定から外れた北海道長沼町、3年間で5,000万円の医療費を削減した宮城県田尻町、今の大崎市です。さらには、リハビリの手段としてパークゴルフを導入している北海道恵庭市の島松病院、いろんな行政から、医療から、病院から、学校からこのパークゴルフをたくさん取り入れているところがあります。

市長、パークゴルフが一番いいのは、3世代ができるのです。孫、親、おじいさん、おばあさん、それから夫婦間、それから町内。いろんな方々が一緒に緑がはびこる芝生の中で、わずか1キロぐらいのコースですけれども、いろんな会話ができる。スティック1本で打ちながら、この打った打数を計算しながらね。私の友人が、定年退職をして、その人は余り趣味がなかった。家にずっとおって、もうお荷物、ごみですよ。「あなた、どこか行きなさい」、奥さんから言われる。「なんか、おれは一生懸命60年働いて、家でお荷物扱いか」と。ごみ扱いか。このパークゴルフを知って、では、おまえ、パークゴルフと一緒にいこう。夫婦で行かれた。これで夫婦のコミュニケーションがもとに戻って、今夫婦円満になった。こういうことも話を聞いています。

それから市長、市長は、三重県のこと、名前は言いませんが、詳しいと思いますけれども、三重の志摩市では、今どんどんパークゴルフが普及され、そしてパークゴルフの効果を知るために三重大学教育学部の保健体育講座の重松良祐氏、それから鶴原清志氏、杉田正明氏、この3氏の調査研究機関が、三重大学の中にあります。これは、志摩市と共同で医療との関係がどうあるのか調査をしています。これも将来的に少子高齢化を迎える中で、高齢者の高額医療がどんどん減ることを期待してのことです。

こんなことを言うと、市長、ちょっと怒られるかもわかりませんが、以前、私どもの亀川では、近所のおばちゃん、「おばちゃん、きょう、きれいにしておるな。パーマに行ったのかい」「うん。河野さん、きょう、隣の何とかさんとお医者に行くのだ」。市長、お医者、病院に一緒に行くことが、本当の話ができる高齢者のコミュニケーションの場だったのです。それが、このパークゴルフができたことによって、「パークゴルフに行こうか」。足が少し痛い、手が痛い、しかし、パークゴルフに行って手を動かし、歩いて運動することによって、それが医療に何もかからなくて治ったという実例が幾らでもあるのですね。

ですから、さっき言いましたけれども、ただ机上の計算で収支だけを計算するのではなくて、この医療効果、これは附帯効果として大変なことになる、大変いい結果を生むということです。このことを私は、きょうは言いたくてこの質問を取り上げました。

課長、あなたに、今回、市長、ちょっとお見せしますけれども、これを言う前に、私なりに、これは行政がつくった資料ではありません。全部個人で、パークゴルフの方に御加勢をいただいて、これを私がつくりました。全部そうです、これだけのものをね。ですから、今回私が質問事項にしていることに、行政のほうから99%資料をいただいています。

私は、議員が質問するのには、行政から資料を求めるのではなくて、自分がいろんな資料を集めて、資料をつくって、足りない分だけ資料要求をする、これが私は議員の質問のあり方と思っていますよ。全部資料を集めて、この資料に基づいて質問、これは質問ではありません、これはいちゃもんをつけることになる。

これ、課長、全部差し上げましたね。この中にね、市長、そこから見えぬでしょうけれども、これも調べました。別府市の体育施設、体育施設の管理の現状、体育施設の指定管理者、指定管理者委託施設の管理状況、体育施設の指定管理のグラフ、それから体育施設の利用状況、これもグラフをつくった。体育施設の収支状況、直営か委託か、指定管理者の委託の情報シート、それからいろんな指定管理にしている業者、全部このグラフにして、全部収支の報告をして、この情報シート、この体育施設はこういうものですよ、こういう面積がありますよ。これを全部調べて、私が一緒にパークゴルフ協会の人と調べた情報のほうが、行政の情報より詳しいと思いますよ。それを全部スポーツ健康課の課長さんに差し上げました。これを差し上げますから、パークゴルフのことを研究してください、そしてパークゴルフが別府に必要なことを行政が、市長、理解してください、こう申し上げました。

ですから、これ、行政がそういうことですから、一朝一夕に結果は出ません。医療にかかる問題もありますから、これは3年たち、5年たち、10年たち、これしか結果は出ない。しかし、行政がすることは、皆そうだと思いますよ。別府市は、いろんな体育施設を自分たちがつくっても、採算が合うわけがないのですよ。商売人は、いろいろなものをつくれれば、合わねば誰でも売ればいい。行政は、そうはいきません。

ですから、このパークゴルフ場も、私に言わせると、前回、議員は25名でした。全会一致でした。ですから、皆さんから認めていただいた施設は、いろんなことを言うのではなくて、どうあったら別府に貢献できるのか、どうしたら市民にお返しができるのか、このことをやっぱり議員が、できたものを真剣になって考える必要がある。これが、議員25人が全会一致でしたことは、共有の考えだと思いますよ。

課長、今、長々と言いましたけれども、御答弁をください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

パークゴルフ場は、ことしの3月15日にオープンして、12月からボールの飛球がなくなりましたので、全ホールオープンをしました。非常に利用者は喜んで来ていただいています。特にファミリーも、土曜日・日曜日に家族が非常に多く集まっています。あるいは、平日もいろんな関係団体の方が集まって楽しそうにやっている姿を、私もよく目にし

ています。非常に3世代スポーツの健康増進のためには必要な施設だと私は考えております。

- 24番(河野数則・君) 市長、この病院でね、調査の結果をもう少し詳しく言いますと、このパークゴルフをした医療の検証結果が出ています。血圧や総コレステロール、LDLコレステロール、ヘモグロビンa1cにおいて、このパークゴルフの実施者の平均値が、しない人の平均値と随分違います。このパークゴルフ、運動することによってこの平均値が随分下がっております。皆さん知っているように、血管内腔の狭窄や血管壁の硬化を防ぐことや、動脈硬化や心筋梗塞といった心血管系の疾患を予防し、改善をします。ヘモグロビンa1c、わかっていますか。このヘモグロビンa1cは、人間が一番怖い病気です。これは糖尿病です。これが運動することによって改善につながる。これらの疾患、つまり高血圧症、動脈硬化、心筋梗塞、糖尿病は、年齢を問わずその予防、改善の必要がある。医者にかからなくてもパークゴルフをすれば治るといって、予防できるではありませんけれども、運動することによって、しない人とした人との比較対象をしたときに、する人のほうが随分数値が低かった。この検証結果も出ています。ですから、これ、先ほど言いましたけれども、高齢化社会を迎えるために、やっぱり高齢者が元気で過ごすためには、別府市が、「パークゴルフをしませんか」、いろんなことを言うことが一番だろうと思います。

それから、もう1点は、これ、スポーツ観光にも大変寄与します。これは、世界で……、もう時間が余りありませんから、全部これをしようと思うと時間がなくなりますから……。ちょっと待ってくださいね。

まあ、観光の話をしてしまおう。市長、これ、防球ネットができて1カ月ぐらいの間に随分問い合わせがありましてね、別府の温泉につかってパークゴルフをしたい。泊まる宿がない。1泊2食で七、八千円で泊まれるところはないかなという問い合わせが何か所かありました。私も、鉄輪の旅館をやっぱりそういう人のために紹介してきました。

今、別府市にパークゴルフ協会というものがあましてね、この会員が160名近くいます。この会員の方は大分県の協会、九州の協会、全国の協会、全部協会員になっています。それで、このパークゴルフ場をつくるに当たって、浜田市長さんからパークゴルフ協会も別府市の体協に加入しなさい、これも別府市の体育の1つとして認めてあげましょうということで、今パークゴルフ協会は、別府市の体協に加入しています。そこまでやって、いろんな貢献をしながら日々努力をしているわけです。ですから、このことについて何かどうも、私は6月に亀川のまちづくりで、行き違いがあったのでしょうけれども、質問したときにも、市長が口出しすべきなのかどうかわかりませんが、今の財政状況の中でパークゴルフ場もという一言が出てきた。えっと、私は違和感を感じました。私はパークゴルフを質問していないのに、このパークゴルフ場が4億数千万かかった。このことが高過ぎると言われるのかなと思ったのですが、今、私が医療の関係、それから3世代の交流、それから夫婦がペアでできる、そういうものをちゃんと考えれば、これはお金にかえられないな。

それから、うちの松川章三議員からありましたネーミングライツね、命名権。このこともぜひ取り入れていただきたいな。これによって、教育長、管理料が随分助かります。ですから、さきの松川議員の質問の中にも、そのことを今、検討しましょう。これは、私は金額ではないと思いますよ。いい企業を見つけてくれば、やっぱり広告宣伝料に値するわけですから、県外から、県内から、外国の方から、いろんな方がやっぱり来られる。そういう方が、大分県にこんなすばらしいいろんな企業、メーカーがあるのかな、これは目にかかると思います。

それから、1点ね。市長、先般、まだ18ホールが3ホールを閉鎖したときです。韓国のAPUの子どもさんとか韓国から、教育長、自分のマイボールで回る、自分のを持って

きたのです、スティック。自分のを持ってきてあの別府のパークゴルフ場で、本当、1ラウンドしかできない。しかし、3ラウンドさせてください、そういう外国人の方もおるのですよ。

今世界で、たしか12カ国ぐらいこのパークゴルフをやっている国があります。これも1つの国際交流になるのかな。

ただ、市長が「うん」と頭をかしげて……。別府のパークゴルフ場、正直言って立派なものです。本当は、私もびっくりしました。ここまで立派なものをつくるのかなと思ったのですが、別府の一番まちに近いあの中につくるのなら、やっぱり立派なものがいいのかな、別府の象徴になるのかなというふうに思いました。なぜならば、あの実相寺の山をはげ山にしたくなかった。外から見て木があって、グリーン、緑を植えて、外から見ても、あれが土がむき出しになったりすると、外部がおかしなものになります。お金は少しかかったと思いますが、そのかかっただけ効果が生まれれば、またすばらしい結果になるのかな。

いろいろ個人的に話をしました。ぜひ教育長、何か所見があればお話しください。

○議長（堀本博行君） やがて、正規の時間となりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

少子高齢化の社会を迎えるに当たりまして、この実相寺パークゴルフ場というのは、非常に多くの効用や成果がある施設であると認識していました。3月15日にオープンをしましたけれども、市民の皆様、観光客の皆様安心して使える状況ではないということで、長野市長にも御相談を申し上げ、市長を中心にしまして、市長部局と連携をとりながら関係者の御理解・御協力によりまして、何とか一日も早く安心して市民の皆様、また観光客の皆様が利用できるように、今全力で尽くしているところでございます。

○24番（河野数則君） もう最後ですから、余りくどくど言いません。市長、最後に一言お礼を言います。懸案でありました防球ネット、ゴルフの練習用の防球ネットだけかなと思ったのですが、市長の英断でしょう、明豊高校の防球ネットも補助金を出して、来年3月には解決をする。こういうことで来年3月には硬式のボールも入ってきません。恐らくゴルフボールもあのパークゴルフ場には飛来することがない。安心をしてプレーができるのかなというふうに思います。

私も先ほど申し上げたように、パークゴルフ協会の一員としてこれからもパークゴルフで別府に来ていただくお客さんを一生懸命誘致しながら、このパークゴルフ場が、つくってよかったな、別府のお荷物にならなくてよかったと言われるように頑張りたいと思います。

最後に市長に一言私もお礼を申し上げましたから、パークゴルフ場について今私がいろいろ、るるお話をしました。何か思いがあれば御答弁をください。

○企画部長（工藤将之君） お答えいたします。

我々は、パークゴルフの競技そのものを、競技それ自体を否定するわけでもない、もちろん当然ですけれども、昨日来言いましたように、議論がありますように、総合戦略につきましても、PDCAサイクルをきっちり回すというふうに市長も申し上げておりますので、このパークゴルフ場とて例外ではなく、必要に応じてPDCAサイクルを回して検証をする必要があるというふうに考えております。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

今、議員が言われるとおり、せっかくでき上がった施設でございますので、これを利用してしっかりとスポーツ観光や地元の皆さん方の健康の増進につなげていかなければいけない、このように考えておりますし、フルで18ホール利用できるまでに大変に、私が市長に就任して以来、大変——自分で言うのもなんですが——苦勞をいたしました。ゴルフ

場ですね、練習場の社長さんにも、今まで別府市として失礼があったのではないかということでおわびを申しあげました。そのおわびを受け取っていただいて、今、工事をさせていただいております。これにしても1億数千万円のお金をかけて別府市からの、今回は交付金、補助金一切なしで独自でやっただけだということ、大変に御迷惑をおかけしているというふうに思います。

また、別府大学におかれましても、今回お願いを申しあげて、何とかこちらが負担金、交付金という形になるのかわかりませんが、1,000万円の予算を計上し、球が飛んでこないようにということでフルに開けるようになりましたので、これを今後とも生かしてしっかりと別府市のスポーツ観光、健康の増進につなげてまいりたい、このように考えているところでございます。

○24番（河野数則 君） いや企画部長、私は、あなたの答弁には納得しません。

市長、ありがとうございます。

私は、あなたにそんな答弁をお願いした覚えはありませんよ。あなたは、いつもそんなにあるのですよ。まあ、それはいいですよ。

市長、そういうことでるる申しあげましたけれども、これからもぜひパークゴルフ場を別府の、先ほども言いましたけれども、お荷物にならないように、私も一生懸命頑張って、行政も一生懸命頑張っていたきたい、こう申しあげて、少し時間が余りましたけれども、これで終わります。

○議長（堀本博行君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。あす17日は、事務整理等のため本会議を休会とし、次の本会議は、18日定刻から開会をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、次の本会議は、18日定刻から開会をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時59分 散会

